



2021.3
VOL.4

グローバル マネジメント

The Global Management of Nagano

【論文】

- 近世期における諸藩の放鷹文化—尾張藩の鷹匠・林氏と
当家伝来の鷹書の紹介—……………二本松泰子 1
- 住民主導・無作為抽出による住民参加
—自分ごと化会議in松江を素材として—……………宮森 征司 16
- 杜甫における「杜鵑」のイメージ……………谷口眞由実 28

【資料・研究ノート】

- 諏訪市博物館寄託諏訪神社上社権祝矢島家文書
『諏方大明神畫詞』全二冊全文翻刻……………二本松泰子 50
- 長野県立大学の教育と学生の成長を可視化する①
—学生が感じる全寮制の利点・欠点—
加藤 孝士・中山 智哉・新保 みさ・宮城 正作・
小笠原明子・太田 光洋・笠原 賀子…………… 73
-



近世期における諸藩の放鷹文化

— 尾張藩の鷹匠・林氏と当家伝来の鷹書の紹介 —

二本松泰子

はじめに

中世から近世において、わが国の鷹狩りはもっぱら武士たちが実施した。具体的には、武家の大身領主に仕える鷹匠たちによって鷹術の実技が営まれた。すなわち、主催したのは大名家などの支配者であるが、実行したのは彼等に仕えた「鷹匠」たちである。従来の研究史では、鷹狩りの実態やその文化史的意義について、もっぱらこのような主催者側（支配者側）に主眼を置いた考察を中心に進められてきた。それは、あるいは古代王朝期における天皇の鷹狩りであれば、王権に裏付けられた支配者のための示威行為として一元的に解釈することも可能かもしれないが、中世以降の武家の鷹狩りについては、多種多様な文化事象を伴いながら複雑に展開したため（注1）、それが有する文化史的意義については複層的な解釈を試みる必要がある。

このように、武家の鷹狩りをめぐる多彩な文化事象の中で、稿者が注目するのは、「鷹書」というテキスト群の存在である。鷹書とは、鷹狩りに関する実技的な知識のみならず、鷹の縁起や物語を記載した伝書のこと、たとえば、中世末期以降においては、鷹術流派のアイデンティティを確立するために流派所縁のテキストが多数制作された（注2）。こういったテキストと関わる鷹術流派が隆盛することによって、鷹狩りの礼法的な価値が高まり、やがて当時の成熟した武家文化の一角を担う文化事象を生み出すことになったのである。他にも、特定の鷹術流派とは無関係のテキストについて、鷹匠たちがそれらを制作することで文事的営為を創出する要因となった事例も確認できる（注3）。こういった現象から窺えるように、鷹書は、中近世期において放鷹を介する武家文化の発展を支えた書物群であった。

稿者はこれまで、このような鷹書に注目する立場から、主に中世末期以降の鷹匠に伝来した鷹書群について取り上げ、その内容を分析することで、それらと関連する武家の放鷹文化の実態に関する検証を進めてきた。本稿もまた同様に、今回新たに確認された尾張藩の鷹匠伝来の鷹書と鷹匠文書（いずれも架蔵本）について取り上げる。具体的には、尾張藩士の林氏に伝来したテキスト群について紹介する。それらの全容を概観することによって、中近世期における武家の鷹狩りの実像について、文化的な視座からその一端を明らかにする情報を提示したい。

一 林氏と当家伝来の鷹書について

今回、取り上げる鷹書と鷹匠文書を伝来した林氏は、代々尾張藩の鷹匠を勤めた一族である。たとえば、江戸時代後期に尾張藩が作成した藩士の系譜集『藩士名寄』にも、林氏の一族で、鷹匠となった人物の名前が多数散見する（後述）。

本稿では、まず、当家伝来の文書群に含まれる鷹匠文書に見える情報から、当家の鷹匠を勤めた人物について確認する。当該テキストの書誌を以下に記す。

(ア) 『當家代々勤書』（外題）。縦^{5.5}×横^{13.9}。本文共紙表紙。紙縫り綴じ。表紙中央やや右上にひょうたん型の蔵書印。表紙中央にウチツケ書きで「當家代々勤書 前ノ川 林（2）四方の正印「林」」。全三丁。裏表紙見返しにも本文有。半葉六行×十四行。漢字カタカナ交じり文。朱筆の書入れあり。寛永年間～文政年間

の当主の系譜および鷹匠としての履歴が記されている。

同書によると、寛永年間以降における代々の当主六人について、それぞれの系譜と経歴が記されている。以下に、各人物の注記に見える主要な情報を簡条書きで示す（原文を引用した部分において、虫食いなどで判別できない文字については□で示した。以下同じ）。

① 林儀兵衛 藤原定秋

・「林駿河守通村（未詳）」の末裔で、「林孫七郎（未詳）」から四代の孫。

・寛永十九年（一六四二）に「源敬様（尾張藩初代藩主・徳川義直）」に召出されて「同心御鷹匠」を勤め、「御切米拾貳石扶持三人分」を下された。

・「瑞龍院様（尾張藩第二代藩主・徳川光友）」の時代の元禄十二年（二六九九）九月十日に病死。

・尾張藩に総じて「年數五拾八年」仕え、享年「七十九才」であった。

② 林与右衛門 藤原展清^{ノフキヨ}

・「儀兵衛二男」。

・「延寶五年（一六七七）」正月、「瑞龍院様」の時代に「御鷹匠」を勤めた。

・「圓覚院様（尾張藩第四代藩主・徳川吉通）」の時代の「元禄十四年（一七〇二）」十一月十一日に病死。享年「四十二才」。

・「延寶五年」正月に「同心御鷹匠」を勤め、「御切米八石御扶持貳

人分」下された。そののち、「御加増御加扶持」によって「拾壹石五斗三人扶持」を下されるようになる。

・「瑞龍院様」に鷹を以て仕えた。

・「泰心院様（尾張藩第三代藩主・徳川綱誠）」に鷹を以て仕えた。

総じて勤務年数は「貳拾五年」である。

③ 林源蔵 藤原充莫^{ミツシゲ}

・「与右衛門二男」。

・「源戴様（尾張藩第八代藩主・徳川宗勝）」の時代の「延享三年（一七四六）」正月に鷹に関する跡を継ぎ、「同四年（一七四七）」十月に鷹を遣って報酬を得た。

・「寶曆五年（一七五五）」正月、「同心御鷹匠」に召出されて勤め、「御切米拾石御扶持三人」を下された。

・「明和三年（一七六六）」の「二月廿六日」に「前之川」にて屋敷に居す。

・「源明様（尾張藩第九代藩主・徳川宗睦）」の時代の「明和八年（一七七二）」十月三日に病死。

・勤続年数「拾七年」、享年「六十七才」。

④ 林源兵衛 藤原光林^{ミツシゲ}

・「源蔵惣領」。

・初めは「源之丞」と称した。

・「源明様」の時代の明和四年（一七六七）の八月に鷹に関する跡を継ぎ、「同八年」の「十二月廿九日」に父祖の「同心御鷹匠見習」に召出され、「御扶持方三人分」を下された。

・「安永四年（一七七五）」の「十二月十六日」に「同心御鷹匠」関連の役職を仰せ付けられ、「御切米八石御扶持貳人分」を下された。

・「安永八年（一七七九年）」の「正月十三日」に「同心御鷹匠本役」を仰せ付けられ、「御加増米貳石御加扶持壹人分」を下され、「都合御切米拾石御扶持三人分」となった。

・「寛政五年（一七九三）」の「三月廿五日」に鷹匠関連の役職を仰せ付けられ、「同六年（一七九四）」の「四月十五日」に「鳥目百疋」を献上してお目見え仕り、「同廿四日」に「御鷹匠」を仰せ付けられ「御加増米三石御加扶持壹人分」を下された。都合「御切米拾三石御扶持四人分」になった。

・「寛政八年（一七九六）」の「二月十八日」に御例の「御鷹匠」に仰せ付けられ、「同十一年」の「四月十五日」に「御切米御扶持方」ともに俵数となり、「五拾八俵高」を下された。そのうち、三拾俵は世録になった。

・「享和三年（一八〇三）」七月の時に、「御紋附衣服之儀上下」の着用について仰せがあった。

・「文化三年（一八〇六）」の「正月十一日」に「六拾四俵高」を下された。

・「同年七月九日」に「御鷹匠」の役を仰せ付けられる。

・「當御代（尾張藩第十代藩主・徳川齊朝）」文政五年（一八二二）二月十八日」病死。享年六十六才。

・「源兵衛養子」。

・「源兵衛養子」。

⑤ 林源三郎 藤原光正

・「源兵衛養子」。

- ・初めは「乙三郎」と称した。
 - ・実は「□御□大墅崑助」の三男。
 - ・當御代（徳川斉朝）享和元年（一八〇一）の三月十一日、婿養子となって（当家の）跡を継いだ。この時十二歳。
 - ・同二年（一八〇二）の「三月廿一日」に鷹に関する跡を継ぎ、「同五月十九日」に初めてお目見えした。
 - ・文化八年（一八一二）の「三月十四日」に「御鷹匠見習」として召出され、「御切米三拾俵」を下され、さらに「四拾四俵」となった。
 - ・文政二年（一八一九）の「十二月廿一日」に「御鷹匠」を仰せ付けられ、「同年十二月廿六日」に「五拾八俵」となった。
 - ・文政五年（一八二二）の「七月十一日」に「亡父源兵衛」の跡をついで切米を相違なく下され、「五拾八俵」下された。
 - ・文政八年（一八二五）の「六月廿四日」、御例の「御鷹匠」を仰せ付けられた。
- ⑥ 林松四郎 藤原光久
- ・「源三郎養子」。
 - ・実は「源兵衛二男」。
 - ・當御代（徳川斉朝）文政二年の八月初日に御目見えし、「文政三年（一八二〇）」の二月に養子になった。
 - ・「文政六年（一八二三）」の「九月廿五日」に「御鷹匠」として召出され、「御切米三拾俵」を下され、さらに「四拾四俵」を下された。

ところで、先に触れた『藩士名寄』（名古屋蓬左文庫所蔵、請求番号一四一ノ一）にも、右の④「林源兵衛（源之丞）」の名前が見え、右掲書の注記と同様に明和八年十二月二十九日に同心鷹匠見習いになった由などの履歴が記載されている。また、同じく『藩士名寄』に右掲の⑤「林源三郎（林乙三郎）」の名前が見え、やはり右掲書の注記と同様に文化八年三月十四日に御鷹匠見習いになった由などが記されている。さらに、同じく『藩士名寄』に右掲の⑥「林松四郎」の名前が見え、右掲書の注記と同様に文政六年九月二十五日に御鷹匠となったことなどが記述されている。このように、右掲の『當家代々勤書』には、尾張藩の公式記録と一致する情報が掲載されていることから、当該文書に見える林氏当主の履歴は、史実と重なる内容が記されていることが推測されよう。

次に、このような当家に伝来したとされる鷹書および鷹匠文書の書誌一覧を以下の（イ）～（ソ）に掲出する。

- （イ）『林氏家傳 附録』（外題）。「越智ノ姓林氏家傳」（巻首題）。縦21.8[㌢]×横13.8[㌢]。本文共紙表紙。紙縫り綴じ。表紙左側にウチツケ書きで「林氏家傳 附録」。全八丁。朱筆の書入れあり。漢字カタカナ交じり文。裏表紙見返しに「林光林ノ所持」。孝靈天皇の第三御子とされる越智皇子を氏祖として、寛永年間の当主であった「定秋（林儀兵衛）」までの当家の系図が掲載されている。
- （ウ）『世録記 全』（外題）。刷毛目表紙。縦19.9[㌢]×横12.6[㌢]。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「世録記 全」の貼題簽（縦11.5[㌢]×横3.0[㌢]）。全二十丁。一丁表末尾に「林光林（2[㌢]四方の正方印「林」）」。

裏表紙見返しにも朱筆で本文有。半葉八行前後。漢字ひらがな交じり文。朱筆の書入れあり。寛政十二年四月から文久二年十一月までの当家に関する記録。

(エ) 『永代 屋敷作事帳 并道具出来留』(外題)。縦24.6[㍉]×横17.2[㍉]。本文共紙表紙。紙縫り綴じ。表紙にウチツケ書きで「天明元丑年ヨリ/永代/屋敷作事帳/并道具出来留/前之川/林」。表紙中央下に2[㍉]四方の正方印「林」。全二十四丁。一丁表右下に2[㍉]四方の正方印「林」。表紙見返しにも本文有。半葉十四行×十七行。漢字ひらがな交じり文。朱筆の書入れあり。天明年間×慶應年間の当家の屋敷等に関する記録。

(オ) 『御系譜附合戦名敷』(外題)。縦24.5[㍉]×横17.3[㍉]。本文共紙表紙。紙縫り綴じ。表紙中央にウチツケ書きで「御系譜/附/合戦名敷」。表紙右下に2[㍉]四方の正方印「林」。全八丁。一丁表×二丁裏「三河後風土記抜書序」(半葉十行、漢字ひらがな交じり文)、三丁表×四丁裏「得川世良田中興御系譜」(漢字カタカナ交じり文)、五丁表×八丁裏「家康公御一代大合戦」(半葉十行前後、漢字カタカナ交じり文)。裏表紙見返しに「右/和漢武家名敷抜書/文化十二年亥十一月日 林光林」。朱筆の書入れあり。徳川家康にまつわる書物の抜き書き集。

(カ) 『羣書類従 三百五十六』(外題)。香色布目型押し表紙。縦26.5[㍉]×横18.2[㍉]。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「羣書類従 三百五十六」の貼題簽(縦17.8[㍉]×横3.3[㍉])。全五十二丁。一丁表右上にひょうたん型の蔵書印、左下に縦2.3[㍉]×横2.0[㍉]の長方印「光林」、

中央に朱筆で「新修鷹経上中下/嵯峨野物語/白鷹記/養鷹記」。裏表紙見返しに「江部 塙^{ハタ}檢校/羣書類従五百三十卷/一千七百余部を集ムよし/鷹ニ毛爪ヲ書タルハ檢校深キ心ノ/有テノ意ト云云/文化九年申冬此一巻ヲ求光林(2[㍉]四方の正方印「林」)の書入れあり。本文は『羣書類従 卷第三百五十六』の版本。

(キ) 『新修鷹経 智』(外題)。「新修鷹経 上中下」(内題)。香色表紙。縦28.0[㍉]×横20.0[㍉]。五ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「新修鷹経 智」の貼題簽(縦18.8[㍉]×横3.8[㍉])。全三十一丁。表紙見返しに2[㍉]四方の正方印「林」。一丁表右上にひょうたん型の蔵書印、左肩に「新修鷹経 上中下」。三十一丁表に朱筆で「人皇五十二代/嵯峨天皇ノ御宇弘仁九年ヨリ寛政七年マテ凡九百七十五年ナリ」。裏表紙見返し中央に「林氏光林(2[㍉]四方の正方印「林」)。半葉十行。漢字カタカナ交じり文。朱筆の書入れあり。挿絵に彩色あり。嵯峨天皇の撰述とされる『新修鷹経』の写本。

(ク) 『新修鷹経 辨疑論 仁』(外題)。「鷹経辨疑論 上中」(内題)。合二冊。縦28.0[㍉]×横20.0[㍉]。五ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「新修鷹経 辨疑論 仁」の貼題簽(縦18.8[㍉]×横3.8[㍉])。全八十丁。表紙見返しに2[㍉]四方の正方印「林」。一丁表右上にひょうたん型の蔵書印、左肩に「鷹経辨疑論 上中」。裏表紙見返し中央に「林氏光林(2[㍉]四方の正方印「林」)。半葉八行。漢字カタカナ交じり文。朱筆の書入れあり。挿絵に彩色あり。各伝本の奥書に持明院基春の名前が見える『鷹経弁疑論』の上巻および中巻の合冊写本。

(ケ) 『新修鷹經 辨疑論 勇』(外題)。「鷹經辨疑論 下 尾」(内題)。

縦28.0^テ×横20.0^テ。五ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「新修鷹經

辨疑論 勇」の貼題簽(縦18.8^テ×横3.8^テ)。全四十九丁。表紙見返

しに2^テ四方の正方印「林」。一丁表右上にひょうたん型の蔵書印、

左肩に「鷹經辨疑論 下 尾」。四十九丁表に朱筆で「右ノ文亀

三年□□寛政七年マテ凡二百九十三年ナリノ人皇百五代後柏原院

ノ御宇ノコロナリノ武家ハ足利義澄公將軍ノコロカノ足利八代メ義

政公東山ニ隠居ス是ヲ東山殿ト云慈院ト号ス。裏表紙見返し中央に

「寛政七^乙卯秋九月四日ノ尾陽ノ林氏ノ光林寫之(2^テ四方の正方

印「林」)。半葉八行。漢字カタカナ交じり文。朱筆の書入れあり。

各伝本の奥書に持明院基春の名前が見える『鷹經弁疑論』の下巻

の写本。※(ト)(チ)(リ)については、「新修鷹經辨疑論^{全部合}三^巻」

「林」と表記された渋引きの帙様のもの(?)で一括保存されてい

たことから、一連のシリーズ本として伝来されたことが推測され

る。

(コ) 『鷹養生傳 全』(外題)。「鷹養生秘書」(内題)。横刷毛目表紙。

縦27.1^テ×横19.7^テ。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「鷹養生傳

全」の貼題簽(縦18.8^テ×横3.8^テ)。全三十八丁。一丁表左肩に「鷹

養生秘書(2^テ四方の正方印「林」)。三十八丁表に「尾陽ノ林

氏家書光林所持(2^テ四方の朱正方印「林」)。半葉十行。漢字

ひらがな交じり文。朱筆の書入れあり。挿絵に彩色あり。前半部

の内容は鷹の羽・目・内臓等の部位についての説明で後半部は鷹

の薬についての説明。

(サ) 『関東 鷹心得之書』(外題)。朽葉色雷文繫地雲型押し表紙。

縦26.4^テ×横19.6^テ。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「関東ノ鷹心

得之書」の貼題簽(縦18.8^テ×横3.8^テ)。全四十七丁(うち遊紙前

後一丁)。一丁表と裏に「目錄」あり。四十六丁裏に「天明二寅

年五月ノ猪飼藤左衛門著ノ寛政八辰十月一橋様御用人ノ猪飼藤左

衛門殿より被借上候鷹心得ノ之書写之置 光久(花押)」。半葉十

行。漢字ひらがな交じり文。鷹を扱う際に必要な実技的な知識が

記載されている。

(シ) 『鷹事傳 全』(外題)。「鷹事集 秘傳書 全」(内題)。横刷毛

目表紙。縦24.0^テ×横16.3^テ。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「鷹

事傳 全」の貼題簽(縦17.9^テ×横3.8^テ)。全九十三丁。二丁裏六

行目ノ六丁表一行目に「目錄」あり。一丁表の右下に2^テ四方の

正方印が上下ふたつあり。同じく一丁表の左肩にひょうたん型の

蔵書印、その横に「鷹事集 秘傳書 全」。九十三丁表に「延享

二年巳 十二月ノ右ノ林充莫筆ノ鷹法式終」、九十三丁裏に「源

兵衛ト改ノ林源之丞 光林(2^テ四方の正方印「林」)ノ代々此

書受持ス」。半葉十一行。漢字ひらがな交じり文。朱筆の書入れ

あり。挿絵に彩色あり。※裏表紙と九十三丁との間に二羽の鷹を

描いた羽や目・足・尾などの図解を掲載した紙片二枚(縦28.5^テ×

横39.0^テと縦28.0^テ×横39.5^テ)が挟まっている。鷹説話や鷹に関する

知識などが一つ書き形式で掲載されている。

(ス) 『巢鷹三十六首』(内題)。香色布目型押し表紙。縦22.7^テ×横14.2^テ。

四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に貼題簽の剥離跡あり。全二十三

丁。表紙裏に「目録」あり。一丁表右下に2^セ四方の正方印「林」、中央下に「林」、左肩に「巢鷹三十六首」。裏表紙見返しに「尾陽／林氏光林（2^セ四方の正方印「林」）。半葉七行前後。漢字ひらがな交じり文。朱筆の書入れあり。鷹についての知識を詠みこんだ鷹和歌や鷹の葉飼および鷹の飼育法や扱い方についての知識が記載されている。

(セ)『鷹鵠方點註 全』(外題)。朽葉色雷文繫地雲型押し表紙。縦27.1^セ×横19.5^セ。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「鷹鵠方點註 全」の貼題簽(縦15.9^セ×横3.6^セ)。全三十丁(うち遊紙前一丁)。

二丁表右下に2^セ四方の朱正方印「林」。二十九丁裏に「寛政八^丙季冬日 光林(2^セ四方の朱正方印「林」)。半葉九行。漢字カタカナ交じり文。十六世紀の朝鮮で成立した『新增鷹鵠方』(李爛編)に点注を付した写本。

(ソ)『鷹出所地名』。折本。縦15.8^セ×横96.5^セ。末尾に縦2.3^セ×横2.0^セの長方形印「光林」。朱筆の書入れあり。鷹の産地の地名一覧を掲載。

二 林光林の鷹書

前節で挙げた(ア)～(エ)は、尾張藩の鷹匠である林氏の家歴や系譜などについて記した文書で、(オ)のみ、徳川家康に関連する書物を抜き書きしたもので他とは異質な文書となっている。さらに、(カ)～(ソ)は林氏の当主が蒐集・伝来した鷹書群である。これらのうち、(サ)『関東 鷹心得之書』を除くすべてのテキストに「光林」の名前もしくは彼と関わる蔵書印が見える。前節で紹介した通り、「光林」

は別名「林源兵衛」「源之丞」と称し、尾張藩第九代藩主・徳川宗睦と同第十代藩主・徳川斉朝に仕えた鷹匠である。ちなみに、(サ)は光林から二代目の光久が書写したテキストであるため、奥書や蔵書印などに光林の名前が見えないものである。

以上のような光林所縁の鷹書群には、特定の鷹術流派と関わるようなテキスト類は確認できない。当時の諸藩に仕える鷹匠たちの多くは、著名な鷹術流派に従事したり、あるいはそれと関わる鷹書類を積極的に蒐集することによって、文事にまつわる放鷹文化の一翼を担っていたが(注4)、林氏はそういった事蹟とは無縁であったことが推測される。そのような彼等の文事的営為を分析するため、上記の鷹書群を内容上の特徴に基づいて分類すると、下記の三種類に大別できる。

① 群書類従の版本および群書類従に所収されている先行の鷹書を写したもの

(カ)『羣書類従 三百五十六』、(キ)『新修鷹經 智』、(ク)『新修鷹經 辨疑論 仁』、(ケ)『新修鷹經 辨疑論 勇』。

② 原本や典拠が現段階で未詳の鷹書

(コ)『鷹養生傳 全』、(シ)『鷹事傳 全』、(ソ)『鷹出所地名』。

③ 光林が著した独自の文言が記載されている鷹書

(ス)『巢鷹三十六首』、(セ)『鷹鵠方點註 全』。

右掲の①～③に分類されるテキスト群の全体的な特徴として、①に見られるような、群書類従を中心とする鷹書への関心の高さがまずは指摘できよう。ただし、本稿では、林氏が関わった放鷹文化の「独自性」の解明を目指すことから、とりあえず③のテキストについて注目

する。さらには、③のテキストの中でも、(セ)『鷹鵠方點註 全』については、その紙幅の大半が『新增鷹鵠方』の本文に点注を付したもので占められているため、まずは(ス)『巢鷹三十六首』の本文の方から取り上げる。同書は二丁表から九丁表までにおいて鷹和歌が掲載され、九丁裏から裏表紙見返しまでは散文体の鷹術に関する専門知識について解説されている。このうち、光林が著した独自の文言であることがはっきりと明記されているのは前半の鷹和歌の部分である。このことから、以下に前半の該当部分について、その翻刻本文を掲出する(句読点は私意で付した。以下同じ)。

巢鷹三十六首序

夫鷹ハ深山に生して涼しき山気を請て諸鳥の温肉に養ハル。人此巢ヲ下ロして、里ニ来リ。大暑ノ人家に飼ふ、何ぞ疲レなからんや。然レ共、五臟六腑健カニして、よく水食ニ養ハル。是ヲ繫で餌ヲひかへ、人ニなれしめんとほつす。何ぞあやふからざらんや。寔ニ人の養ニよるへし。古への鷹書・鷹経・鷹鵠方・定家卿の三百首、其外家々の秘書、かぞふるニいとまあらず。当然、唐書ト日本ト異ナル事も有へし。三百首ハ歌道ニたつせずしては、難レ知事も有。後人鷹ヲまなぶ童子、見やすからん為ニ、ふつゝかの三十一字トなして初メニ定家卿の御歌ヲ一首出し、為レ恕、是ニなぞらへて三十五首ヲなせり。猶、後人の加筆ヲ待_而。

尾陽鷹士 林氏光林

鶴巢ハかいわりて_ハ廿三日めニ下して宜敷比合也

雀鶴巢ハかいわりて_ハ十六日めニ下して宜敷比合也

光林於藪原此にためし見之

巢おろしの鳥屋の内より手習にこゝろきゝてや石をとるらん
峙鷹を籠よりとらへ出す時は小指で足をとめて持へし

尾は四符を出して揃ふ繫比伏せてハしるみ見ゆる石打

爪背ハ先を切たる斗にてい_あをりを付ケぬ背ぞやさしき

【背の図】是ハあをりを付たる背也。峙たかハ爪背スルニ何をかを付ず。

繫たる其日ハあへて戸を明ケず夕かたあけてのぞき見るへし

繫たる其夜は部屋の内_に据しづかに水を飼て伏へし

夜据にはいとゞ眠りをつゝしみて鞆に留メし水繩の先キ

鷹部屋の前に終日晝いたし折々明て口餌をぞかふ

一日に雀壺羽の口餌こそ心得有し鷹の強弱

いやがるを無理に口餌に付ケんとて求めておどす事ぞよからじ

漸と架の上にて据あげていやみなけれハ等聲懸らん

いやみなく等聲覚てよく懸り肉もひきなば臺に移さん

ぶちあてハかねて夜据の時よりも羽尾つくるいて背指やせん

臺にうつす前には笠をかむりつゝ部屋ノ内より姿見せけん

繫たる架の俟にて据上て戸を引たてゝ繫とくらん

ひるに移しもはや口餌も通さじと鳥首斗持て出つゝ

水繩のはしをゆがけにむすびしはまだ喚渡_{フキワタリ}出来ぬつゝしみ

はじめより鷹のくるひのあしけれハ四ツ毛挾_ミて見にくかるらん

引クでなしひかぬでもなし据返し數々据てこゝろみて知れ

鶴の物をじもなく懐キつゝ餌の飼ひたは口傳成けり

伏籠に入たる鷹と見へにけりそこへ手を懸ケ持て行かな
 夕風に猶も涼して泊んとて伏籠のよもぎ夜氣にあてつゝ
 涼マセのあまり永きは多きそなし切ツて明日のつかれとそなる
 朝据にまだ見へかぬる手の筋や鷹のそたつをにぎりてぞ見る
 明日のそゝろたしかに見ん為に雀の細羽丸じてぞ飼ふ
 初飼ひの餌には雀をよくあらひ細カに嚙ミて少し飼ふへし
 初飼の内は雀の胸斗リ三度に十胸さては拾壺
 初面の喚渡りする心得は口餌引カせて地へ下スへし
 おきわたり俄カに長く延るゆへ拳をすりつ又はなざれつ
 暑き日に木影斗に据居なば影を覚ゆる鷹の野心
 うぶ鷹をあまりに後ロ干ゆへに晞^{カハキ}や出ん虫氣や出む
 家ならで作に習はん罅鷹や身影したふて来るぞやさしき
 小柴墅に初の活物飼にけり膝^{ヒザ}の先なる身影成へし
 活物を立ツて飼ふのは飛流し羽をぬかざればなげ飼ひと成る
 押へぎハ人の身ぶりのあしければ心なくても持てにげ行
 なげ飼ひもいとゞ羽經ルに捉にけりやがて鷹墅に出んたのしき

巢鷹三十六首終

拳ノ傳

臂ヲ身ニつけぬやうニして据へし。手ノ大指のふしの高クならぬや
 うニ、手首より手先キまで真直ニ成様ニ拳ヲ送りて据へし。鷹とぼ
 う時ハ、小鷹ハ、足革ヲ大指と人さし指の間ニ懸て釣やうへし。
 大鷹ハ、大指斗ニ足革ヲ懸てつり合へし。拳の高サハ臂と手首と
 のつり合ニて高からず、下からず、すなをニ据廻スへし。猶口傳。

右三十六首ハ古へよりの傳記ニあらず。後世鷹術ヲまなぶ初心の
 人の手引のため、古への鷹哥になぞらへ三十五哥をあらハす。猶
 後世、明達の加筆ヲ待のみ。

于時

天明四^辰夏六月日

光林（花押）

右掲の「巢鷹三十六首序」によると、深山に棲む鷹を人が飼うた
 めに必要な知識について、古くは「鷹書・鷹經・鷹鶴方・定家卿の三百
 首、其外家々の秘書」が多く存在したという。しかしながら、唐書と
 日本の書物とでは異なることがあり、鷹三百首については歌の道に通
 じていなければ理解が難しいこともあるため、「後人鷹ヲまなぶ童子」
 のために三十一文字で鷹術に関する知識をわかりやすく示すことを説
 明している。すなわち、冒頭に定家卿の鷹和歌を一首掲出し、その後
 に定家卿の歌になぞらえて三十五首の鷹和歌を列挙するというのであ
 る。なお、末尾には光林の名前と朱筆の書入れが掲載されている。

このような序文の説明通り、本文の冒頭には『定家卿鷹三百首』の
 第五十五首に見える「巢おろしの…」の鷹和歌が挙げられる。それ以
 降には、光林が創作したとおぼしき鷹和歌が三十五首列記されている。
 ただし、これら三十五首の鷹和歌は、いずれも和歌表現のルールに則っ
 て詠まれたものとは言い難い内容である。先述したように、これらの
 鷹和歌は光林が「後人鷹ヲまなぶ童子」のために著したものである、
 むしろ鷹の扱い方や飼育方法などをわかりやすく簡潔に説明するため
 に、三十一文字の短い表現を用いたと判断されよう。事実、跋文にお
 いてもこれらの鷹和歌は「古へよりの傳記」ではなく「後世鷹術ヲま

なぶ初心の人の手引のため」に著したものと繰り返し主張している文言が見えることから明白であろう。

このような当該書の著作に対する光林の姿勢は、たとえば、宮内庁書陵部蔵『啓蒙集秘傳』巻第七（函号一六三一—一三九〇）の本奥書に見える以下のような叙述と通じるものであろう。

大宮新藏人鷹学のおしへあまねくふるきをたつね、あたらしきをきわめて理をつくし、法をそなへ侍れ、我か智のつたなきを以、あらためた、すへきにはあらねと蚤歳より諸流を閲して力を此道にゆたねぬるあまりにて、しばらくしけきをかりたらさるをおきなひ、みつから心に得、手になれし事をかきあつめて、けいもうしうとなつて侍る。すこぶる童子のこの理にくらきものをひらき、みちひく便にもあらんかし。

山本藤右衛門近重註

寛文配歳夏

この『啓蒙集』という書物は、近世期を通して武家の間に大量に流布した鷹書のひとつである（注5）。末尾に「寛文配歳」（寛文九年・一六六九）の年紀とともに見える「山本藤右衛門近重」という人物は、戦国期に徳川家康に仕えて以来、代々徳川家に仕えた鷹匠である山本盛近の嫡男で、やはり徳川家に仕えた鷹匠である（注6）。さて、右掲の記述によると、「大宮新藏人」という人物の鷹学の教えは、古いものをたずねて新しいものを究めたもので、理をつくして法を備えているという。そのため（编者である）自分が改めるべきものではないが、自分は諸流派を学んだ見識を持っているので、不足を補って書き

集めた書物を「けいもうしう」と名づけたという。さらに同書は、童子に鷹術を教えるのに役立つものとされている。このように、自身独自の知見を記す鷹書について「すこぶる童子のこの理にくらきものをひらき、みちひく便にもあらんかし」とする動機は、前掲の光林による鷹和歌三十五首の執筆動機と重なるものであろう。

その他にも、同様の事例として、江戸時代後期の彦根藩の鷹匠であった「正木通堯」が出版した自作の鷹和歌集である『標註 漫詠鷹百首』（版本）が挙げられる。この通堯は、国学者として著名な小山田與清に師事して国学・和歌をたしなんだ人物である（注7）。その縁故から、当該書の冒頭に掲げられている序文は、師の與清が書いている。その序文の内容を確認するべく、以下に東京大学総合図書館『標註 漫詠鷹百首』（請求記号：E31・1186）「漫詠鷹百首序」を引用する。

漫詠鷹百首序

からうたに作り。やまと哥によみて。その事をさとし。人をしてしりやすからしむるわざは。いつの世ばかりの事なりけん。誠に比とならふたつをいはゞ。からなるは。急就章。千字文。草訣百韻。雪心賦。蒙求。やまとなるは。馬ノ毛歌合。西明寺百首。中明寺百首。東明寺百首。馬方百首。蹴鞠百首。犬追物百首。劔術百首。射術百首。射儀百首。高館百首。小倉卅六首。永井教訓歌。曆抄歌。茶礼百首。のたぐひいとおほく。これもかれもかぞへつゝすべくもあらず。鷹の道の歌括にも。後京極殿の三百首。定家卿の三百首。慈鎮和尚の百首。西園寺殿の百首。鷹調連歌。などきこえたるを。猶心得がたきふしおほかればとて。彦根人正木通堯

ぬし。もゝぢの哥によみなし。自注をさへくはへられたるは。世の鷹好む家の惑をひらけるしわざになん。おのれ哥ばかりも聞しりたるにはあらねど。平らけき御世に武を兎れさる心おきて。これにしくものなく。さては捨はつまじき道ぞと。おのづからまなこひらかれ。よしなく抄録せるほうども。やうくうづたかくなりもてきぬ。そもく難波の高津の宮に天の下しろしめし御代。土倉の阿弭古が網になれるを。百済の酒君が養ひつけしより。はじめて百舌鳥野に御狩たし。鷹飼部をさへ定めたまひて後は。御代々々にもてはやさせたまひ。是を立る家もさまざまに参集にたり。その家々に口傳秘説などいふめれど。なほふるき書に哥に見えたるいぶかしきふしおほかるを今かうたやすく。哥によみさとされたる事のよしをおもふに。此ぬしがつかうまつらるゝ。近つあふみの国しらして。文を右にし。武を左にし給ふ。本朝の殿の御うつくしみの波。やしまの外までも立あらはれぬべきころほひにこそ。天保五年初夏。華頂殿侍倭学士平小山田與清序。

右掲記事によると、まず、漢詩や和歌を使つてものごとを論ずことはいつの世にもありえることと説明し、それに該当する具体的な作品群として、漢籍については「急就章。千字文。草訣百韻。雪心賦。蒙求」を挙げ、和書については「馬ノ毛歌合。西明寺百首。中明寺百首。東明寺百首。馬方百首。蹴鞠百首。犬追物百首。劔術百首。射術百首。射儀百首。高館百首。小倉卅六首。永井教訓歌。曆抄歌。茶礼百首」を挙げている。次いで、鷹の道にもそれに当てはまる例があるとして、「後京極殿の三百首。定家卿の三百首。慈鎮和尚の百首。西園寺殿の

百首。鷹調連歌」と記し、件の定家卿鷹三百首を含む先行の鷹和歌集を該当する作品として列挙している。さらに通堯が、百首の和歌に自注を加えた本書を著したのは「世の鷹好む家の惑をひら」くためであると説明し、自分もそれによって開眼した旨を述べる。また、仁徳天皇の時代に百済の酒君が飼育した鷹で初めて百舌鳥野で御狩りをした逸話や鷹飼部の由来などを挙げ、その後は鷹狩りが隆盛して鷹術の家もさまざまに存在し、各家に口伝秘伝があるものの「なほふるき書に哥に見えたるいぶかしきふしおほかるを今かうたやすく」するため、和歌形式で通堯が本書を著した由が記されている。なお、末尾には天保五年（一八三四）の年紀とともに、小山田與清の名前が見える。

このように、正木通堯が著した鷹百首は鷹の道を説くための啓蒙書であると評される。こういった手引書的な特質を持つ鷹和歌は、前述の林光林著作の鷹和歌と軌を一にするものである。以上のように、当時の鷹匠たちは、鷹術について啓蒙すべき「知識」として扱い、鷹書はそういった知識を伝達する参考書として制作されていたことが確認できる。先述の山本近重や正木通堯のこういった事例を踏まえると、光林が後進への手引書として鷹書類（鷹和歌）を著作したとする姿勢は、近世期の鷹匠たちによる鷹書の制作において普遍的なものであったことが指摘できよう。

ところで、このような啓蒙書もしくは手引書的な鷹書を標榜する光林の姿勢は、前掲の（七）『鷹鶴方點註 全』に見える彼の序文においても確認できる。以下に当該部分を引用する。

夫鷹術ノ書者、人皇十七代仁徳天皇ノ御宇、百濟國ヨリ鷹経八十

一卷并ニ鷹ヲ奉ル。其後、又、六十二卷ノ書ヲ渡セリ。朝帝ノ御
 翫ビ年々ニ弥増リ。其後、亦、渤海國ヨリ摩訶鷹經數卷ヲ渡スト云
 云。吾朝鷹術ノ人々古例新式ヲ論撰テ、和朝ノ書術多シ。新修
 鷹經・鷹經辨疑論・交野ノ少将・鷹成録・菟道殿ノ日来記・持
 明院ノ三考傳・定家卿ノ鷹歌、其外家々ノ傳書、筭ガタシ。且
 古ノ鷹術ノ書ハ、朝帝ノ御箱ニ納テ不レ出書物多シ。
 人皇八十二代後鳥羽院ノ御宇、建久年中、征夷大將軍源頼朝
 公ノ御時、鷹、武家ニ渡リテ代々ノ將軍、國主、是ヲ翫給フ也。
 鷹ニ有二三徳二。一ニ曰、智仁勇ヲ備テ、大將ノ勇氣ヲ増。一ニ曰ク、
 國ノ地理ヲ知ル。三ニ曰ク、鳥ヲ捉テ農民ヲ助ク。是武備之肝要也。
 夫諸藝業克而古術理ヲ不レ知者非レ藝ニ。雖二古術書ヲ知一、
 業疎ハ亦非レ藝ニ。理業合林而克以二其道ニ達一可レ爲レ藝ト也。
 且鷹術之大儀此鷹鵠方ノ書ヲ以テ見ルベシ。尤、和法ニ難レ應ジ
 事モアリ。予、陋、譜代鷹家ニ而頗學ニ鷹術一。後世、初學之人、
 見安キ爲ニ點註シテ記レ之。猶、後人明達之加筆ヲ待而已。

寛政八_{丙辰}冬十二月吉旦

尾陽鷹士林氏 光林

右の序文は、光林が『鷹鵠方』に点注を付す理由について説明したものである。すなわち、鷹術書の由来として、仁徳天皇の時代に百済国から「鷹經八十一卷并ニ鷹ヲ」奉られたことを述べ、その後「六十二卷ノ書」が伝来したことを記す。帝は鷹を翫ぶことが盛んになり、さらにその後、渤海国から「摩訶鷹經數卷」が伝来したという。わが国でも鷹術について古今の例を論じ選んだ本朝の鷹術書が多くある

と言ひ、たとえ「新修鷹經・鷹經辨疑論・交野ノ少将・鷹成録・菟道殿ノ日来記・持明院ノ三考傳・定家卿ノ鷹歌、其外家々ノ傳書」といった鷹書類が数えられないくらい存在すると説明する。ただし、古い鷹術書は帝の御箱に納まって出てこない書物も多いという。また、後鳥羽院の時代つまり源頼朝の時代に、鷹は武家に伝来して代々の將軍や國主がこれを翫んだ。鷹には「三徳」があり、それは「武備之肝要」であるという。また、諸芸の業において、古い道理を知らなければ、それは芸ではなく、古術書を知っていても業に疎いとやはり芸ではない。道理と業が合体してその道に達するのを芸とするという。さらに、「鷹術之大儀」はこの『鷹鵠方』を以て知るべきであるが、和法には応じにくいところがある。それについて、自分は「譜代鷹家」にして鷹術を学んだので、後世の「初學之人」が読みやすくなるよう、点注を付したという。それについては後の加筆を望むところであると述べ、最後に寛政八年（一七九六）の年紀と林光林の名前が見える。

このような右の記述のうち、鷹書の伝来経緯や鷹の「三徳」や諸芸に関する説明については、管見において他に類似する内容が確認できない独自のものである。しかし、先行する鷹書類（鷹和歌集）を複数列挙するパターンについては、先に挙げた正木通堯の『標註 漫詠鷹百首』の序文にも見え、『定家卿鷹三百首』について両書において挙げられている。また、「後世、初學之人、見安キ爲」に『鷹鵠方』に点注を付したのが本書であるという説明は、同じく先に挙げた『巢鷹三十六首』について光林が鷹和歌を著した理由と通じるものである。すなわち、先述のように『巢鷹三十六首』の序文によるとそれは「後

人鷹ヲまなぶ童子、見やすからん為」とされ、同じく跋文によると「後世鷹術ヲまなぶ初心の人の手引のため」という。このように、光林は、後進への参考書として鷹書類（鷹和歌）を著作した、と頻繁に主張するのである。先に何度も確認したように、それは近世期の鷹匠たちの鷹書制作において普遍的なものではあったが、光林は特にその姿勢が強いと言えよう。

繰り返しになるが、中世末期以降の武士と関わる鷹書は、礼法化した鷹術流派のアイデンティティを支えるものであった。尾張藩の鷹匠である林氏は、特定の鷹術流派に従事していたわけではないが、こういった啓蒙的な鷹書を介して自身の鷹術を礼法的な技芸として構築していたことが推測されよう。

おわりに

以上において、中世末期以降に実際に鷹狩りに従事した鷹匠たちの文化的営為の産物としての鷹書類に注目する立場から、尾張藩に仕えた鷹匠の林氏と当家に伝来した新出の鷹匠文書および鷹書を取り上げてその内容を概観した。当該テキスト群には、特定の鷹術流派と関連する鷹書は確認できない。その一方で、群書類従の版本やそれに所収されている鷹書の写本などが複数冊含まれていることから、第一の特徴として「群書類従」に対する関心の高さが指摘できる。次いで、そのほかの特徴としては、後進たちへの鷹術の手引書として自身で著した鷹書（鷹和歌）が含まれていることが挙げられよう。このような手引書的な内容を持つ鷹書類は、鷹術を教養として扱う一因となったこ

とが推測されるものである。それは流派とは異なる手法で、鷹狩りを礼法化する役割を担ったものである。このような事例は、近世期に鷹匠が制作した鷹書が有した多彩な意義の一端を示唆するものとして重要であると言えよう。

【注】

- (1) 二本松泰子『中世鷹書の文化伝承』（三弥井書店、二〇一一年二月）、三保忠夫『鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に（上册）―』（和泉書院、二〇一六年二月）、三保忠夫『鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に（下册）―』（和泉書院、二〇一六年二月）
- 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』（三弥井書店、二〇一八年二月）等参照。
- (2) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』参照。
- (3) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』第四編「鷹匠と乖離した流派・無流派の鷹匠」参照。
- (4) 注（1）参照。
- (5) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』第四編「鷹匠と乖離した流派・無流派の鷹匠」第一章「礼法家による鷹術流派の創作―小笠原流の鷹書―」等参照。
- (6) 『寛永諸家系圖傳 二』「清和源氏義光流 庚一 山本福村」（『寛永諸家系圖傳 一』、太田資宗他編、続群書類従完成会、一九八九年十二月）参照。
- (7) 『近江人物志』「徳川時代中期」（滋賀県教育会編、臨川書店、

一九一七年十一月)、『国書人名辞典 第四卷』(市古貞次編、岩波書店、一九九八年十一月)参照。

【付記】

本稿をなすにあたり、貴重な資料の閲覧・引用をお許しくださった宮内庁書陵部に心より感謝申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費JP19K00325の助成を受けたものである。

Abstract

The Hayashi family was one of the families that served the Owari clan as falconers in the Edo period. Recently, new documents and books on falconry passed down in this family have been discovered. In this paper, these findings are introduced and the necessary information is gathered to understand the actual circumstances of the falconers who served for various clans and carried out their activities during the early modern period. Information that helps to clarify the cultural role falconers played is also presented. Specifically, this paper focuses on the guidebook on falconry for beginners, one of the types of literature on falconry passed down in the Hayashi family, and analyzes this text. This guidebook was written by Mitsushige Hayashi, a falconer who served the Owari clan in the late 18th and early 19th centuries, evidently to convey the knowledge of falconry as a kind of education for enlightenment. This suggests that thank to such kind of literature falconers wrote, falconry may have developed into an educational culture for samurai.

住民主導・無作為抽出による住民参加 —自分ごと化会議in松江を素材として—

宮森 征司

はじめに

本稿は、原子力分野における住民参加の取組みの中から、住民主導かつ無作為抽出によって実施される住民参加に着目し、行政法学の観点から検討を行うものである¹。

これまで筆者は、原子力分野における住民参加制度が十分に整備されていないわが国の現状を踏まえ、検討を行ってきた。この中で、筆者は、従来、わが国の行政法学においては、基本的に、何らかの法令上の根拠をもつ住民参加が念頭に置かれ、議論が展開されてきたことに気づいた²。

しかしながら、現実の行政上・政治上のプロセス、そして、行政法学以外の学問分野における住民参加の議論をみれば、法令上の根拠に基づかない住民参加であっても一定の役割を果たし得ることは明らかであろう。加えて、わが国の原子力分野における住民参加は、住民参加の法制度の不備という状況にも対応して、法令上の根拠を持たないインフォーマルな取組みとして実施されてきた側面が大きい。

他方において、無作為抽出による住民参加の取組みが、社会的実践的に展開されてきたことはよく知られている。コンセンサス会議、市民討論会、計画細胞（プランニングスツェレ）など、一般的に、新しい住民参加（「ミニ・パブリックス」とも呼ばれる）と称されるものがそれである。

これらの手法は、その系譜や実施方法など、様々な点において微妙な差異はあるものの、無作為抽出手法を用いることにより形成された住民参加の場に参加する住民同士による討

1 本稿は、①2020年度地域社会と原子力に関する社会科学支援事業の最終報告会（TOKAI原子力サイエンスフォーラム2020、於：東海村）において行った報告内容、及び、②日本公共政策学会2020年度研究大会公募セッション「原子力利用と住民参加」において筆者が行った報告（「住民主導・無作為抽出による住民参加」）の内容に加筆・修正を加え、学術論文として取りまとめたものである。なお、①の成果は最終報告書として公開されている（後掲注6）。

2 かような問題意識については、後掲注6）の最終報告書のほか、田中良弘編『原子力政策と住民参加（仮）』（第一法規、2021年刊行予定）に掲載予定である、田中良弘「原子力利用に関する住民参加制度の現状と課題」、宮森征司「訴訟と住民参加—巻町の事例の検証から—」を参照。

議ないし熟議（deliberation）を重視する点において共通する特徴を有している³。

このようなわが国の原子力分野における住民参加の現状や、他の学問分野における議論や社会実践の状況を踏まえれば、法律学の一分野である行政法学としても、法令上の根拠を持たないインフォーマルな取組みも含めた上で、住民参加を論ずることの意義は小さくないように思われる。

他方において、わが国の原子力分野における住民参加の過去の経験を振り返ると、原子力というセンシティブな政策課題との関係で、賛成派と反対派との間で議論が感情的な対立へと展開し、かような対立が地域コミュニティに禍根を残した事例が少なくない。そして、原子力問題は高度な科学技術的専門性に関わるものであり、また、住民が原子力に関する議論に触れ、自分自身の立場や意見を率直に表明できる機会も、相当に限られているのが現状である。これらのことを踏まえれば、原子力分野における住民参加を考察するに際しては、住民同士、そして、住民と行政機関、議会、事業者が、冷静に議論を行うことを可能とする環境をいかに整備すべきか、という視点が重要な意義をもつといえよう。

そこで本稿では、従来、行政法学において検討対象とされることが少なかった法令上の根拠をもたないインフォーマル住民参加のなかから、特に、住民主導・無作為抽出による住民参加に焦点を当てて、検討を行うこととしたい⁴。

まず、これらの要素を含むわが国の原子力分野における住民参加の取組みとして「自分ごと化会議in松江」を取り上げ、事例検証を行う（Ⅰ）。次に、この事例検証の結果を踏まえつつ、住民主導・無作為抽出による住民参加の制度化も視野に入れつつ、法理論的および法政策論的観点から検討を行う（Ⅱ）。最後に、今後の展望を示すこととしたい（Ⅲ）。

I 自分ごと化会議in松江の事例検証

1 自分ごと化会議

自分ごと化会議とは、一般社団法人シンクタンク構想日本により提唱されている新しい住民参加の手法である。構想日本では、一本釣り形式や公募形式によって参加住民を選出する従来型の住民参加では参加する住民層が固定化してしまう点に限界を見出し、様々な

3 関連する論考については枚挙に暇がないが、代表的なもののみを挙げておく。政治学分野における業績として、篠原一『市民の政治学—討議デモクラシーとは何か—』（岩波書店、2004）、田村哲樹『熟議の理由—民主主義の政治理論』（勁草書房、2008）、篠原一編『討議デモクラシーの挑戦—ミニ・パブリックスが拓く新しい政治—』（岩波書店、2011）第Ⅰ部「ミニ・パブリックス型討議の基本類型」に所収の各論文。また、社会科学技術論の観点から、小林傳司『トランス・サイエンスの時代—社会科学と社会をつなぐ』（NTT出版、2007）、藤垣裕子編『科学技術と社会—具体的課題群』（東京大学出版社、2020）に所収の各論文。

4 本稿では、法令上の根拠を有しないことを指して、「インフォーマル」という用語を用いる。また、本稿で用いる「住民主導」とは、行政機関や議会（地方自治体）が住民参加の場を用意することとの対比において、住民団体の側から住民参加の試みを行うこと、ないし、そのベクトルのことを指す。したがって、個々の参加住民が自主的に参加しているかという参加住民の主体性の要素は、本稿の考察と無関係ではないものの、本稿が用いる住民主導の概念の中核部分ではない。

政策分野において、無作為抽出手法を用いた住民参加の場を構想し、実践してきている⁵。

ここで、無作為抽出手法とは、参加する住民をランダムに抽出し、これを住民参加の場に参加する住民を決定するために用いる方法のことを指す。冒頭に紹介した新しい住民参加の取組みにおいても、無作為抽出手法が多く用いられてきた。

自分ごと化会議の場合、具体的には、まず、住民基本台帳や選挙人名簿から案内書の送付先となる候補者を抽出し、候補者に対して案内状を送付した後、参加を希望した住民が住民参加の場の構成員として決定されるというプロセスを通じて、参加住民が選出される。

2 自分ごと化会議in松江

本稿が事例検証の対象として取り上げる「自分ごと化会議in松江」は、構想日本が実施してきた一連の「自分ごと化会議」の中でも、原子力が議論のテーマとして設定され、また、住民主導で実施された無作為抽出による住民参加として、わが国の原子力分野における住民参加の取組みとして、特筆すべき取組みであるといえる⁶。

まず、従来の自分ごと化会議では、ある特定の地方公共団体や地域内における政策課題が議論のテーマとして設定されることが多かったところ、自分ごと化会議in松江は、原子力という国家レベルのエネルギー政策にも関連する問題がテーマに設定されたことから、各種メディア等からも大きな注目を集めた⁷。

また、自分ごと化会議in松江が開催されるまで、自分ごと化会議は行政（自治体）や議会の主催により実施されてきた。これに対して、自分ごと化会議in松江は、全国で初めて住民団体の主催によって開催された自分ごと化会議であった。

冒頭に紹介した他の学問領域における住民参加に関する議論や実践の動向に照らせば、自分ごと化会議in松江の取組みは、様々な学問分野から、関心を引く素材であるように思われる。以下においては、本稿における考察との関係で必要な限りにおいて、同会議の特

5 一連の「自分ごと化会議」については、時の法令2055号（2018）～2097号（2020）に掲載された、構想日本代表の伊藤伸による連載記事を参照。なお、「自分ごと化会議」は構想日本により商標登録がされており、自分ごと化会議を称する試みを実施する際には、構想日本の承認が必要とされる。自分ごと化会議の前身である「自治体事業仕分け」について、参照、滋賀大学事業仕分け研究会構想日本編『自治体の事業仕分け：進め方・活かし方』（学陽書房、2011）。

6 事例検証を実施するため、筆者は、毎熊浩一島根大学法文学部教授、田中良弘新潟大学法学部教授とともに、自分ごと化会議in松江の参加住民、事務局メンバーに対し、ヒアリング調査（2019年8月5日・6日）を実施した。この場を借りて、関係者の皆様には、同調査へのご協力に御礼申し上げます。その成果は「最終報告書」として東海村委託事業のウェブサイトに掲載されている（<http://hse-risk-c3.or.jp/itaku/report.html> [2021年3月7日最終閲覧]）。また、自分ごと化会議in松江の開催に際しての経緯や事務局の苦労等については、毎熊浩一「住民主体のミニ・パブリックスー『自分ごと化会議in松江』の検証」（前掲注2）書に掲載予定）が当事者の立場を踏まえた記録に加え、行政学の観点から詳細な検証を行っている。本稿における事例検証は、以上の論考に依拠するところが大きい。

7 構想日本政策担当ディレクターの手記として、伊藤伸「構想日本の『日本まると自分ごと化』計画（9）住民が主催！『自分ごと化会議in松江』：原発を自分ごと化する」時の法令2071号（2019）62頁以下。また、関係各所に提出された提案書の内容、自分ごと化会議in松江が実施されたその後の展開も含めて、同会議ブログには、同会議に関する詳細な情報が掲載されている（<https://ameblo.jp/jibungotokakaigi> [2021年3月7日最終閲覧]）。

徹的な点について指摘しておく。

第一に、自分ごと化会議in松江の運営組織についてである。自分ごと化会議in松江の実施にかかる組織構造は、同会議の開催にあたり、中立性の確保に関する慎重な配慮がなされた結果として、多元的ないし複雑な構成となっている。

具体的には、二つの住民団体（「住民目線で政治を変える会・山陰」、「市民自治を考える会・まつえ」）が実行委員会及び事務局の中核的な役割を果たし、「構想日本」が自分ごと化会議の運営ノウハウを提供し、「島根大学行政学研究室」がオブザーバー的な役割を担った。このような多元的な組織構造は、外観上の中立性・公正性を確保する上で、重要な機能を果たしていたと見ることができる（この点につき、後述Ⅱ2）。

第二に、自分ごと化会議in松江の議論の結果が「提案書」に取りまとめられ、中国電力、経済産業省、松江市、島根県といった関係各所に対して提出された点である。住民主導の住民参加の取組みとして、同会議において原子力問題という国レベルの政策にも関連するテーマが設定され、その成果が自治体や省庁、事業者など、関係各所に届けられたことは、これまでのわが国における原子力分野の住民参加の取組みと比較すれば、それ自体、肯定的に評価することができる。

もっとも、自分ごと化会議in松江が、いわばインフォーマルな取組みであることの帰結として、住民参加の結果（具体的には、提案書）が、関係各所でいかに受け止められているのか、そして、その後の政策決定に与える影響等については不明確な部分も大きい。この点は、制度設計の問題として、理論的・政策論的見地から、検討に値する問題であるといえよう（この点につき、後述Ⅱ1）。

3 「成功」とその背景要因

筆者らが実施したヒアリング調査の結果から、原子力分野における住民参加の観点から、自分ごと化会議in松江について特筆すべきと考えられる点は、以下に述べる通りである⁸。

第一に、既に、無作為抽出を用いた住民参加手法のメリットとして指摘されていることであるが、無作為抽出手法が用いられたことにより、年齢構成、男女比からみて、多様な背景をもつ住民層の参加が見られた⁹。

第二に、自分ごと化会議in松江においては、賛成派と反対派の別なく、住民同士が冷静に議論することができる、あるいは、議論しやすい環境が整えられていたことである。筆者らが実施したヒアリング調査によれば、参加した住民のなかに、自分の意見が表明できないことに不満を抱いている者は見られず、以下に提示する関係自治体や事業者も、自分

8 ヒアリング調査の結果も含め、事例検証の詳細については、「最終報告書」3頁以下、及び、前掲注6）の文献を参照。

9 もっとも、統計分布的にみて、厳格に人口比率や男女比率が反映されていることまで、無作為抽出手法が利用されることの趣旨として要求されるといえるかは、疑問である。筆者としては、無作為抽出を用いなければ表出しない住民の意見が一定程度ある限り、そのこと自体に、無作為抽出を住民参加のための手法として用いる論拠が、十分に見出されるものと考ええる。

ごと化会議in松江において冷静な議論が行われたことに肯定的な反応を示していた。

このことは、過去における原子力分野における住民参加の場において、参加住民や傍聴人からヤジが飛ばされ、冷静な議論を行うことが困難な事態に発展することも少なくなかったわが国の経験に照らせば、特筆すべき点であるといえよう。

第三に、自分ごと化会議in松江には、議論に参加した住民のみならず、事業者である中国電力、関係自治体（島根県、松江市）、そして、一定数の会議傍聴人といった多様なアクターの参加をみることができ、これらのアクターの関心の高さをうかがうことができた。

本稿の冒頭において述べたわが国の原子力分野における住民参加の現状や課題に照らせば、自分ごと化会議in松江は成功したという評価を与えることが可能であろう。そして、その成功の背景には、自分ごと化会議in松江が、住民主導により実施されたこと、無作為抽出手法が用いられたことが、大きく影響しているように思われる。

4 運営負担の問題

しかしながら、他方において、自分ごと化会議in松江が成功を収めた背景に、実行委員会（事務局）の相当な負担があった点には留意が必要である。議会や行政機関の主導の場合、無作為抽出のコストはそこまで問題にならない。これに対して、住民主導で無作為抽出を実施する場合には、公職選挙法上、選挙人名簿の閲覧目的は制限されていることから（同法28条の2、28条の3）、無作為抽出の作業それ自体にかかるコストが相当大きなものとなる。

また、運営資金の調達にかかる苦労は大きく、筆者らが実施したヒアリング調査の結果によれば、自分ごと化会議in松江の場合、寄附やクラウドファンディングによって会議運営資金の調達が試みられたところ、調達できたのは運営資金の全体の7割程度であり、その不足分は、事務局の一部メンバーによるカンパで補われたとのことであった。

自分ごと化会議in松江が住民主導による住民参加である以上、かような負担は当然であるとの見方もあり得よう。しかし、住民参加の実施によって社会全体に得られる効果を正面から捉えれば、かような運営負担を一部の住民にとどめるのではなく、これを軽減ないし補助するための法政策論を展開することも一考に値しよう。

II 法理論的及び法政策論的検討

以上 I においては、自分ごと化会議in松江の事例検証を行ってきた。以下 II においては、この事例検証の結果を踏まえつつ、住民主導かつ無作為抽出の住民参加について、行政法学の観点から、法理論的及び法政策論的な検討を行うこととする。

本稿でも触れたように、実は、わが国においては、自分ごと化会議より以前から、無作為抽出を用いた新しい住民参加が、様々な形で実践されてきた。政治学においては、これらの住民参加の取組みを討議的民主主義の場として捉える見解が提唱され、また、社会科学技術論においては、これらの取組みが科学技術への市民参加の問題として捉えられてい

る¹⁰。

これらの議論は、そのアプローチに様々な差異が見られるものの、より効果的な住民参加を図るための手法の開発が活発に議論されている点、住民参加の政策決定等への反映について、「接続の制度化」というキーワードの下でその必要性ないし意義が強調されている点において、共通している。しかしながら、これらの学問分野においては、特に後者の点について、制度設計を視野に入れた議論はあまり具体化していないように見受けられる。

これに対して、行政法学の議論は、既に指摘したように、法令による制度化がされている住民参加に対して関心が集まる一方で、法令による制度化がなされていないインフォーマルな住民参加については、活発に検討が行われてきたとは言い難い状況にある。しかしながら、制度設計について考察する学である行政法学としては、従来の住民参加論の知見も活用しつつ、「接続の制度化」に貢献する余地が十分にあるものといえよう。

そこで、以下においては、自分ごと化会議in松江の事例検証の結果を踏まえつつ、住民主導・無作為抽出による住民参加について、行政法学の知見を活かしながら、結果への接続（1）、資金調達や公的支援の意義（2）という2つの観点から、若干の検討を行うこととしたい。

1 住民参加の結果の接続

（1）接続の意義

自分ごと化会議in松江のような住民主導による住民参加については、通常、これに対応する法令上の根拠は存在せず、これを実施する住民団体についても、行政や議会との関係において、具体的な法的な位置づけは与えられていない。このことに対応し、住民主導による住民参加の成果として住民団体が関係各所に提出した報告書は、法的にみれば、住民団体が任意に作成・提出したものとどまり、法的拘束力を持たない。したがって、住民参加の結果をいかに反映するかは、専ら報告書の提出先の判断に委ねられることとなる。

しかしながら、効果的な住民参加を図ろうとする観点からすれば、このことは、批判的に検討してみるべきではないだろうか。住民参加の実施結果が専ら報告書の提出先の判断に委ねられ、何らの応答もなされないということであっては、参加住民からの納得が得られないことはもとより、外部から住民参加の成果それ自体を疑問視する声が上がらないとも限らない。

そこで、住民主導・無作為抽出の住民参加と政治・行政プロセスとをいかに接続すべきかが制度設計の議論として問題になる¹¹。

（2）拘束力による接続の問題点

接続を確保する最もシンプルな方法は、無作為抽出による住民参加を法令ないし条例に

10 前掲注3)に掲げた文献を参照。

11 参照、角松正史「手続過程の公開と参加」磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想Ⅱ』（有斐閣、2008）209頁以下、篠原・前掲注1）184頁。

根拠をもつ制度として具体化し、住民主導による住民参加の結果に議会や行政を拘束する（結果尊重義務も含む）効果を定める方法である。この方法は、住民投票条例の制度設計として、過去にわが国の地方公共団体で採用されてきたものである。原子力発電所の設置の是非を問う住民投票条例（高知県旧窪川町（1982年7月19日制定）、新潟県旧巻町（1995年6月26日制定））など、原子力分野との関わりも強い。

しかしながら、住民主導・無作為抽出による住民参加の結果に法的拘束力を持たせることには、以下に述べるような法理論上及び実際上の問題がある。

① 法理論上の問題

第一に、間接民主制と直接民主制との抵触ないし緊張関係という法理論上の問題がある。この問題は伝統的に、住民投票の拘束力という表題の下に議論されてきたテーマである。従来、我が国の行政法学において、直接民主制的制度である住民投票は、間接民主主義との関係において、補完的なものとして位置づけられてきた。このことは、条例上の制度設計として、上述の原子力分野における住民投票条例のみならず、近年、様々な自治体において制定されている自治基本条例においても、住民投票の結果が尊重義務にとどめられていることに現れている（諮問型住民投票）¹²。このことは、基本的に、無作為抽出による住民参加の制度設計の場合にも妥当するものといえよう。

その上、無作為抽出を用いた住民参加の場合、参加住民は、偶然の契機により選出された住民の一部に限られる。このように、範囲が限定された住民らに、自治体としての政策決定を正当化するだけの正統性を認めることは困難であろう。また、無作為抽出という偶然の要素を契機として選出された住民に、政策決定に対する責任を負わせることも妥当ではないといえる。

そうすると、無作為抽出により選出された一部の住民の意思に、法令ないし条例上の根拠をもって、議会や行政を法的に拘束する法効果を認めることは、それが諮問的效果にとどめられるとしても、法理論上、困難な問題を生じさせるといえる。

② 実際上の問題

第二に、かような法理論上の問題とは別に、無作為抽出を用いた住民参加が制度化されることそれ自体によって、住民自らが自由に議論できる環境や雰囲気は失われてしまうのではないかという、実際上の問題がある。

上に指摘したように、自分ごと化会議in松江の場合、無作為抽出によって選出され、議論に参加した住民が率直に意見表明をすることが可能な環境が整えられていたことが、この取組みの成功にとって重要な要素であったと考えられる。かような環境が整えられたのは、一義的には、自分ごと化会議in松江の事務局の尽力によるところが大きいように思われる。しかし、より構造的にみると、この取組がインフォーマルなものであったことが一定程度有効に機能したようにも思われる。すなわち、自分ごと化会議in松江において、住

12 参照、宇賀克也『地方自治法概説〔第8版〕』380頁。

民が自身の意見を自由に表明することが可能であったのは、同会議の取組み自体が、住民同士の議論の最終目的を予め定めることなく、まさに参加住民が自分ごととして議論した点にある。法制度として住民参加が定められる際には、何らかの目的ないし結果が想定され、その目的との関係において住民参加の取組みも位置づけられることとなろう。このような形で、インフォーマルな住民参加がフォーマルなものに転化するとき、自分ごと化会議in松江の成功要因の1つであった自由な議論環境が失われてしまうことにならないかは、留意しておくべき観点であるといえよう。

上に述べたことに照らせば、住民主導・無作為抽出の住民参加の結果をその後の議会や行政機関（首長など）による政策決定と接続する制度設計を行う際には、インフォーマルな住民参加がもつ妙味を踏まえた慎重なスタンスが求められるといえよう¹³。

（3）契約による接続の可能性

この点、先行する住民参加の取組みを見ると、拘束力を用いることなく、その後のプロセスとの接続を確保する方法が用いられている例があり、参考になる。

例えば、ドイツにおいて定着している無作為抽出を用いた行政主導による住民参加の形態であるプランungskstzelle（Planungszelle）においては¹⁴、委託契約を通じて、その後のプロセスとのソフトな接続を確保する手法が、実務上、確立している。

自分ごと化会議と同様、プランungskstzelleも、法令上の位置づけを有しない住民参加の取組みである。しかしながら、プランungskstzelleの実施に関しては、実務上、プランungskstzelleの実施を委託する委託者（行政機関や外郭団体）とプランungskstzelleの実施を受託する受託者（大学等の研究機関）との間に締結される委託契約のなかで、住民参加の結果をソフトにその後のプロセスと接続するための工夫が凝らされている。すなわち、受託者が提出した提案書（Bürgergutachten：「市民鑑定」ないし「市民答申」と訳される）に記載された提案内容の実施状況等に関して、委託者の報告義務が定められる。さらに、提案書の手交にあたっては、セレモニー等が開催され、かつ、委託契約の定めに従い、提案書の内容は公表される。

このように、プランungskstzelleにおいては、あらかじめ契約により、住民参加の結果に対する「応答」を確保しておき、住民参加の結果としての提案書を「公表」すること

13 ハーバーマスの見解を引きつつ、住民参加の制度化にあたり、「制度的公共性」と「市民的公共性」とは、敢えて分節しておくべきであるとの見解として、参照、角松・前掲注11) 301頁以下、篠原・前掲注1) 184頁以下。

14 プランungskstzelleについては、ペーターC. ディーネル『市民討議による民主主義の再生—プランungskstzelleの特徴・機能・展望』（イマジン出版、2012）、山内健生「ドイツにおける新たな市民参加の手法をめぐる議論について（1）（2・完）」自治研究74巻6号（1998）111頁以下、同74巻7号（1998）104頁以下、後藤潤平「プランungskstzelle—熟議デモクラシー論の実践的アプローチ」早稲田政治公法研究76号（2004）231頁以下、篠原明德＝吉田純夫＝小針憲一『自治を拓く市民討議会—広がる参画・事例と方法』（イマジン出版、2009）、篠原明德『まちづくりと新しい市民参加—ドイツのプランungskstzelleの手法—』（イマジン出版、2006）。近時の独語文献として、Bernhard Losch, Bürgerbeteiligung nach Schöffenmodell—Die Wuppertaler Planungszelle—, DÖV 2000, 372ff.; Jakob Tischer, Bürgerbeteiligung und demokratische Legitimation, S.159ff..

を通じ、ソフトな接続が試みられている。かような接続方法は、住民主導による無作為抽出の住民参加のあり方を考察する際にも参考に値しよう。

(4) プロセス全体を踏まえた接続のあり方の模索

上に述べた住民参加の結果への応答、そして、その公表を介したソフトな形での接続方法は、プロセス全体を踏まえて住民参加を構造づける思考にも通ずる。すなわち、公共政策の観点から無作為抽出による住民参加を考察する場合には、これが政策決定に対して何らかの影響力を持ち得ることが議論の前提とされるように思われるが、このことは必ずしも、政策決定を具体的に拘束するということを意味しない。このことは、現行の法制度に照らす限り、いわば法的拘束力が認められないことの当然の帰結でもある。

むしろ、効果的な住民参加を図る観点からは、拘束力という形で、ある特定の立場が政策決定を拘束するか否かを問題とするのではなく、より素朴に、住民参加全体のプロセスを視野に入れた上で、無作為抽出、住民同士の熟議の要素に加え、住民参加の場が実施された後における参加住民、それ以外の住民、関係各所、社会全体に対する影響をも考慮する視点が制度設計として求められているのではないか。

2 資金調達、及び、公的支援の意義

上記 I の事例検証の結果からは、住民主導による住民参加の場が成功を収めるために、実行委員会（事務局）の人的資源・金銭的資源が重要な要素であることが明らかになった。ここでは、かような住民主導による住民参加の負担に照らして、資金調達及び公的支援の意義について、考えておくこととしたい。

住民主導の住民参加に対して公的支援を行うことについては、そもそも住民が自主的に実施したに過ぎない取組みに対して、公金を投入するだけの合理性が認められるのか、という批判も想像される。しかしながら、とりわけ原子力のようなシビアな政策課題を含む政策分野において、行政側や事業者側からは表出されにくい議論や論点が目に見える形で現れるという利点を無作為抽出手法が有していること、そして、これまでのわが国の経験や現状に照らせば、行政主導や議会主導による住民参加にそのような役割を期待することは困難であることは、公的支援を正当化する一応の論拠として十分であるように思われる。

そこで具体的な課題について検討すると、まず、人的資源の側面に関して、既に住民参加論の一般的文脈において、住民参加の場を主催するコーディネーターが果たす役割の重要性が指摘されている¹⁵。賛成派と反対派との感情的な議論の二項対立といった状況が生じやすい原子力分野については、特に、住民参加の場を運営する人材は重要である。この点、大学やNPOなど、中立的な立場に基づく関与を期待できる主体が果たすべき役割は大きいと思われる。また、わが国の無作為抽出の実施について、全国的な民間の横断組織

15 田村悦一『住民参加の法的課題』（有斐閣、2006）50・51頁。

がまさに住民主導の役割を果たしてきた経緯に照らせば¹⁶、これらの組織が形成するネットワークを今後いかに発展させ、活用していくかという視点も重要であろう。

次に、金銭面の資源について、自分ごと化会議in松江においては、住民団体の主催で実施されたこともあり、住民団体が負担せざるを得なかった。住民団体によって自主的に実施される住民参加がインフォーマルな性質をもつとしても、これが、住民に対する中身のある情報提供や公共空間における議論の創出といった公共的な価値を提供し得るものであるとすれば、住民主導による住民参加の負担を軽減する措置を講ずる意義は大きいように思われる。ちなみに、行政主導による住民参加ではあるが、ドイツにおいては、PZの実施費用のみならず、参加住民に対する報酬の支払いに至るまで、公金から支出されるのが通常であるとされる¹⁷。

必ずしも民間による助成金が充実していないわが国の現状を踏まえれば、これに対する公的な支援のあり方が、公共政策の一環として模索されるべきではないだろうか¹⁸。そしてその際、原子力に関する各種助成金に対する批判や不信が向けられてきた過去の経験を踏まえれば、住民参加の取組みに対して疑念が抱かれることのないよう、外観上の中立性・公正性を確保するための制度設計や組織構成の工夫が求められよう。

Ⅲ 今後の展望

1 制度設計論における発想転換の必要性

冒頭にも述べたように、従来、行政法学の住民参加論においては、法令上の根拠のある住民参加が主たる検討対象とされてきた。また、行政法学の議論においては、住民参加の結果がその後のプロセスにいかなる法的効果を及ぼすかという観点から住民参加が問題とされてきたように思われる。

しかしながら、法令上の根拠を有しない、それも住民主導によって実施された住民参加に焦点を当てた本稿における検討に照らせば、行政法学においても、拘束力のロジックや、直接民主制と間接民主制を対抗構図的に捉える議論枠組みから脱却し、あるいは、これを相対化することにより、住民参加の結果ばかりに焦点を当てるのではなく、住民参加のプロセス全体を俯瞰する視座の転換が求められているといえるのではないかと。

特に、科学技術的専門性が高く、データに基づく客観的な「正解」を導くことが困難であり、かつ、賛成派と反対派との間で感情的な議論の対立が生じやすい原子力のような政策分野については、かような分野の特徴に照らして、住民参加の結果が政策判断を拘束するか否かという観点からいったん距離を置いた上で、一連の住民参加のプロセス全体について考察を行うことが、制度設計論として求められているといえよう。

16 例えば、日本版PZは日本青年会議所がその実施について主導的役割を果たしてきた。

17 ディーネル・前掲注14) 98頁。

18 参照、大久保規子「総論—参加原則の国際的展開と日本の課題」環境法政策学会編『環境法における参加—展望と課題—』（商事法務、2019）3頁以下（17頁以下）。

このような立場に立った上で、行政法学ができる貢献は、上記のようなプロセスを通じた住民参加手続の制度設計であろう。その際、特に無作為抽出による住民参加を実施する場合、相当程度の事務的・金銭的コストが必要とならざるを得ないことを踏まえれば、住民参加の場を実現させるための公共政策を指向した議論が、行政法学に求められているのではないか。

2 中立性・公正性の確保と金銭的費用

運営団体の中立性・公正性を確保するための工夫が重要であることは既に述べたが、この問題は、無作為抽出による住民参加を実現するために必要とされる資金をいかに調達し、また、外観的な中立性をいかに確保するのかという課題と密接な関係にある。

特に、本稿が事例検証を行った自分ごと化会議in松江のような住民主導による住民参加の場合には、行政主導や議会主導によって無作為抽出を実施する場合と比較して、資金をいかに調達するかはシビアな問題である。かつ、原子力分野については、わが国の過去の経験に照らしても、賛成か反対かという単純な二項対立的な議論に終始しがちな傾向にあること、原子力政策における交付金の支給のあり方とこのような感情的な議論の対立が結びついて受け止められることも少なくなかったわが国の経験を踏まえれば、外観上の中立性・公正性の確保については、特に慎重な配慮が求められるといえよう。

3 住民参加に対する公的部門の責任

本稿における一連の検討を踏まえれば、政策決定への使い方、また、中立性・公正性の確保という課題にいかに取り組むべきかという観点については、これが行政・議会主導で実施される場合であれ、住民主導で実施される場合であれ、公共政策としては、公的部門がいかなる形で責任を果たすかという観点が重要な意義を持つということになる。

この点、比較法的な見地から一言しておく、具体の住民参加のあり方に応じたバリエーションはあるものの、全体的な傾向として、他の学問分野において熱心に紹介されてきた欧米諸国に端を発するインフォーマルな住民参加の取組みは、その多くが、行政主導で実施されていることは住民参加のあり方を考察するにあたり、示唆的であるように思われる。ここには、我が国におけるのとは対照的に、法令上の根拠に基づかない住民参加の取組みであっても、公的部門の側が、一定の責任をもって住民参加を実施しようとするスタンスを読み取ることも可能ではないか。

むろん、筆者のかような見方の妥当性について、理論面・実態面を含めた総合的な検討を要することは言うまでもない。本稿との関係において、わが国の無作為抽出を用いた住民参加の動きが、その全体的な傾向として、むしろ住民主導を契機として実施されてきたこと、自分ごと化会議in松江の取組みもいわばこの延長線上に位置づけられることを、ここでは確認しておきたい。

おわりに

以上、本稿においては、法令に基づかない原子力分野における住民参加のなかから、住民主導・無作為抽出によるものに焦点を当て、当該手法を用いて実施された自分ごと化会議in松江の事例検証を行った上で、今後、同様の手法をわが国に定着させるために、行政法学はいかなる貢献が可能であるかという立場から、理論的・政策論的検討を行ってきた。本稿による一連の検討により、これまであまり活発に議論されてきたとは言い難いこのテーマについて、今後、行政法学の観点から検討を行うにあたってのいくつかの議論の端緒を示すことはできたように思われる。

もっとも、本稿における考察は、自分ごと化会議in松江という一事例の検証を検討の手掛かりとし、他の学問領域や住民参加の実践において既に蓄積されてきた知見を踏まえつつ、行政法学の議論との接合点を探り、今後あるべき理論枠組・制度設計のあり方を議論する際の手掛かりを示したものにすぎない。

今後、より一般的に、住民主導・無作為抽出による住民参加の行政法学への受け入れ方を考察する際には、学際的な視点を踏まえた研究を深化させること、そして、討論型世論調査（Deliberative Poll：DP）などの自分ごと化会議in松江以外の住民参加の取り組みも含めてより総合的かつ精緻な検討を行うことが求められることはいうまでもない。かような検討を経てはじめて、住民主導の概念の内実や意義、無作為抽出の住民参加プロセス全体における位置づけや意義についても、明確になるものといえよう。かような検討作業とこれを経た上で具体的な政策提言については、筆者の今後の検討課題である。

【付記】

本稿は、2019年度地域社会と原子力に関する社会科学的研究支援事業「住民参加は、原子力に関する住民の意識にどのような影響を与えるか？」（研究代表者：宮森征司）、及び、2020年度旭硝子財団・サステイナブルな未来への研究助成「原子力利用に関する住民参加システムの構築に向けた国際共同実証研究」（研究代表者：田中良弘、新潟大学教授）による研究成果の一部である。ここに記して謝意を表したい。

なお、本稿執筆中及び脱稿後に、茨城県東海村において「第1回自分ごと化会議」（2020年12月19日）、島根県松江市において「第Ⅱ期自分ごと化会議in松江」（2021年3月7日）が開催された事実に触れた。今後も同様の取り組みを注視していきたい。

杜甫における「杜鵑」のイメージ

谷口眞由実

はじめに

盛唐の詩人杜甫（七一二〜七七〇）が安祿山の乱後（史思明らの乱は未終息）、官を辞し秦州（甘肅省）、同谷（甘肅省）、陰閣（四川省）を経て、成都（現在の四川省成都市）に入ったのは、乾元二年（七五九）十二月である。成都入りしてから約六年滞在（ただし、近隣諸州への出入りがある）した成都時代、杜甫は「杜鵑」をしばしば詠じている。また、その後永泰元年（七六五）の五月に成都を後にして南下し、渝州（四川省）、忠州（四川省）、雲安（四川省）へと旅した時期にも、杜甫は「杜鵑」「子規」などを詠じた詩を多数制作している。なぜ、杜甫はこの時期に多くの「杜鵑」「子規」を詠じたのだろうか。杜甫がこの成都時代及び雲安滞在中に「杜鵑」を集中的に詠じた理由について考えたいということが、本論の一つ目の問題意識である。

成都を中心とする地域は古代の蜀（現在の四川省）の地域であり、

雲安付近は「巴」と呼ばれ、両者合わせて「巴蜀」とも呼ばれるが、ともに蜀王杜宇（望帝）の魂が杜鵑になったとの伝説が広く知られている地域である。杜甫も早くからこの伝説を知っており、強い興味を抱いていたと推測される。また、蜀の望帝が当初民を教化し、蜀の基盤を作った英明な君主として活躍し、民衆からも慕われていたこと、しかし、水害に対処できず、治水に功績のあつた宰相に位を譲り失意のうちに死したことを蜀の人々が悲しんだと伝えられている。死んだ望帝の魂の化身とされる杜鵑の悲しげな声は後述するように六朝詩に詠じられ始め、そして唐代になって少しずつ詠じられる例が多く見られるようになる。しかし、杜甫の「杜鵑」を詠じた詩には、明らかに他の詩人とは全く異なる意識が見られるものがある（一部に他の詩人と同じようなものもある）。杜甫が杜鵑に託した思いをあらためて検討したいというのが、本論の二つ目の問題意識である。

ところで、すでに植木久行氏「ほととぎすのうた 杜鵑と郭公をめぐる」(『比較文学年誌』第一五号、一九七九年。以下、「植木論文」と略す)において、中国古典詩に詠じられた「杜鵑」と日本文学の古典にみられる「ほととぎす」や「郭公」との比較が論じられている。

特に、唐代以前の文献に見える「杜鵑」をめぐる伝説の生成やあるいは異同について詳細に究明され、さらに六朝から唐詩の用例についても、時代を追って詳細に分析されている。¹⁾主だったイメージについての分析もされており、しかも様々な文献に言及された論文である。その第七章では盛唐詩人についても論述されているのであるが、杜甫についてはまだ論ずるべき点が残されているように思う。植木論文を参考にさせて頂きつつ、特に杜甫を中心に、右の問題意識に基づき検討したい(なお、原文及び訓読などでは常用漢字のあるものは常用漢字を使い、常用漢字がないものについては正字を使うこととする。ただし、固有名詞など、一部正字を使ったものもある)。

第一節 杜鵑に関する伝説

「杜鵑」をめぐる伝説の諸相、また生成の過程については、植木論文に詳しい。ここでは特に杜甫の用例に直接関わり、影響を与えているものに限定して、言及することとしたい。

植木氏も指摘しているが、唐代の代表的な類書『芸文類聚』、『初学記』の鳥の部には「杜鵑」について記述がない。このことは唐代以前の文学においては「杜鵑」「子規」が題材としてあまり取り上げられなかったことを物語るであろう。

「杜鵑」「子規」については、漢・揚雄『蜀王本紀』²⁾、『華陽国志』³⁾蜀志や『荊楚歲時記』などに収載される伝説や、『禽經』⁴⁾や『本草拾遺』⁴⁾などに記載がある。

「杜鵑」は、和名ほととぎす。蜀の望帝、名は杜宇にまつわる伝説で知られている。望帝は治水に功績のあった蠶靈(また、開明)を宰相とし、治水に功績をあげた彼に位を譲って他郷(または西山)に去り、死後その魂が化してこの鳥になった(あるいは望帝が去った後、杜鵑が鳴く声を聞いて人々が悲しんだ)との伝説がある。その声は「不如婦去」と聞こえるという。その声はさまざま方言によって表現され、鳥の名とされたため、子規、杜魄、蜀魂、杜宇、鶻、催婦などの名で呼ばれる。

まずは、植木論文にも引かれているが、杜甫が典拠としたと考えられる杜鵑に関する伝説に簡潔に言及することとしたい。

I 『華陽国志』⁵⁾ 蜀志

『華陽国志』は、晋の常璩の撰で、十二卷。三国時代から晋代における主に四川・雲南方面の歴史・地理を記述したものとされる。「蜀志」に見える記載は、次の通りである。

次王を魚鳧と曰ふ。後王有り杜宇と曰ふ。民に農に務むるを教へ、一に杜主と号す。時に朱提に梁氏の女利なるもの有り、江源に遊ぶ。宇、之を悦び納れて以て妃と為す。治を郫邑に移し、或は瞿上に治す。七国王を称せしとき、杜宇、帝を称し、号して望帝と曰ひ、名を蒲卑に更む。自ら以へらく、「功德は諸王より

高し」と。乃ち褒斜を以て前門と為し、熊耳・靈関を後戸と為し、玉墨・峨眉を城郭と為し、江・潜・綿・洛を池沢と為し、汶山を以て畜牧を為し、南中を園苑と為す。会々水災有り、其の相開明、玉墨山を決し以て水害を除く。帝、遂に委ねるに政事を以てし、堯・舜禪授の義に法り、遂に位を開明に禪り、帝は西山に升りて隠る。時適々二月、子鵲鳥鳴く。故に蜀人は子鵲鳥の鳴くを悲しむなり。巴も亦た其の教に化して農務に力む。今に迄るまで巴・蜀の民、農時には先ず杜宇君を祀る。開明位し号して叢帝と曰ふ。(次王曰魚鳧。…後有王曰杜宇。教民務農、一号杜主。時朱提有梁氏女利、遊江源。宇悅之納以為妃。移治郫邑、或治瞿上。七国称王、杜宇称帝、号曰望帝、更名蒲卑。自以功德高諸王。乃以褒斜為前門、熊耳・靈関為後戸、玉墨・峨眉為城郭、江・潜・綿・洛為池沢、以汶山為畜牧、南中為園苑。会有水災、其相開明、決玉墨山以除水害。帝遂委以政事、法堯・舜禪授義、遂禪位於開明、帝升西山隱焉。時適二月、子鵲鳥鳴。故蜀人悲子鵲鳥鳴也。巴亦化其教而力農務。迄今巴・蜀民、農時先祀杜宇君。開明位号曰叢帝。)

周時代、蜀王を称した蚕叢から語り始められ、魚鳧王の次に杜宇が位置付けられている。王となった杜宇は杜主を称し、のちに帝を称し、望帝と号するようになる。蜀の望帝は民の教化に務め国の基盤を作った。たまたま起こった水害の際に、宰相であった開明が治水に功績をあげたため、古代の禪讓に倣って開明に位を譲ったという。讓位後、杜宇は西山に退隱した。たまたま二月であり、杜鵑が鳴いていたので、

蜀の人たちは杜鵑の悲痛な声を聞いて、望帝を思い悲しんだという。また、巴の人々も同じく教化を受けたので、農事を始めるとき、巴蜀の人々はまず杜宇をお祀りするという。この話では、杜宇が退隱した時、たまたま杜鵑がしきりに鳴いていたので、その哀切な声がまるで杜宇の声のように思われ、帝を悲しんだという。

植木論文では、この文章について、望帝化鳥伝説でないこと、「子鵲」の語が使われた早い例であること、陰曆二月に鳴くとすること、そして望帝の神格化がなされていることを指摘する。最後の神格化に関連して注目したいのは、特に望帝が生前、蜀で善政を布き、人々に退隱後敬仰されたとする点である。この点は杜甫の杜鵑のイメージに大きく影響したと考えられる。

II 『荊楚歲時記』⁽⁶⁾

一方、梁・宗懐撰の『荊楚歲時記』三月の項にも杜鵑がみえる。

三月三日、杜鵑初めて鳴く。田家之を候とす。此の鳥、昼夜に鳴く。口赤く、天に上りて恩を乞ふ。章陸子の熟するに至れば乃ち止む。杜鵑初めて鳴く。先づ聞く者、離別を主り、其の声を学び、人をして血を厠溷の上に吐かしむ。聞く者不祥にして、之を厭ふ法、当に狗の声を為り以て之に応ずべしと。

ここに描かれる杜鵑は、その年の農事を始める合図とされ、昼夜に鳴き、口(の中)が赤い鳥として描かれる。一方、後半ではその声を聞く者は「不祥」とされ、その声を聞いた者は血を吐くとされ、その不祥を避けるには、犬の声をなすとよいという。昼夜構わず鳴く声が

人々に忌まれていたことが想像される。

ところで、このように古来さまざまな文献に「杜鵑」は見えるのであるが、植木氏も指摘するように、唐代以前の文学にはほとんど描かれていない。数は少ないが、六朝時代の文学に見える用例を次に見ておきたい。

第二節 六朝時代の用例

杜鵑・子規が文学に登場するのは比較的遅かった。まず、制作時は晋・宋・齊のいずれか未詳であるが、民間で作られた歌謡である「子夜四時歌七十五首」の春歌二十首（『樂府詩集』卷四十四、晋宋齊辞）の中に杜鵑を詠じたものが二例「其六」「其十一」にみえる。ここでは其六をあげたい。⁽⁷⁾

子夜四時歌七十五首春歌二十首（其六）

杜鵑竹裏鳴 杜鵑 竹の裏に鳴き

梅花落滿道 梅花 滿道に落つ

燕女遊春月 燕女は春月に遊び

羅裳曳芳草 羅裳 芳草を曳く

（『樂府詩集』卷四十四、清商曲辞）

前半は、梅の花が道一杯に落ち、竹林の中で杜鵑が鳴いているという、春闌を過ぎようとするころの情景である。後半は、うららかな春の季節に誘われるように月下に遊ぶ女性の姿を描いている。其十一でも季節が晩春になっているという違いはあるが、春愁を晴らそうと女性が散歩する姿を描く。子夜歌は呉の子夜という女性が歌い始めたと

伝えられ、その後、樂府題となって、数々の替え歌が作られるようになったものである。この詩は先述のように晋代、宋代、齊代の間のいつ頃作られたか定かでなく、作者も不明の民衆の歌である。その民衆の歌謡に杜鵑が歌われているのだが、ここには鳴き声が悲痛であるという感覚は全く見えない。民間においては、杜鵑の鳴き声は春を告げるものとして捉えられていたことが分かる。

「子夜歌」は、民間の歌謡であり、また制作時期もよくわからない。作者の明らかな文学作品に描かれた最初の例としては、植木氏も指摘するように、西晋・左思（二五三？～三〇七？）の「三都賦」（三都の賦、蜀都賦・呉都賦・魏都賦からなる）の「蜀都賦」（蜀都の賦）をあげる必要があるだろう。この作品は当時、広く人々に読まれ、「洛陽の紙価を高からしむ」の故事で知られるように、富貴な人々が競って書写し、洛陽の紙の値段が高騰するほどの流行ぶりであったという。この「蜀都賦」には、杜宇の魂魄が化して杜鵑・子規となったという伝承が描かれているが、その後世の文学に与える影響は非常に大きかったに違いない。左思は高名な学者であった張載のもとを訪れて蜀地方のことを尋ね、構想に十年の歳月をかけて書き上げたといわれ、また同時代の知識人たちによって「そのことばはみだりに華美でなく、必ず確かな根拠に由来しており、様々な種類の事物が描かれているのは、依拠したものである」と称された。（『晋書』卷九十二、左思伝に引かれる衛権の作った「蜀都賦」の注解の序文⁽⁸⁾）。このような「蜀都賦」に「杜鵑」が描かれたことから、蜀の鳥といえば、杜鵑・子規との連想が生まれたといってよい。

西晋・左思の「蜀都賦」は『文選』（梁・昭明太子撰、唐・李善注、清・胡克家刻本影印、中華書局、一九七七年）賦（乙）京都中・卷四に収められている作であるが、その中に次の表現が見える。

碧出萇弘之血 碧は萇弘の血より出で

鳥生杜宇之魄 鳥は杜宇の魄より生まる

妄変化而非常 妄りに変化して常に非ず

嗟見偉於疇昔 嗟 疇昔に偉とせらる

「蜀都賦」は、蜀の鳥獸や草木、産物、偉大な人物などあらゆるものを網羅的に描く一大長篇であるが、引用部分は、古代蜀の伝説的な偉業をなした人物について述べた部分である。萇弘は周の靈王に忠義を尽くし大夫として仕えたが、讒言を受けて殺された。その血は三年後に「碧」となったという。「碧」とは、中国で非常に珍重される美しいあおみどり色の貴石である。萇弘については『莊子』外物篇に見える。⁽⁹⁾

また、杜宇、すなわち望帝の魄から杜鵑が生まれたという。「魄」は、「魂」と同義でたましい、靈魂という意味で使われる場合もあるが、「魂」と対比される場合は、肉体を主宰し、死後地上にとどまる陰の生気をいう。ここでは、どちらの意味で使われているか決め難い。この賦の場合、「魄」は押韻部分にあたることから、「魂」ではなく「魄」を使った可能性もある（『文選考異』（巻第四）に言及なし）。

杜宇化鳥伝説（杜宇が死して後に化身して杜鵑になったとする説話）については、『文選』（李善注）引用する後漢・李膺の『蜀記』⁽¹⁰⁾に、

昔人の姓の杜なるもの有り。名は宇。蜀に王たり。号して望帝

と曰ふ。宇死す。俗説に云ふ、宇化して子規と為る。子規は、鳥の名なり。蜀人子規の鳴くを聞くに、皆望帝と曰ふなり（昔有人姓杜。名字。王蜀。号曰望帝。宇死。俗説云、宇化為子規。子規、鳥名也。蜀人聞子規鳴、皆曰望帝也。）

とある。俗説、つまり世間に伝わる伝説として、望帝が死後、子規、すなわち杜鵑に化身し、蜀の人々は杜鵑の声を聞くと望帝だと思ったという。このように、「蜀都賦」においては、萇弘と杜宇は、いずれも蜀の地で、忠孝、あるいは美德や治績で知られながら、悲劇的な死を遂げ、死後碧となり、杜鵑となるという尋常ならざる奇跡を起こし、人々の尊崇をあつめて語り継がれてきた人物として詠じられている。そしてここにも、杜鵑の泣き声が悲劇的であるという叙述はない。

次に挙げるのは、六朝宋・鮑照（四一四～四六六）の「擬行路難十八首」の第七首である。「行路難」という樂府題に倣って、鮑照は「擬行路難十八首」を制作したと考えられるが、もとの漢代の古樂府は現存していない。この一連の作品は人生行路の苦難や別れの悲傷を詠じたものである。⁽¹¹⁾

擬行路難十八首其七 行路難に擬す十八首其の七

鮑照

愁思忽而至 愁思 忽ちにして至り

跨馬出北門 馬に跨りて北門を出づ

拳頭四顧望 頭を拳げて四顧して望めば

但見松柏園 但だ見る 松柏の園を

荊棘鬱蹲蹲 荊棘 鬱として蹲蹲たり

中有一鳥名杜鵑

中に一鳥有り 名は杜鵑

言是古時蜀帝魂

言ふ是れ古時 蜀帝の魂

声音哀苦鳴不息

声音哀苦して鳴き息まず

羽毛憔悴似人髡

羽毛憔悴して人の髡に似たり

飛走樹間啄虫蟻

樹間を飛走し虫蟻を啄む

豈憶往日天子尊

豈憶はんや 往日の天子の尊きを

念此死生变化非常理

此れを念へば 死生は变化して常理に非ず

中心愴惻不能言

中心愴惻として 言ふ能はず

冒頭から第五句までは、心に愁いを抱く人物がまちの北門から出立する場面を描く。この人物は突如愁いに襲われ、都の北門を出て、辺りを見回す。その目に映ったのは松柏であり、(その木々の下に)いばらがうっそうと茂っているばかりである。松や柏は、常緑樹であり、多く墓場などに植えられる木である。いばらの茂る様子と相まって、荒涼たる情景であるといえよう。そして、第六句に、松や柏の樹間にいるほととぎすが描かれる。古代の蜀帝(望帝)の魂がほととぎすになったと伝えられるが、悲しみ苦しげに泣き続け、羽毛はやつれ、まるで頭髮をそり落とされた罪人のようだ。蟻を啄んで木々の間をあちらこちら飛び回る姿からは、その昔人々の尊敬を集めていた望帝を想起することはできない。そう思うと、人の生死はつねに変化して常理などないという悲しみが心の中からこみ上げて、言葉に出して言うことができない。

この詩の作中人物は、荒涼とした郊外の情景を目にし、そこに杜鵑⁽¹²⁾

の姿を見出す。蜀の望帝の魂が化したとの伝説がある杜鵑であるが、哀苦に満ちた声、やつれた羽毛、虫や蟻を啄むために木々の間をせわしく飛び回る姿に、かつての望帝の偉大な姿は微塵もない。その落魄の姿を傷み、世に常理のないことを嘆く。

ここで、注目されるのは、蜀の望帝が杜鵑となった悲しさを詠じるだけにとどまらず、杜鵑に望帝の姿を重ねることによって、望帝が落魄したことを介して、人生の変化の激越さを悲しんでいることである。さらに注目されるのは、杜鵑を美しく描くのではなく、おちぶれた姿で描いていることである。このような表現はこの詩以前には見られない。この詩について、忠孝の人物がかえって滅亡させられる当時の厳しい政治・社会状況を悲しんでいるとする説、東晋最後の皇帝恭帝(零陵)が劉裕(宋の高祖)に讓位し、不遇の最期を終えたことを寓するとの説など複数あると、錢仲聯注『鮑參軍集注』(巻四)に指摘がある。この鮑照の杜鵑の描き方は非常に尖鋭である。すなわち望帝の化身とされる杜鵑の姿に、現実レベルでかつては尊崇を集めた有徳の人物が、今は落魄してやつれはてている姿を重ね合わせてみているのである。そういう描き方がなされているのである。作者は根底において、杜鵑の姿に世の無常や不条理を見て、嘆き悲しんでいるのである。このように杜宇化鳥伝説を詠じただけにとどまらず、そこに直言できない世情への憤懣や自己の力の及ばぬ運命の転変への歎きを込める表現は、その後、杜甫に大きな影響を与えたと推察される。

第三節 盛唐の用例

以上のように、六朝時代においては、「子夜四時歌」、左思「蜀都賦」、そして鮑照「擬行路難」（其七）などに「杜鵑」「子規」が詠じられている。しかし、わずか数例であり、唐以前、杜鵑は題材としてあまり文学に登場することはなく、杜鵑が詩賦の中心的テーマとはなることはなかったといえる。だが、唐代に入ると、次第に多くの作品に詠じられるようになる。

植木論文は、初唐・沈佺期の「夜七盤嶺」詩に「帰心を促す悲声として子規を歌うの」が最初であろう、と指摘している。盛唐期については、やはり植木論文では、盛唐の王維（六九九？～七五九）には「杜鵑」二例、「子規」一例があることを指摘し、「送別詩に用いられ」、¹³⁾「蜀へ旅立つ人を送る、という共通した特徴」があると述べている。

送楊長史赴果州 楊長史の果州に赴くを送る

褒斜不容幘 褒斜 幘を容れず

之子去何之 之の子 去って何くに之く

鳥道一千里 鳥道 一千里

猿声十二時 猿声 十二時

官橋祭酒客 官橋 祭酒の客

山木女郎祠 山木 女郎の祠

別後同明月 別後 明月を同じくし

君応聴子規 君 応に子規を聴くなるべし

（『王維集校注』巻六）

楊長史（長史は刺史の下に置かれた官）が果州に赴任するのを見送っ

た詩である。果州は四川省南充郡の地。首聯の褒・斜はいずれも谷の名であり、陝西省と四川省を結ぶ交通の要衝である。「幘」はほろのついた車。「不容幘」は、狭隘であるため、車も通れないことをいう。頷聯は、果州への旅の途中の情景である。果州は、空を飛ぶ鳥だけが通れるような道「鳥道」を行くこと千里のあなたの地であり、巴蜀に多いとされる猿の悲しげな声が一日中聞こえる。頸聯、官路の橋では出立に先立って道祖神を祀り酒を供える人々がおり、これから経る褒城の上には、山の木々に囲まれて女郎祠（褒城県の女郎山上にあった女郎廟のこととされる）が立っていることだろうと情景を想像する。尾聯は、別後には、ただ明月を同じく見ることができただけだが、きっとあなたは蜀の子規の悲しい声を聞いて悲しむことだろうと、楊氏の赴く先蜀の地を想像し、別れ行く楊氏を思いやっている。蜀地方に多く、「蜀都賦」にも描かれた子規は、「蜀」から真っ先に連想されるものであり、哀しい声は異郷に身を置く悲しみを象徴すると認識されていたことが分かる。とはいえ、別れ行く楊氏の行く先である蜀の風物として典型化されているとも見ることが出来る。「送梓州李使君」（梓州の李使君を送る）においても、

萬壑樹參天 万壑 樹 天に参し

千山響杜鵑 千山 杜鵑響く

と「送楊長史赴果州」と同様に蜀の景物の一部として「杜鵑」が用いられている。

以上、王維においての杜鵑は、蜀地方へ旅立つ人を見送る送別詩に見えることが確認でき、また、旅立つ人に行く先の蜀をイメージさせ

るものとして描かれることが指摘できる。同時に、「杜鵑」「子規」の悲哀に満ちた声が、異郷に旅し身を置く人と送り出す作者との悲しみの通奏低音のように響くものとして詠まれていることが分かる。しかし、典型的な蜀の風物として取り上げられていて、「杜宇化鳥説話」そのものが前面に表れてくるというようなことはない。

つぎに、杜甫より十一歳年上であり、盛唐を代表する詩人、李白（七〇一〜七六二）の用例をみておきたい。植木論文が指摘するように、李白においては、「杜宇」「杜鵑」各一例、「子規」「子規鳥」各二例、合計六例（このほかに逸句一例。筆者の注記）の用例がある。¹⁴李白は二十歳までを蜀（四川省）で過ごしたとされ、李白にとっては故郷である。そのため、蜀を連想させる杜鵑に対しても、故郷への思い、すなわち望郷の念と結びつくものとして詠じられていることが指摘されている。

例えば、「蜀道難」では、第二十三句から二十五句で、次のように詠じられている。

蜀道難

又聞子規啼夜月愁空山 又た聞く 子規 夜月に啼いて空山に
蜀道之難 難於上青天 蜀道の難きは 青天に上るよりも難し
使人聽此凋朱顏 人をして 此れを聴いて朱顏を凋まし

む

（『李白全集編年注釈』開元十九年）

「蜀道難」という詩題は樂府題であり、蜀道の険峻さ、厳しさを歌

う作である。引用部では、子規が月下に啼いて、人氣のない山に悲愁の聲が響くのを聞くという。蜀の劍閣山を通る険しい道に行くことは、青空に上るよりも難しい。子規の声を聴けば、若く血氣盛んな人の顔さえ衰えさせるだろうとうたっている。子規の声は、悲愁を帯び、難路を行く旅人の悲しみを掻き立てるものと捉えられている。

次の例も基本的には同様である。

聞王昌齡左遷竜標遙有此寄

王昌齡の竜標に左遷せらるるを聞き遙かに此の寄する有り

楊花落尽子規啼

楊花落ち尽くして 子規啼く

聞道竜標過五溪

聞道く 竜標 五溪を過ぐと

我寄愁心与明月

我 愁心を寄せて明月に与ふ

隨風直到夜郎西

風に随つて直ちに到れ 夜郎の西に

（『李白全集編年注釈』天宝七年）

王昌齡（六九八〜七五五？）が竜標（湖南省）に左遷されたと聞いて寄せた詩である。王昌齡は盛唐の詩人で、七言絶句に優れていた。竜標は、当時巫州に属した現在の湖南省黔陽西南の地である。当時の認識では、最果ての地と言ってよい。王昌齡は、細行（ささいな礼法）を慎まなかったとの理由で、天宝六載（七四七）秋、江寧県（南京市）の丞から竜標県尉に左遷された。左遷の翌春に李白は王昌齡の消息を得てこの詩を作った。

起句は晩春、柳絮（柳の種に生じる白い羽毛）が舞い落ちつくし、子規が哀しげに啼く時節を詠じ、承句は、竜標に流された王昌齡が五溪（洞庭湖に流入する酉・辰・巫・武・沅の五本の川の流域）あたり

を通ったと風の便りに聞いたことを詠じる。転句では、友の境遇を憂える気持ちを明るく月に託し、結句では、風に乗せて夜郎（地名）まで届けてほしいと願望を述べている。子規の声は、春の時候を告げるものであると同時に、その悲痛な響きが、李白の友の境遇を悲しむ気持ち「愁心」と通底するものとなっている。

また、望郷の念と結びつく場合もある。

宣城見杜鵑花 宣城にて杜鵑花を見る

蜀国曾聞子規鳥 蜀国に曾て子規鳥を聞き

宣城還見杜鵑花 宣城に還た杜鵑花を見る

一叫一回腸一斷 一叫一回腸一斷

三春三月憶三巴 三春三月三巴を憶ふ

（『李白全集編年注釈』広徳元年）

宣城（安徽省）で杜鵑花を見て詠じたものであるが、植木論文にもすでに「望郷の念」が子規の鳴き声と分かちがたく結びついているとの指摘がある。杜鵑花は、つつじ（躑躅）である。起句では、李白が青年期までを過ごした故郷の蜀で、かつて子規の声を聞いたことを想起し、承句では、今、宣城で杜鵑花を再び目にしたと歌う。転句では、一たび子規の叫び声を聞けば、望郷の思いに駆られ断腸の悲しみを覚えると、結句では、三春（孟春・仲春・季春）の三月（季春）に当たって、三巴（巴郡・巴西・巴東）と呼ばれる蜀の地を憶うと結ぶ。

杜鵑、子規は、口の中が赤い（前掲の『荊楚歳時記』にも「口赤く」とあった）ことから、血を吐くまで啼く鳥とされ、その血で赤く染まったのが杜鵑花であるとされていた。杜鵑は二月あるいは三月に啼くと

され、その頃に咲く赤い花が杜鵑花であるともいう。杜鵑は「不如帰（去）」と鳴くと、世俗でこの頃言われていたらしく、故郷への帰心を募らせるモチーフとなつてゆく。ちょうど、過渡期にこの作品があるだろう。

以上、李白の「杜鵑」「子規」を詠じた作品を見てきたが、基本的には杜鵑（子規）の悲痛な鳴き声に関心があり、それを描いていることが分かる。ただ、不遇な友を思う憂愁や望郷の念をその声に託しているものが多いのだが、蜀のイメージや憂愁に固定的に結びついていて、王維と同じく「杜宇化鳥説話」に踏み込んだ発想や表現があるわけではない。

第四節、杜甫の杜鵑の用例

さて、杜甫については、詩題として取り上げる「杜鵑」が一首、「杜鵑行」が二首、「子規」が一首ある。つまり、これまでに見た左思、鮑照、王維・李白と大きく違い、杜甫は杜鵑を一つの重要な題材と位置づけ、いわばテーマとした作品を制作したのである。この点は植木論文でもすでに指摘している。ところで、杜甫において「行」と題する楽府作品は、「兵車行」や「麗人行」「貧交行」など、社会問題を厳しく批判したものが多く、ここで「杜鵑行」と詩題に付けた点も注目すべきと考える。

これら詩題に「杜鵑」「子規」を用いた例としての四例を除いた用例は、「杜鵑」は九例、「子規」は四例、また「望帝」二例、「杜宇」「蜀天子」も各一例が見え、計二十一例となる。¹⁵⁾（植木論文では、合計八首、

十六例。望帝も一例見ると指摘する)。これは、王維・李白に比べて圧倒的に多い作例といえる。

次に「杜鵑」「子規」「杜宇」「望帝」「蜀天子」の杜甫の用例を挙げる。まず、詩題となっているものをあげ、次に詩中に用いた例を挙げる。『杜詩詳註』の巻数を記した。¹⁶⁾

① 杜鵑

- ・「杜鵑行」(A) (詩題、巻九*以下、「杜鵑行」(A)と称す。)
 - ・「杜鵑行」(B) (詩題、巻十*以下、「杜鵑行」(B)と称す。)
 - ・「杜鵑」(詩題、巻十四)
 - ・杜鵑暮春至 (巻十四「杜鵑」)
 - ・杜鵑不來猿狖寒「啼」(巻二十「虎牙行」)
 - ・化作杜鵑似老鳥 (巻十「杜鵑行」)
 - ・西川有杜鵑 (巻十四「杜鵑」)
 - ・東川無杜鵑 (巻十四「杜鵑」)
 - ・涪萬(南)無杜鵑 (巻十四「杜鵑」)
 - ・雲南有杜鵑 (巻十四「杜鵑」)
 - ・猶解事杜鵑 (巻十四「杜鵑」)
 - ・傷春怯杜鵑 (巻十九「秋日夔州詠懷寄鄭監李賓客一百韻」)
- ② 子規
- ・「子規」(詩題、巻十四)
 - ・子規夜啼山竹裂 (巻二「元都壇歌寄元逸人」)
 - ・子規晝夜啼 (巻十四「客居」)
 - ・冥冥子規叫 (巻八「法鏡寺」)

・終日子規啼 (巻十四「子規」)

③ 望帝・杜宇

- ・古時杜宇称望帝 (巻九「杜鵑行」)
- ・望帝伝心実 (巻二十一「秋日荆南述懷三十韻」)

④ 蜀天子

・君不見昔日蜀天子 (巻十「杜鵑行」)

では、次に具体的に用例を見ることが出来る。乾元二年(七五九)の冬、杜甫が秦州から同谷に赴く途中、蜀に至る前の作品に「同谷紀行十二首」がある。その第六首「法鏡寺」詩の第十五句・十六句に子規が見える。

冥冥子規叫 冥冥 子規叫び

微徑不敢取 微徑 敢て取らず

(『杜詩詳註』巻八、『杜甫全集校注』巻八)

ここでの子規は、山林の奥で悲しげな声で鳴く鳥の形象であるとともに、本来晩春に鳴く鳥であるのに、ここでは冬でも鳴いているということが注目される。この作では、哀しげな声に着目した点はあらたな詠じ方であるが、王維・李白における蜀(に近い地域)を象徴する鳥としての杜鵑のイメージとほぼ同様であると言える。

ところが、成都に入って後の作品は、全く異なる詠じ方がなされる。まず「杜鵑行」(A)を見ることにしたい。

杜鵑行 (A)

古時杜宇称望帝 古時杜宇望帝と称す

魂作杜鵑何微細 魂は杜鵑と作る何ぞ微細なる

跳枝竄葉樹木中
 搶伴警振雌雄
 毛衣慘黑貌憔悴
 衆鳥安肯相尊崇
 隳形不敢栖華屋
 短翮惟願巢深叢
 穿皮啄朽觜欲秃
 苦飢始得食一蟲
 誰言養雛不自哺
 此語亦足為愚蒙
 声音咽咽如有謂
 号啼略与嬰兒同
 口乾垂血轉迫促
 似欲上訴於蒼穹
 蜀人聞之皆起立
 至今相效伝遺風
 乃知變化不可窮
 豈思昔日居深宮
 嬪嬙左右如花紅

枝に跳り葉に竄る樹木の中
 搶伴警振雌は雄に随ふ
 毛衣惨黒にして貌憔悴すれば
 衆鳥安ぞ肯て相ひ尊崇せん
 隳形敢て華屋に栖まず
 短翮惟だ深叢に巢くふを願ふのみ
 皮を穿ち朽つるを啄み觜秃げんと欲し
 苦だ飢ゑて始めて一虫を食らふを得たり
 誰か言ふ雛を養ふに自ら哺まずと
 此の語亦た愚蒙と為すに足れり
 声音は咽咽として謂ふ有るが如く
 号啼は略ぼ嬰兒と同じ
 口乾き血を垂れて転た迫促し
 上りて蒼穹に訴へんと欲するに似たり
 蜀人之を聞けば皆な起立し
 今に至るまで相ひ効ひて微風を伝ふ
 乃ち知る変化の窮む可からざるを
 豈に思はんや昔日深宮に居り
 嬪嬙左右に花の如く紅なりしを

（『杜詩詳註』卷九、『杜甫全集校注』卷七）

清・仇兆鰲はこの詩はもとほ夔州時代の作品に編集されていたが、「蜀人聞之」の語があることよつて、成都での詩に編入したという。『杜甫全詩訳注』は上元元年（七六〇）の作とする。成都での見聞を

もとほ広く杜鵑について詠じた作品である。

また、この詩について仇兆鰲は『文苑英華』（宋・李昉等撰）は司空曙の作とし、その注に「又杜甫集に見ゆ。蓋し両存して未だ決せず」とあると指摘している。しかし、清・錢謙益は、杜甫詩の古いテキスト（陳浩然本、黄鶴本）にこの詩が収められていることから杜甫の真作としている。これに対して、『杜詩鏡銓』に引く李因篤や明の浦起龍は他の杜甫の詩の内容を反駁していることから、杜甫の詩ではないとする。今、仇注に従う。

まず初句から第八句では、古代の望帝が位を譲り、魂が杜鵑に化したという伝説を踏まえながら、今のやつれおちぶれた様子を「微細」、「跳枝竄葉」、「搶伴警振」、「毛衣慘黑貌憔悴」と書き連ね、もはや他の鳥の尊崇を得られない状況を描き出す。次の第九句から第十六句では杜鵑の落魄した生態を描く。たとえば觜は秃げ、飢えても一匹の虫を得るのがやつとであり、天に訴えるように切実な声で啼くと描く部分などにそれがみえる。そして最後の五句では、蜀の人々が落魄した杜鵑に対して、声を聞けば起立するほどに、今も蜀の望帝を偲び、その遺風を慕い続けているさまを描く。末尾では、華やかな宮廷生活を謳歌したかつての境遇から今の落魄した生への世の中の激変を慨嘆している。この作では、先に挙げた伝説『華陽国志』蜀志の骨子をほぼ踏まえている。しかし、それだけでなく、さらに第二節で言及した鮑照の「擬行路難十八首」（其七）をも踏まえている。重要なのは典拠を踏まえるだけでなく、作品の構造として踏まえつつ発展させている点である。「擬行路難」（其七）では、かつては尊崇されていた望帝の

化身たる杜鵑が傷ついた羽毛で虫を追いかけ、みじめに鳴いていること、かつての栄華は想像もできない姿であることを強烈に描いている。そうした望帝の転変に焦点を当てて「中心愴惻」という思いにかられることを歌っている。「杜鵑」の姿からそのような有為転変とみじめな現在を想起する表現は、鮑照の「擬行路難」（其七）の後には見られなかった。杜甫の「杜鵑行」（A）に至ってはじめて、そうした構造で杜鵑を歌う作品が復活したのである。しかも、鮑照の作が明瞭に語り得ない政治批判を寓意によって語ろうとしているその姿勢それ自体をも受け継いでいる。もちろん杜甫の作はそこにとどまっているわけではなく、玄宗皇帝（上皇）が宦官の意向に逆らうこともできず、冷遇され、翻弄されるという現実レベルに生起している事態の本質を抉りだしているのである。

杜甫の同じく「杜鵑行」（B）とする作が次の詩である。

杜鵑行（B）

君不見昔日蜀天子 君見ずや 昔日の蜀の天子
 化為杜鵑似老鳥 化して杜鵑と為り老鳥に似たり
 寄巢生子不自啄 巢に寄せ子を生むも自らは啄まず
 群鳥至今為哺雛 群鳥 今に至るまで為に雛を哺む
 雖同君臣有旧礼 君臣に同じく旧礼有りと雖も
 骨肉滿眼身羈孤 骨肉は眼に満ちて身は羈孤なり
 業工竄伏深樹裏 業に工みに竄伏す深樹の裏
 四月五月偏号呼 四月五月偏に号び呼ぶ
 其声哀痛口流血 其の声は哀痛 口は血を流すも

所訴何事常区区 訴ふる所 何事ぞ常に区区たり
 爾惟摧殘始發憤 爾 豈に摧殘せられて始めて發憤し
 羞帶羽翮傷形愚 羽翮を帯ぶるを羞ぢ形の愚なるを傷むか
 蒼天變化誰料得 蒼天の變化は誰か料り得ん
 万事反覆何所無 万事反覆して何の無き所ぞ
 万事反覆何所無 万事反覆して何の無き所ぞ
 豈憶當殿群臣趨 豈に憶はんや殿に当たり群臣の趨りしことを
 〔『杜詩詳註』卷十〕

この詩は、前述の「杜鵑行」（A）制作の翌年、上元二年（七六一）、成都（四川省）での作である。前年七月には、宦官李輔国が上皇（玄宗）を脅かして、興慶宮から西内の甘露殿に遷したという。仇兆鰲の注には次のように述べる。

李輔国劫遷上皇、乃上元元年七月事。此詩借物傷感、当属上元二年作。（李輔国劫かして上皇を遷すは、乃ち上元元年七月の事なり。此の詩は物を借りて感ずるところを傷む。当に上元二年の作に属すべし。）

また、黄鶴の注に「觀其詩意、乃感明皇失位而作。」（其の詩意を觀るに、乃ち明皇の位を失ひしことに感じて作る）とあるのを引いている。この事件に関しては、『旧唐書』卷九、玄宗下には次の記載がある。

乾元三年七月丁未、移幸西内之甘露殿。時閹宦李輔国離間肅宗、故移居西内。高力士、陳玄礼等遷謫、上皇浸不自憚。（乾元三年七月丁未、西内の甘露殿に移幸せしむ。時に閹宦李輔国 肅宗と離間せしめんとし、故に移して西内に居らしむ。高力士、陳玄礼

等も遷謫せられ、上皇 浸く自ら憚りせず。筆者注・乾元三年は四月に上元と改(元)。

この詩では、蜀の望帝伝説に基づきながら、讓位後の玄宗の不遇を傷んでいると考えられる。詠じられている伝説は、『華陽国志』や『文選』巻四の西晋・左思「蜀都賦」の注に引く『蜀記』に見える内容とほぼ一致する。

植木論文では、この作品について次のように述べている。

望帝杜宇が、こうした時世との関連で歌われるのは、劉宋の鮑照の用例があり、次の「杜鵑行」は、鮑照の「擬行路難」詩を直接の典拠としている。(この詩を引いて)。この作も、いわゆる比興的発想に基づく寓意の作とするのが、宋代以後の注釈書に見られる共通した捉え方である。南宋の洪邁(1123〜1202)は、「明皇(玄宗)為(李)輔国劫遷西内、肅宗不復定省、子美作杜鵑行、以傷之」と解釈している。

右の指摘にあるように、この作品は望帝を時世との関わりで詠じた寓意の作であると言えよう。加えてさらに重要だと思われる点は、先の「杜鵑行」(A)に続き、南朝宋・鮑照「擬行路難」(其七)が杜鵑と化した望帝の落魄と苦しみを詠じ、それに現実レベルで皇帝が悲劇的な最後を遂げたことを重ねて詠むという構造を継承していることである。この詩では、先の「杜鵑行」(A)よりさらに事態は深刻度を増していると言わなければならない。上皇(玄宗)が宦官によって冷遇されている事態から、さらに現在の皇帝である肅宗と隔絶され、政治の場から退場を余儀なくされたのであった。宦官という本来政治に

関与すべき立場にない者によって、上皇さえも逆らうことができなかつたという、歪んだ権力構造が露呈しているのである。⁽¹⁸⁾

再度作品に戻って、構成をみておきたい。最初の四句では、前述のように、蜀の天子が杜鵑となり、老いたカラスのようなみずぼらしい姿となつてはいるが、杜鵑の代わりに他の鳥たちが雛を育てているという。晋・張華の『博物志』に、「杜鵑子を生み、之を他の巢に寄す。群鳥為に之を飼ふ」(杜鵑生子、寄之他巢、群鳥為飼之)とあるように、杜鵑は他の鳥の巢に托卵することが知られていた。ほかの鳥たちが、今も杜鵑のために雛を育てるという表現は、かつての英明な君主玄宗への尊敬の念が残っているためと考えられる。今も君王と臣下の礼は変わらないが、骨肉の親族は多いにもかかわらず、玄宗皇帝は讓位後、寂しい境遇にあるとその孤独を傷んでいる。玄宗皇帝は、安祿山の乱が勃発(天寶十四載(七五五)十一月)し、都長安に賊軍が侵攻してきた際、わずかな親族・官僚のみを伴って蜀に蒙塵しようとした。途中、馬嵬坡で親衛軍に迫られて楊国忠や楊貴妃を殺さざるをえなくなつた。この時、袂を分かつた皇太子李亨はその後、即位して肅宗となり、玄宗は讓位し上皇となつた。長安奪還後、至徳二載(七五九)十二月上皇として還御し興慶宮(皇城の南東にある宮殿で玄宗皇帝が即位後に執務に当たっていた場所)に入った。上元元年(七六〇)七月、上皇(玄宗)が、宦官李輔国により、強制的に西内の甘露殿(皇城の北に位置する宮殿)に移されるといふ事件が起こる。この当時、肅宗は、皇城北東に位置する大明宮で政治を行っていた。すなわち、上皇が西内に移ることは、いわば政治の場から隔絶された状態となる

ことを意味した。この詩の制作時期はまさにこの事件の翌年に当たる。この詩は讓位後悲劇的な末路をたどった望帝に、玄宗の讓位後の孤独と不遇を重ねて慨嘆していると考えられる。この詩には、杜甫がこの事件のなりゆきをその深刻な本質とともに見つけていることが示されている。玄宗、肅宗が相次いで死去したのは、この詩の制作された上元二年の翌年上元三年四月（十日後宝応元年と改元）（七六二）のことであった。

次に「杜鵑」詩を上げたい。

杜鵑

西川有杜鵑	西川	杜鵑有り
東川無杜鵑	東川	杜鵑無し
涪万無杜鵑	涪万	杜鵑無し
雲安有杜鵑	雲安	杜鵑有り
我昔遊錦城	我	昔 錦城に遊び
結廬錦水辺	廬を結ぶ	錦水の辺
有竹一頃餘	竹有り	一頃余
喬木上參天	喬木	上 天に参わる
杜鵑暮春至	杜鵑	暮春に至り
哀哀叫其間	哀哀	其の間に叫ぶ
我見常再拜	我は見て	常に再拜す
重是古帝魂	是れ古帝の魂なるを	重んずるなり
生子百鳥巢	子を百鳥の巢に	生むも
百鳥不敢噉	百鳥	敢て噉らず

仍為餒其子	仍ほ為にその子に餓はず
礼若奉至尊	礼は至尊に奉ずるが若し
鴻雁及羔羊	鴻雁及び羔羊
有礼太古前	礼有り 太古の前
行飛与跪乳	行飛と跪乳と
識序如知恩	序を識りて恩を知る
聖賢古法則	聖賢の古法則
付与後世伝	後世に付与して伝へしむ
君看禽鳥情	君看よ 禽鳥の情
猶解事杜鵑	猶ほ杜鵑に事ふるを解す
今忽暮春間	今忽ち暮春の間
值我病経年	我が病みて年を経るに値ふ
身病不能拜	身病みて拜する能はず
涙下如迸泉	涙下りて迸るる泉の如し

（『杜詩詳注』卷十四、『杜甫全集校注』卷十二）

この詩は大暦元年（七六六）春、雲安（四川省重慶市雲陽県）で作とされている。乾元二年（七五九）十二月からおおよそ成都に杜甫は滞在し、浣花草堂を営んでいたのであるが、知友嚴武の幕下に仕えるなど、嚴武から全面的な支援を受けていた。永泰元年（七六五）春、蜀中で反乱が相次ぎ、蜀を去ることを決意し、成都から南下し、嘉州、戎州へと向かう。ほぼ同時の四月に嚴武が卒した。杜甫は渝州、忠州をへて秋に雲安に到着したのであった。

冒頭四句が目を引く（ただし、この四句について、杜甫の自注がま

ぎれ込んだもので、詩句でないとする説もある。杜甫がかつていた場所、西川（蜀の西部、現在の成都）、東川（蜀の東部、梓州、今の四川省三台県）、涪州（今の重慶涪陵区）、万州（今の重慶万州区）、そして雲安（唐の県名で夔州に属していた。今の重慶市雲陽県）について、杜鵑を目にしたか声を聞いたか、その有無を重ねて詠じている。このことは、杜鵑を見たことが杜甫にとって重要な意味を持っていたことを示している。続く第五句から十三句では、かつて成都で目にした杜鵑の情景を詠じ、杜鵑を見るたび、杜鵑が古代の帝王の魂であることに敬意を表して常に再拝の礼を尽くしていたと回想している。第十四句から第二十一句では、杜鵑がほかの鳥の巢に雛を託しても、鳥たちは嫌がることなく養育するさまは、皇帝に仕える臣下の礼に則っており、雁や羊のような禽獣さえも兄弟や母子の礼を備えていることを指摘する。これは、前漢・董仲舒の『春秋繁露』巻十六に「羔は其の母に食うときは必ず跪きて之を受く。礼を知るに類する者なり。」（羔食其母必跪。類知礼者。）とあるのを踏まえた表現である。続く第二十二句から最後では、このような聖賢の礼法は、後世に伝えるべきであるが、今自身は病気がちのために、再拝したくてもできないことを嘆いている。宋・趙彦材（次公）が「此の詩は世乱れ、臣の義を明らかにする能はざる者の、禽鳥に若かざるを譏るなり」（此詩譏世乱不能明臣之義者、禽鳥之不若也）と述べるように、やはり杜鵑Ⅱ望帝に玄宗（あるいは当時の代宗）を重ね、臣下が節義を失していることを諷していると推測される。つまり、この詩においても杜鵑に寓意が込められており、前述の二つの「杜鵑行」と同様の構造がみられる。

具体的には、玄宗（そして肅宗）亡き後、いわば人々から絶大な尊敬を受けていた皇帝が退場した空白を衝くように、当時蜀で、段子璋（梓州刺史）、徐知道（成都少尹）、崔旰（西山都知兵馬使）らの反乱が相次いでいたことを諷諫したと考えられる¹⁹⁾。

また、ほぼ同時期に次に挙げる「子規」も作られた。

子規

峡裏雲安県 峡裏の雲安県

江楼翼瓦齐 江楼 翼瓦齐し

両辺山木合 両辺 山木合し

終日子規啼 終日 子規啼く

眇眇春風見 眇眇として春風に見え

蕭蕭夜色凄 蕭蕭として夜色凄たり

客愁那聽此 客愁 那んぞ此れを聴かん

故作傍人低 故に人に傍ひて低きを作す

（『杜詩詳註』巻十四、『杜甫全集校注』巻十二）

雲安は、重慶の少し上流に位置する地であるが、両岸が迫る峽谷地帯である。杜甫が今滞在する住まいの周辺の木々の間から、一日中杜鵑の声が響いてくるのである。春風の中で小さく見え、ひっそりと鳴く声は、夜の寂しさを一層際立たせ、旅人はこの声を聞くに耐えられない。しかもまるでわが身に寄りそうように低い声で鳴くのでなおさらである、という。ここでは、異郷に身を置く旅人の客愁を掻き立てる哀切な声がクローズアップされている。この詩は、右に挙げた「杜鵑行」二首、「杜鵑」の作とは、全く詩風が異なり、少なくとも表面

的には寓意は見られない。子規の哀切な声は旅愁をかきたてる存在として描かれているのではあるが、慨世の響きが通奏低音のように感じられよう。

以上が、詩題として杜鵑、子規を取り上げた作品である。

このほかにも詩中に杜鵑や子規の詩語を詠じたものがある。次の作品は少し後、大暦三年（七六八）秋の作「秋日荆南述懷三十韻」（秋日荆南にて懷ひを述ぶ三十韻）の第一句から二十句である。

秋日荆南述懷三十韻 秋日 荆南にて懷ひを述ぶ三十韻

昔承推奨分 昔 推奨の分を承けしも

愧匪挺生材 挺生の材に匪ざるを愧ず

遲暮宮臣忝 遲暮 宮臣を忝くし

艱危袞職陪 艱危 袞職に陪す

揚鑣隨日馭 鑣を揚げて日馭に随ひ

折檻出雲台 檻を折りて雲台より出ず

罪戾寬猶活 罪戾 寬されて猶ほ活かされ

干戈塞未開 干戈 塞がりて未だ開かず

星霜玄鳥変 星霜 玄鳥変じ

身世白駒催 身世 白駒催す

伏枕因超忽 枕に伏すは超忽たるに因り

扁舟任往来 扁舟 往来するに任す

九竇巴嚶火 九たび竇る巴の嚶きし火

三蟄楚祠雷 三たび蟄る楚の祠の雷

望帝傳応実 望帝 伝ふるは応に実なるべし

昭王問不廻 昭王 問へども廻らず

蛟螭深作横 蛟螭 深くして横を作し

豺虎乱雄猜 豺虎 乱れて猜を雄んにす

素業行已矣 素業 行くゆく已んぬるかな

浮名安在哉 浮名 安くにか在らんや

大暦三年、杜甫は五十七歳であった。永泰元年（七六五）五月に成都を発つて以来、雲安、夔州をへて、この年の春には夔州を後にしてさらに長江を下り、江陵に滞在していた。この詩の第一段落（第一句から八句）では、昔、宰相房琯の推奨を受けて、肅宗皇帝の下で左拾遺の任にあったことから語り始める。しかし、杜甫が左拾遺着任まもなく、房琯は讒言を受けて罪に問われた。それを命がけで弁護した杜甫も弾劾裁判を受け、かろうじて死罪は許された一連の房琯事件を振り返っている。⁽²⁰⁾第二段落（第九句から十八句）では、その後の時間の経過と世の移り変わりに言及する。巴蜀で九年、巫山一带（雲安、夔州など）で三年過ごしたことを述べ、ここで、その間の政治状況を寓言によって述べる。

望帝伝応実 望帝 伝ふるは応に実なるべし

昭王問不廻 昭王 問へども廻らず

望帝、昭王（周王朝第四代の王。楚に南征中に敗死したとされる）ともに非業の最期を遂げた皇帝である。ここでは宦官によって上皇

（玄宗）が無理やり西内に移され、政治から隔絶され、幽閉に近い境遇に置かれて崩御したことを寓している。その後、玄宗に続いて肅宗も崩御し代宗が即位した。第十七句・十八句では、その政治的空白を

衝いて、將軍達の一部が横暴を極め、地方の軍閥が叛乱を起こすなど、唐王朝の求心力が急速に失われている現実の問題意識を表している。この詩について、植木論文には、第十五句から十八句を引いて、次のように述べている。

「望帝、伝 応に実なるべし」とは、いわゆる杜宇化鳥説話の肯定であるが、前の二句も、後の二句と同様に、巴蜀にまつわる伝承の単なる叙述ではない。明末清初の錢謙益は、「杜詩錢注」巻17で

望帝、借以喻玄宗也、代宗苦李輔国、而不能明正其罪、使盜竊其首、猶昭王南征不復、而周人不能問之於楚也、

と述べている。清の仇兆鰲も、玄宗が李輔国に却かされて西内に遷り、憂愁のうちに没したことを望帝・昭王の故事にたとえたとする（『杜少陵詳註』巻21）

大変重要な指摘であると考える。しかし、植木論文ではこの問題の本質について、これ以上には深い言及がなされていない。

重要なのは、従来の詩人、王維や李白の「杜鵑」「子規」の詠じ方には見られない、杜甫のこのテーマに対する姿勢であり、問題意識であったと考える。現実の時代の動きに対する切迫した危機意識がこの詩には滲みでていて、それは先述の成都時代、および雲安時代の杜甫の問題意識全体に関わるものである。

杜甫の問題意識は、先にも述べたように、讓位後の玄宗をさらに政権の場、大明宮から隔絶した西内へと移すという事件が、実は孕んでいる本質に関わる危機意識と言える。これまでも宦官の専横に杜甫は

心を痛めてきた。しかし、今回の事件は、本来政務に関わるべきではない宦官李輔国らによって上皇、かつて天下泰平の開元・天宝の治を現出した玄宗を政治の場から切り離そうとするものであった。上皇を政治の場から駆逐することは、ひいては玄宗の諸王達を政治から遠ざけることにもつながる。つまり皇帝の権力を削ぎ、宦官の隠然たる権力を増大させる結果に帰着するのではないか。いわば国家の体制そのものを揺るがしかねない重大な問題であることを杜甫は鋭敏に感じ取っていたのである。しかし、宦官に関連する批判、それは決して口外はできないがゆえに望帝説話に寓して危機意識を発しているのである。この讒言を恐れて口外できないことについては、この詩の第二十七句・二十八句に見える次の表現が証している。

結舌防讒柄 舌を結びて讒柄を防ぎ

探腸有禍胎 腸を探れば禍胎有り

自身の言説が讒言に利用されるかもしれない危機感を抱きつつも、災禍を引き起こしかねない批判が腹中に渦巻いていたのである。杜甫は房瑄事件以来、房瑄一派と目されてきたこともあり、また「三更三別」などの峻烈な政治批判詩を制作したことが間接的な要因となって、華州司功參軍を辞職し、放浪の旅に出たのであった。政治批判の言説によって讒言を受けかねないと言葉には細心の注意を払っていたと推察されるのである。成都時代以来、杜甫がしきりに杜鵑・子規や望帝を歌うのは、望帝説話をこの問題を寓するための格好の題材として選び取ったからに他ならない。

確かに植木論文に

「杜鵑行」「杜鵑」「子規」等、鳥の名をそのまま詩題（樂府題）として用いるのは、杜甫に始まるといってよい。杜鵑・子規が次第に詩の素材・題材としての価値を高めていく結果であり、特に中唐詩以降にしばしば見られる命名方法である。

との指摘通り、「杜鵑」「子規」の用例が唐代、次第に増えてきた流れに乗って、杜甫がそれを詩語として用いたという面はあるだろう。しかし、杜甫にとって「杜鵑」「子規」を描くこと、特にそれを詩題として正面から描くことは、新しい試みであると同時に、本質的に従来の詩とは違う意味を持つものだった。

おわりに

まず拙論のはじめに、二つの問題意識を提示していた。一つ目は、なぜ成都や雲安滞在時期に杜鵑や子規が多く詠じられているのか、そして二つ目は、杜甫が杜鵑にどのような思いを託しているのかということである。

第一節では、杜甫に先立つ杜鵑や子規の伝説、特に杜甫詩に描かれる源流となったと思われる伝説を確認した。

第二節では、杜甫に先行する文学作品に描かれた杜鵑について、六朝時代の「子夜四時歌春歌」、左思「蜀都賦」、鮑照「擬行路難」（其七）について検討した。「子夜四時歌」では、杜鵑の声は春を告げるものとして捉えられていた。「蜀都賦」では、偉大な帝王ながら悲劇的な最後を迎えた蜀の望帝の魂魄が、杜鵑に化したことを詠じていた。また、「擬行路難」（其七）では、かつての蜀王望帝の化身とされる杜鵑

のみじめでおちぶれた姿を描きだし、そこに鮑照の当時の政治上不遇な人物が仮託されていると推測されることを述べた。

第三節では、杜甫と同時代の代表的詩人王維、李白の詩を取り上げて、杜鵑のイメージを探った。王維は蜀に旅立つ人を見送る際に、旅先の蜀の情景を想像で描き出し、そこに哀切な声で鳴く杜鵑を描くことで、別れ行く人への共感を表出していた。李白は、「蜀道難」では、杜鵑の哀切な声を蜀の情景として描き、その他の詩では、自身の故郷である蜀への望郷の念を杜鵑の鳴き声に託していることが明らかになった。

第四節では、杜甫の杜鵑や子規を詩題として詠じた作品を主に取り上げ、杜鵑に杜甫が何を託したのかを考察した。その結果、「杜鵑行」や「杜鵑」などでは、蜀の伝説上の偉人望帝の化身とされる杜鵑のおちぶれた姿を描き、それに仮託する形で、かつて英明な君主と称えられた玄宗皇帝が、讓位後臣下や宦官などに蔑ろにされ、不遇な状況に置かれていることを詠じていた。また、世の常なさを慨嘆し、あるいは君臣の礼が廢れていることを諷諫していた。杜甫は、鮑照の「擬行路難」（其七）における現実の政治での不遇な人物を杜鵑に寓するという構造を継承しつつ、さらに切迫した現実の国家の危機に繋がる問題を寓するために杜鵑を詩題として選んだのである。これは従来の杜鵑の歌い方とは全く異なる構造をもつ表現であった。

杜甫は、「一生憂う」と評され、現実主義的な社会批判の表現に特徴があるが、杜鵑・子規の形象においても、その傾向は明らかである。乾元二年（七五九）秋、華州司功參軍を辞して、秦州（今の甘肅省天

水市)、同谷(今の甘肅省隴南市)、成都(今の四川省成都市)へと流浪の旅に出た杜甫ではあったが、やはり常に現実の社会状況に切実な関心を抱き続け、詩において現実と切り結ぶことを目指していたことがうかがわれる。成都や雲安滞在中に、杜鵑や子規を詠じた作品が多い理由としては、蜀の成都に約六年余りにわたって居住し、蜀の風物を直接に見聞する機会を得たということもあるだろう。しかし、重要なことは、杜鵑から髣髴させられる望帝の譲位後の悲劇的な末路に、玄宗の譲位後の不如意の姿を重ねて捉えたことが、最大の理由であると言えよう。むしろ、上皇(玄宗)の惨澹たる境遇を寓するため、杜鵑が題材として選ばれたに違いないのである。この点で、王維や李白の杜鵑・子規の描き方と比べると、杜甫の歌い方はその延長線上には決してなく、画然とした違いがある。

杜甫にも、従来の蜀を象徴する形象・情景としてのイメージや、哀切な声で鳴くイメージで杜鵑・子規を描く例がないわけではないが、杜鵑の落魄の様子、他の鳥(臣下)との関係を描くことは、宋の鮑照の「擬行路難」(其七)以外には、それまで見られなかったイメージである。そして、落魄し、惨澹たる杜鵑望帝に寓することを介して、かつて英明な君主として開元・天宝の治を現出させた玄宗皇帝が、いまでは幽閉同然の生活を余儀なくされ、不遇の晩年を送っていることへの憤りに近い慨嘆が込められているのである。

また、杜甫が宦官による上皇(玄宗)の移遷にみられる権力の剝奪や、現在の朝廷の退潮が進行しつつあることを透徹したまなざしで見抜いていたからこそ、杜鵑や子規を詩題とした詩を繰り返し歌わねば

ならなかったのである。

【注】

(1) 杜甫の用例について、植木論文で言及している主な論点は次の通りである。

① 「秋日荆南述懷三十韻」及び「杜鵑行」では、鮑照「擬行路難」の用例において時世との関連で、皇帝の落魄した姿を寄託するのを踏襲しており、望帝が杜鵑に化身したという化鳥説に基づいて詠じられている。

② 托卵についての言及がある。

③ 「啼血」を詠み込んでいる。

④ 「杜鵑行」「杜鵑」「子規」など、鳥の名をそのまま詩題とするのは、杜甫に始まる。

⑤ 「子規」では、作者の客愁に耐えられない心情をうたう。このほか、望郷の念をうたうものもみられる。

⑥ 杜甫の以上の「杜鵑」の描きかたが、中唐詩以降の詩に大きな影響を与えている。

なお、植木久行著『唐詩歳時記』(講談社学術文庫、一九九五年)の「春の詩」の部分にも杜鵑や杜宇化鳥説話などについての記載がある。

(2) 漢・揚雄著『蜀王本紀』は、現存しない。現行のテキストは類書などに残る断片を拾遺し復元を試みたものである。『中国古典小説選1 穆天子伝・漢武故事・神異経・山海経他(漢・魏)』(武

田晃・黒田真美子編、明治書院、二〇〇七年）に訳注がある。なお、揚雄の作ではなく後人の作とする説もある。望帝に関する伝説部分を抜粋しておく。

後有一男子。名曰杜宇。従天墮止朱提。有一女子名利、従井中出。為杜宇妻。乃自立為蜀王、号曰望帝。治汶山下邑曰郫。化民往往復出。望帝積百余歲。荆有一人名鼈靈。其尸亡去。荆人求之不得。鼈靈尸随江水上至郫、遂活。与望帝相見、望帝以鼈靈為相。時玉山出水、若堯之洪水。望帝不能治、使鼈靈決玉山、民得安处。鼈靈治水去後、望帝与其妻通。慚媿、自以德薄不如鼈靈、乃委国授之而去、如堯之禪舜。鼈靈即位、号曰開明帝。帝生盧保、亦号開明。望帝去時、子鵠鳴。故蜀人悲子鵠鳴而思望帝。望帝杜宇也。従天墮。

なお、植木論文では、揚雄の『蜀王本紀』に杜宇伝説が記載されていることは疑いがなく、また杜宇化鳥説が本来の記述だったと考察している。

(3) 『禽經』は、春秋時代の師曠撰、晋・張華注とされるが、依託で偽本とされる（『四庫提要』子部）。明・李時珍編『本草綱目』卷四十九（文淵閣『四庫全書』電子版）、「杜鵑」に引く『禽經』に「江左では子規と曰ひ、蜀右では杜宇と曰ひ、甌越では怨鳥と曰ふ」とある。

(4) 明・李時珍編『本草綱目』（注3前掲書によった）に引く、唐・陳藏器編『本草拾遺二十六種』には「杜鵑は小さきこと鵠の如く、鳴き呼んで已まず」とあり、続けて蜀王本紀、荆楚歲時記、異苑

を引く。

(5) 晋・常璩撰『華陽国志』（中林史朗訳注、明德出版社、一九九五年）

(6) 梁・宗懐撰『荆楚歲時記』（守屋美都雄・布目潮瀨・中村裕一訳注、平凡社東洋文庫、一九七八年）。ただし、引用部分は後世の補遺とされている。『漢魏六朝筆記小説』所収の据広漢魏叢書本影印『荆楚歲時記』の三月の項には当該部分は見えない。

(7) 宋・郭茂倩撰『樂府詩集』（中華書局、一九八九年）。この他、梁・簡文帝「蜀国絃歌篇十韻」にも「性は祈る望帝の祀に、酒は酔す蜀侯の妹（誅）」とある（『先秦漢魏晋南北朝詩』梁詩卷二十一）。

(8) 興膳宏編『六朝詩人傳』（大修館書店、二〇〇〇年）。引用部分は幸福香織氏の訳文。

(9) 人主其の臣の忠なるを欲せざるは莫し。而れども忠未だ必ずしも信ぜられず。故に伍員は江に流され、萇弘は蜀に死す。其の血を蔵すること三年にして、化して碧と為る。（人主莫不欲其臣之忠。而忠未必信。故伍員流於江、萇弘死於蜀。蔵其血三年、化而為碧。）

(清・王先謙撰『莊子集解』、中華書局、一九八七年）
(10) 『蜀記』は、後漢の李膺の『益州記』の中にあるという（筆者未見）。

(11) 鮑照詩の引用は錢仲聯補集説校『鮑參軍集注』（上海古籍出版社、一九八〇年十一月）によった。宋・郭茂倩『樂府詩集』卷七十では、「行路難」の題で所収され、題下注には、次のように記されている。

- 『樂府解題』曰「行路難」、備言世路艱難及離別悲傷之意、多以君不見為首。
- (12) 古詩十九首其十五(昭明太子撰『文選』卷二十九)に見える次の表現を踏まえるであろう。
- 出郭門直視 郭門を出でて直視すれば
但見丘与墳 但だ 丘と墳とを見る
古墓犁為田 古墓 犁れて田と為り
松柏擢為薪 松柏 摧かれて薪と為る
- (13) 王維の詩は『王維詩集校注』(陳鉄民校注、中華書局、一九九七年)によった。用例の検索は、『全唐詩索引 王維』(中華書局、一九九二年)によった。
- (14) 李白にはこのほか、「涇溪東亭寄鄭少府諤」(『李白全集編年注 釈』天寶十四載)に「杜鵑花開春已闌、歸向陵陽釣魚晚」とあり、「書情寄從弟邠州長史昭」に「臨玩忽云夕、杜鵑夜鳴悲」(『李白全集編年注 釈』未編年詩)とある。李白の詩は『李白全集編年注 釈』(安旗主編、巴蜀書社、二〇〇〇年)によった。用例の検索は、『全唐詩索引 李白』(現代出版社、一九九五年)によった。
- (15) 杜甫の用例の検索は、『杜詩引得』(哈仏燕京大学、一九六五年)、『全唐詩索引 杜甫』(上下二冊、天津古籍出版社、一九九七年)を用いた。
- (16) 杜甫のテキストには、清・仇兆鰲注『杜詩詳註』(中華書局、一九七九)を用い、蕭滌非主編『杜甫全集校注』(全十二冊。人民文学出版社、二〇一四年)、および下定雅弘・松原朗編『杜甫全詩訳注』(全四冊)(講談社学術文庫、二〇一六年)を参照した。
- (17) 司空曙、字は文明、広平の人。進士に及第し、韋臯に従って劍南(唐代に置かれた行政区画劍南道のこと)で、現在の四川省劍閣の南部)に赴き、最終官は虞部郎中に至った。大曆の十才子の一人。『全唐詩』卷二九三卷に「杜鵑行」として、この詩を収め、注に「一に杜甫詩に作る」(一作杜甫詩)と記している。
- (18) 松本保宣氏は、宦官李輔国は上皇玄宗と高力士らのグループと微妙な関係にあり、肅宗が病んでいる時に乗じて、玄宗を太極宮に幽閉し、高力士ら上皇愛顧の側近達を追放してしまったと指摘している(『大唐帝国を牛耳った宦官たち』『しにか』二〇〇〇年十一月号、大修館書店)。一方、川合康三氏は、杜鵑に身を落とす望帝は、帝位を失った玄宗を暗示する、との見方に疑義を述べている(『杜甫 上』明治書院、新釈漢文大系、二〇一九年五月)。
- (19) 明・浦起龍は「詩詠杜鵑、而主意乃在禽鳥之事。杜鵑者、蓋託物以為臣節諷也。(中略)時蜀乱相仍、如段子璋、徐知道、崔旰之徒、皆不修臣節者。託諷之意、蓋在於此。」(『讀杜心解』卷一之四・五古)と述べている。
- (20) 拙論「杜甫の社会批判詩と房琯事件」(『日本中国学会報』第五十三集、日本中国学会、二〇〇一年)、「杜甫の「故の相国清河房公を祭る文」の語るもの」(佐藤保・宮尾正樹編『ああ、哀しいかなー死と向き合う中国文学』所収、汲古書院、二〇〇二年)に、杜甫が遭遇した房琯事件について述べている。
- (21) 華州司功参軍を辞職した経緯については、よく分かっていない。

長安付近が飢饉に見舞われたために官職を辞したとする説もあるが、辞職直前の作「立秋後題す」（立秋後題）に「官を罷むるも亦た人に由る、何事ぞ形役に拘せられん」（罷官亦由人、何事拘形役）と述べているため、辞職する少し前に制作した「三吏三別」詩での痛烈な政治批判によって、やめさせられたとみる説もある。

諏訪市博物館寄託諏訪神社上社権祝矢島家文書 『諏方大明神畫詞』全二冊全文翻刻

二本松泰子

はじめに

建武二年（一二三五）に起きた中先代の乱によって大祝家の権勢が衰えると、諏訪上社に仕えるその他の社家が台頭してゆく。主に戦国時代以降に力をつけてきた権祝矢島家もそのひとつであった。当家は必ずしも大祝家と一枚岩の関係であったわけではない。たとえば、天文十一年（一五四二）に大祝家当主の諏訪頼重が武田信玄に攻められて自刃すると、大祝の地位を篡奪しようとした高遠頼継が矢島満清と手を組み、頼重の遺児を擁する信玄と合戦（宮川の戦い）を起こすなどしている。このように当時は、大祝宗家と諏訪氏庶流の対立に上社五官の祝を巻き込んだ争いが頻発し、それに伴って、上社所縁の各氏族たちはそれぞれ独自の信仰伝承を主張するようになったのである。

如上の経緯を踏まえると、権祝矢島家もまた当家独自の信仰文化を有していたことが予想される。しかしながら、中世以前の当家については歴史上の事蹟に関する史料が乏しいこともあり、その信仰の実態は不明な点が多い。そのような現状を踏まえると、諏訪市博物館寄託の約二千点におよぶ矢島家伝来の文書群は、当家の知的関心を介した歴史の実像を推測させる手掛かりとして注目に値しよう。

そこで、本稿では、諏訪市博物館寄託諏訪神社上社権祝矢島家文書『諏方大明神画詞』全二冊について取り上げ、全文翻刻を掲出する。当該本については、すでに井原今朝男がその存在を確認し、「権祝本に錯簡本でないものが存在することは新しい知見」（注1）であると評価している。が、その本文については未翻刻でこれまでその内容に

ついでにはまったく知られていない。ちなみに、矢島家文書には、『諏訪大明神画詞』の一部本文を抜き書きした断簡（『諏訪大明神画詞草稿』（縦^{27.4}×横^{37.0}））なども含まれており、この作品に対して積極的な関心を寄せていることが窺われる。本稿では、このような矢島家文書に含まれる『諏訪大明神画詞』全二冊を翻刻紹介することによって、矢島家伝来の蔵書形成の一端を提示すると同時に、『諏訪大明神画詞』の伝本研究の一助になることを期するものである（注2）。

当該書二冊の書誌については以下の通り。※矢島家文書については公式な目録を作成する途中のため、資料番号などは公開できない。

① 『諏訪大明神画詞』（巻首題）

諏訪市博物館寄託。表紙は花の模様織物の布。袋綴じ。五つ目綴じ。縦^{32.0}×横^{20.0}。半葉九行。漢字カタカナ交じり文。全二十九丁。遊紙無し。内容は「縁起上」「縁起中」「縁起第三」「縁起第四」。縦帳。

② 『諏訪大明神画詞』（巻首題）

諏訪市博物館寄託。紙縫り綴じ。縦^{32.0}×横^{20.3}。半葉九行。漢字カタカナ交じり文。全三十七丁。内容は「縁起第五」。縦帳。おもて表紙に貼り紙一枚および短冊一枚、裏表紙に貼り紙一枚あり。表の貼り紙には明治十一年に本書を奉納した由が記載され、裏の貼り紙にはテキスト本文の末尾部分が記載されている。

【注】

- (1) 井原今朝男「神社史料の諸問題―諏訪神社関係史料を中心に―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、二〇〇八年十二月）。

- (2) 直近における『諏訪大明神画詞』の伝本を紹介した研究成果としては、間枝遼太郎氏「叡山文庫天海蔵『諏訪大明神画詞』解題・翻刻（上）」（『北海道大学大学院文学院 研究論集』第二十号（二〇二一年三月掲載予定））がある。

【付記】

貴重な資料の閲覧・紹介を許可してくださった諏訪市博物館にお礼申し上げます。

なお、本稿はJSPS科研費JP20K00291（研究代表者：二本松康宏）による研究成果の一部である。

【凡例】

- 一 本文は原文通りを原則としたが、一部通行の字体に改めたところもある。
- 一 反復記号「く」「ゝ」はそのまま表記したが、「ゝ」が漢字に用いられている場合のみ、「々」に改めた。
- 一 明らかな誤記・誤写と見られる箇所には原則（ママ）という形で右横に示し、そのうちの一部には同じく右横に（≒本来使用されるべき文字≒カ）という形で表記した。
- 一 虫喰いなどで判別ができない文字は□で示した。
- 一 ■は、底本で塗りつぶされているため判読できない文字である。
- 一 改行については／で表記した。改訂については「」をもって示し、（一オ）のように丁数ならびに表裏を表記した。

一 朱書きの文字については当該部分の頭に(朱)と注記した。
 一 文中、本来は「着」を使用すべき文字の多くが「著」とされているが、いずれも特に注記せずに「著」のまま翻字した。

【本文】

① 『諏方大明神畫詞』

諏方大明神畫詞／一卷縁起上 繪 中務少輔隆盛／詞 奥序 近衛右大臣兼平 宮内卿行忠朝臣

夫日本信州ニ一ノ靈祠アリ諏方大明神是也神降／リノ由来其儀遠矣竊
 ニ國史ノ所説ヲ見ルニノ奮事本記云／天照大神命シテ經津主聰州神武
春日第二神教口取社
 甕 槌 出雲口ノ御崎神也 常陸 島 神社／神ニ柱神ヲ出雲國エ降奉大己貴ノ 雲州菅原和 州三輪同命ニ問テ曰ク
 葦原ノ中津国者我カ御子ノ知ルヘキ国(一オ)也汝ヲ將ニ此國ヲモ

ツテ天神ニ奉ランヤ大己貴命ノ申サク我カ子事代主ノ 攝州長田社 神祇官第六神ニ問フ
 テ返事ヲ／申サント申シ事代主ノ神申サク我カ又宜ク將ニ去リ／奉
 ルヘシ我レ違フヘカラスト申亦申スヘキ子アリヤ／亦我子建御名方 諏方 社
 神千引石ヲ手末ニ捧来／テ申サク誰ソ我國ニ來テ忍テカク云フハシカ
 ウシテカクラ／ヘセント思フ先ツ其御手ヲ取テ即氷ヲ成シ立テ亦ノ劔
 ヲ取来科野国洲羽ノ海ニ至時建御名方ノ神／申サク我ト此國ヲ除テ他処
 ニ行カスト云フ是則垂跡ノ(一ウ)本縁也自爾以降靈場ヲ示テ瑞籬
 ヲ押シ開給テ承／和ノ 明時爵一級ヲ奉リ給シヨリ寛平天慶ニ至リテ既ニ
 ／極位ヲ授ラレマシ／キ去レハ國內ノ大神トシテ案上ノ禮ノ賛是儼
 重也王城擁護ノ誓願ノミニアラス武關鎮守ノ靈驗有ルカ故ニ上下盡
 敬ノ誠ヲイタシ夏夷尊崇ノ志ヲ同クス暫ク畫圖ノ功ヲカリテ聊奇特
 瑞ヲ顯ストナリ／繪有之ノ神代ノ事ハ幽邈ニシテ 明繪モ及ス當社明神

ノ化現ハ仁皇十五代神功皇后元年 辛事也同年三月神發向(二オ)有
 テ皇后松浦縣ニ至リ給フ官軍ハ纔ニ三百七十余人ノ乗船四拾八艘也異
 敵ハ既ニ五十萬人乗船十萬八千艘トノ聞ユ千萬倍カ一也力ヲ以テアラ
 ソフヘカラストテ先ツ誓約御ノ占有髮ヲ浮ヘ給ヘハ唯ニツニ分テ亦細針
 ヲ浪ニ投給／ヘハ則チ鯁 アユ釣得給フ吉兆祈ル如シ亦虚空ヨリノ海上
 ニ両將化現ス各一劔ヲ横タヘテ衆箭ヲ肩フ 此時ヨリ 寸尺甲籠脇立始 弓矢ノリ凡甲冑ヲ帶
 スル勢氣力ノ長タル其ノイサメル顔ノ色鬼神ノ如シ其ノ怒ルマナシリ
 明星ニ似タリ仍テ棟梁ノ臣武内宿祢奏聞ヲ經テ其故ヲ問給君他ノ州ヘ
 發向(二ウ)ノ間天照大神ノ詔勅ニ依テ諏方住吉ニ神守護ノ為ニ
 現スト答給フ皇后大ニ喜ヒ即錦座ヲ兩神ニアタヘ靈膳ノヲ花船ニソナ
 ヘ雲帆ニ幣帛ヲサケテ歸敬ニ心ナシ其中エ亦ノ妖艶ノ媚タル有高知
 尾豊姫ト号ス虻羽一箭ノ上ニ坐シノナカラ鳳綸ヲ書テ竜宮ヘ遣ス海主
 大ニ驚テ勅命ニ應／シ ○テ満干ノ兩珠ヲサケク御願成就ノ瑞相嚴重ノ由
 君臣ノ共欣悦ス／繪有之ノサテ同 ○ト。月新羅エ御發向ノ時孕メル子ニ私
 ニ言合(三オ)給ハテ暫ク出生ヲト、メンカタメニ白石ヲ御裳ニハ
 サミマスラオノノ兒有既ニ黄金ノ甲冑ヲメシ錦ノ旗玉蓋ヲサ、セテ龍
 ノ頭鷓首ノ御船ニメス此時神兵雲霞ノ如ク化現スノ亦神樂ノ歌舞ニ應
 シテ龍宮ノ船頭安曇磯良丸ノ淨衣ヲ着テ鼓ヲ頸ニカク靈龜ニノリテ參
 向シテ御舟ヲ／ヨク數艘ノ兵船四方ヲカコミ奉リテ諏方住吉ニ神穀葉
 ノ松枝ノ旗ヲアケテ先陣ニ進ミ給ヘハ 群鳥鷹鷲 鷲鳥口虚空ニ飛／カケリ大魚波ニ
 浮ヒ出テ兵船ヲ守テ忽ニ異域ニ至船師ノ海ニミチ旌旗日ニ曜キ地祇振
 動シ鐘鼓鳴動シテ山川(三ウ)悉振ヘハ兩神旗ヲヒルカヘス事稻麻
 ニ似タリ先干珠ヲナクレハ瀟／溟皆ヒカタトナル異賊恍レテ陸地ニト

リアカリテ戦ヲ致セハ官軍ノ弥勝ニノル其後亦満珠ヲナクレハ凶賊皆
 海底ニ沈ム剩鹽ノサシノホリテ新羅海内トナル一天闇々トシテ日月光
 ヲカクノス神風戦々トシテ官軍又色ヲマス新羅王ノ云是唯ノ事ニアラ
 ス海東ニ國アリ日本ト云聖主アリ天皇ト号スノ其ノ國ノ神兵ナリ兵ヲ
 拳ケテ防クヘカラストテ彼ノ王自ラノ面縛シテ歸降ス亦士卒圖籍宝貨
 ヲ捧テ皇船ノ前ニ蹲踞スシカノミナラス毎年ノ朝貢怠ナク本朝ノ
 (四オ) 皇化ニ随フヘキ由頭ヲタヒテネンコロニ誓ヲナス是レヲ則
 見聞ノシテ高麗百濟ノ二王未タ戦ハサルニ歸伏ス誓約ノ趣前ノ如シ
 亦三韓ノ中間ニ寬嚴山ニ五丈ノ黒キ巖アリ高ノ良大明神御弓ノハスニ
 テ碑文ヲ三韓王日書給フ神變ノ不思儀ナレハ入木ノ勢未レタ消トカヤ三韓
 悉ク平ケテ同十ノ二月皇后御歸洛ノ後筑紫ノ蚊田ニテ應神天皇降誕ノ
 シ玉フ八幡大神是ナリ皇道之太平ハ諸神一同ノ守護ノ也ト云ヘトモ異
 賊征伐専當社ノ靈驗也其旨具ニ二神ノ訛談記江浦御筆記並ニ高良ノ縁起等二見
 タリ(四ウ) 繪有之ノサレハ皇后御歸朝ノ後攝州廣田ノ神社ニ鎮座ノ
 時ノ五社ヲ建立セラル所謂本社后皇神應神神護八幡大神諏方住ノ吉二神及八祖持等
 宮是也就中毎年正月九日村民ノ門戸ヲ閉出入ヲヤメテ諏方社御狩ト号
 シテ山林ニ望テ狩獵ヲ致ス猪鹿一ヲ得○xレハ則殺生ヲヤメ西宮ノ南
 宮ノニ本地善賢善薩十羅刹等安住スタムケ奉ル禮贊今断絶セス一ケノ諦員外ノ宮ノ生贄本
 誓ニタカハス八幡大神諏方住吉同躰ノ由ノ来有ト申此謂ナリ又用明天
 皇御宇聖德太子蘇(五オ) 我馬子大臣ニ仰セテ今ノ先代奮事本紀十
 冊ヲ撰セラノル第三冊ニハ專當社明神ノ本縁分明也ノ繪有之ノ持統天
 皇五年八月一日勅使ヲ祭遣シテ信州須波水内ノ神樂ヲ祭ル由日本記三
 十冊ニ載タリ是則當社祭禮ノ始ナルヲヤ今ニ至ルマテ當日ヲ月朔神事

ノ最要トスノ繪有之ノ桓武天皇ノ御子開成皇子ト申人ヲハシマシキ忽
 ニ世事ノヲナケステ、偏ニ菩提ヲ願ヒ給フ天平神護元年正月(五ウ)
 紫雲ノタナヒク処ヲ尋テ攝州勝尾寺ニヨチ登テ本願善仲善ノ等儀字出生行兩
 上人ニ随テ出家受戒ヲトケ給フテ開成ト号ノス登山ノ最初ニ聖禮鑑ヲ
 クタリテ皇子密語流涕ス奮ノ識ニ遇コトシ皇子者日本有五知ヲ語シ法
 雷ヲ五種ニ振ノリ給フヘシト印請ス亦ニ聖兼テ金字大般若經書寫ノ願
 ノ有テ表カ白ノ日曇リ雨俄カニ起テ霹靂忽ニクタル則其地ヲノエラヒ
 玉フ最勝峯是亦夢中ニ大董タ牛常行通スト見ルノ処ニ紙麻ヲ植ユテ曰ク
 壁上ニ納ヲハリ禽獸ニフマセス年月ノツモリテ紺紙終ニナル開成ニ授
 テ神護慶雲二三各(六オ) 年ニ兩聖肉身ヲアラタメス草座ニ乗テ西
 天ニ飛行ス不ノ思儀ナリシ事アリノ繪有之ノ皇子先師ノ願ヲ果サント
 テ金泥淨水ヲ求給ヒシニノ二七日祈誓ヲ切ニ答テ五更ニ靈夢ノ告有テ
 容儀並ヒナクノ衣冠タヒシキ貴人來テ石壇ニ坐シテ金丸長輪ヲ青キノ
 錦ニツミテ獻ス拜領シテ其ノ号ヲ問給ヘハ偈頌ゲシヨクアリノ得道來不動
 法姓示八正垂權迹皆得解脱苦衆生ノ故号八幡大菩薩ト云々其後亦夢中
 ニカタチ夜又ノ如(六ウ) クシテ北方ヨリ飛來テ小陶器ニ水ヲ獻ス
 トテ吾ハ信濃國ノ諏方南宮也八幡大菩薩ノ嚴詔ニヨリテ白鷺池水ヲ汲
 ノテ來ル也ト稱ス彼水池ハ十六會ノ其一也大菩薩教ノ勅モ故有ヲヤ夢
 サメテ傍ヲ見レハ金丸ハ机ノ上ニ在リ硯ノ水ハ陶器ニ三ツ金水祈リ得テ
 彼ノ桂ノ木ノ洞ニコモリ居ノテ寶龜元年正月八日ニ筆ヲ立同六年七
 月ニ書功終ノニ畢メ六ヶ年ノ間ニ一部六百卷書寫シ給シニ金水ノ共ニ
 無盡無餘也冥衆感應權者ノ奇特筆モ及ヒカノタシ(七オ) 繪有之ノ
 皇子寫經中ニ魔障ノ靈夢有リ八面八臂ノ惡鬼數千ノ眷屬ヲ引率シテ手

コトニ紺紙ヲ持チテ山林ニ引チラスノト也荒神ノシワサ也ト知りテ祭
 ランムトスルニ才覺ナシ樹上ノニ鳥ニツ来テ口ヨリ書ヲ落ス披見スル
 ハ祭文祭祀等ナリノ兩通ノ指南ヲ以テ八種ノ禮賛ヲ備ヘテ如在ノ祭禮
 ヲ致サルノ荒神供ニ云フ事此時ハシマレリ修繕ノ魔障ハ權化ノ人モ犯
 ノノカレス末代ノ凡夫能慎ムヘシ退屈スヘカラサルヤサレトモ靈神ノ
 ノ加護アレハ皇子御願成就ス終ニ寫經六百軸ニ佛舍利(七ウ)并佛菩
 薩十六羅漢十六善神法諦常諦梵天皇等像ノ及鈴杵メ闕伽ノ具ヲ相副テ
 六角ノ淨場ニ奉納供養ヲ申ノ深ク是ヲ埋ミテ慈尊ノ出世ヲ期ス仍弥勒
 寺ト号ス其砌ノ惣社ヲ建立シテ八幡大菩薩地主權現驗諭諏方南宮等ヲノ
 勸請シテ護法神ト定ム今二三ヶ所權現ト号ス寶龜九ノ年八月十一日皇
 子手ツカラ祭り始メ玉ヒシヨリ此方正八ノ月祭禮イマタ断絶セス凡彼
 皇子一生修行ノ次第天ノ應八機奇特等三善為康拾遺往生傳ニ具也其後
 ノ數代ヲヘテ水尾天皇臨幸ノ時勝尾寺ト改号スト同傳ニ(八才)見
 タリ般若ノ法味ヲ神明納受。シ玉ヒシ事如此ノ繪有之ノ諏方縁起中繪
 隆盛ノ詞 圓滿院二品親王御筆ノ桓武天皇御宇東夷安倍高丸暴惡ノ
 時將軍坂上田ノ村丸延曆二十辛巳年二月勅ヲ奉テ追討ノ為ニ山道ヲヘ
 テノ奥州ニ下向是則征夷大將軍ノ始メ也心中ニ祈願アリノ傳聞ク諏方
 大明神ハ東關第一ノ軍神也東夷追討ノ為鳳ノ詔ヲカフリテ遠境ニ向フ
 神力ニ有ラスハ賊衆ヲ誅シカタシ神鑿鑿(八ウ)ヲタレテ所願ヲ成就
 シ玉ヘト祈誓シテ信州ニ至リ玉ヒシ時伊ノ那郡ト諏方郡トノ堺ヒ大田
 切ト云フ處ニテ先一騎ノ兵客參ノ會ス穀ノ葉ノ藍摺ノ水干ヲキテ鷹ノ
 羽ノ篋矢ヲ負ヒ葦毛ナルノ馬ニ乗タリ將軍誰人ソト問ヒ玉フ當国住人
 也殊ニ宦仕ノ志有テ參向スト兵客答フ唯人ニアラスト將軍思ヒ玉ヒ

テ則先ノ陣トシテハルノ奥州へ趣給フ其間山川所々ニテ眷属多ク化
 ノ現ス官軍ミナ■新異ノ思ヒヲナシイサミアヒケリノ繪有之ノ將軍既ニ
 奥州ノ堺ニ入テ敵陣ニ向ヒ竊ニ彼高丸城岩谷(九才)内ヲ伺ヒ見給ヘ
 ハ後ハ碧巖ニヨリ前ハ蒼海ニ向ヒタリ左右ノハ鐵石キヒシク閉チテ人
 馬更ニ通カタシ高丸彼ノ城ニ閉籠ノテ軍亦出門セス官軍進退極リ秘計
 述ヲ失フ依テ信ノ州ノ兵客ニ事ノ由ヲ談玉フ兵客此間聊敵陣密通ノ子
 ノ細有テ陣内ヲ出テ城門ニ向フ官軍一面ニ是ヲミレハ馬ノニ鞭打テ海
 上ニ進ム時ニ分身シテ忽ニ五騎射手出現ス其ノ行粧何モ々一様ナレハ
 主伴更ニミエワカス亦黄衣ノ輩二十ノ余人化現シテ各的ヲ捧テ海上ニ
 走セケル兩方ノ兵不思議ノ思ヲナシテ騒動シ立テ是レヲミレハ
 流鏑馬ノ射禮也其(九ウ)内ノコイタレ手挾三々九八的等五ヶ処ニ
 シテ是レヲ射ル今ノ世マテ三的ノ秘事作り物ナント、イヘル事は
 レヲ始メトス人ノ馬波レヲ踏ミテ沈マス海上平ニハシル諏方ノ二字ヲ
 趨波トカキケル者此時ヨリノ事也高丸怖畏ノ思ヲナシテ見ニモ出テ
 サリケルヲ城中ノ男女一同ニス、メケレハ先鐵城ノ門戸ニソソミテ
 一ノ二三ノ的ハタマトナリテ後矢數ツキヌト心得テ頭ヲサシ出シテノ
 見ケルヲ手挾ノカフラハ本ヨリ御手ニノコリタリケレハツト射入給ヒ
 ノケルニアヤマタス雁股ノ矢サキニツノ眼ニタチテ腦ヲ通リタリケレ
 ハ倒ニノ海ヘヲチヌ其時黄衣ノ化人等集リ頭ヲトリテ兵客ニ奉ル鋒
 (十才)ノ先ニツラヌキテサシカケ玉ヒケレハ官軍一同ニ勝鬨ヲツク
 リ其聲天ノニモヒ、クラント覺タリ高丸カ伴類はレヲ見テ怖畏ノアマ
 リ聲ノヲアケ手ツカネテ歸降ス亦須叟ノ間ニ城郭クツレウス神ノ變不
 思議ナレバ將軍涙ヲナカシテ神威ヲ仰玉ヒ士卒掌ヲ合テ渴ノ仰ス分身

五騎^(八カ)八十三屬ノ王子黄衣ノ雅樂ハ同眷属也今ノニ至ルマテ祝ノ的立雅樂ノ処役此例ナルトカヤノ繪有之ノ安倍高丸カ賊首ヲ銚ニツラヌキテ神兵亦田村將軍ノ先陣ヲウケテ歸降ス程ナク信濃國佐久郡ト諏方郡トノ堺ニ至ルヲホトマ^(十ウ)リト号ス彼處ニ於テ神兵亦神變ヲ施シ玉フ例ノ葦毛馬地ノ上一ノ丈ハカリアカリ装束冠帶ニ改リテ我是諏方明神也王威ヲ守ノランカ為ニ將軍ニ隨逐ス今既ニ賊首ヲ奉リ今更ニ上洛ニ及ハス此ノ砌ニ留マル可シ亦遊興與ノ中ニ畋獵殊ニ。■[○]心スル処ナリト將軍申ノテ云神兵ハ是得道ノ人也何ソ殺生ノ罪業ヲ好ミ王^(玉カ)フヤ明ノ神答給ハク儉蕩ニ邪忌^{郡郡}群萌一為レ利ニ殺生之猪鹿一ノ於ニ真如之境^{棲ニ}山海之邊ニ也トテ一卷記文^{今者号記}出シ給ノテカキケスヤウニウセ玉フ將軍是ヲ拜見シテ感涙ヲ押ヘ信力ヲノコラシテ歸京ノ後天廳ニ達シ宣旨ヲ下サレテ諏方郡ノ田島^(十一オ)山野各千町毎年作ル稻八万四千束彼神事要脚ニアノテオカル其レヨリ以來一年中七十餘日神事^{彌付頭役特}并ニノ百余箇度ノ饗膳今ニ退轉ナシ是則彼ノ將軍奏達ノ故也ノ繪有之ノ寅申ノ支^(干支カ)干ニ當社造宮有リ一國ノ貢税永代ノ課役桓ノ武ノ御宇ニ始レリ但遷宮ノ法則諸社ニハコトナリモトヨリ古ノ新ニ社相並テ斷絶セス仍テ假殿ノ煩ナシ先年^寅造替ノノ新社ハ七廻ノ星霜ヲフレハ天水之レヲ洗ヒ降露カハク事ナシ當ノ社奇特ノ隨一也自潔齊シテ今度^申遷宮ヲナシ奉ル其時^(十一ウ)古社ハ又新造ノ後七年送リテ神座又七年ヲフレハ前後支^(干支カ)干一禊十三年ニ當テ徹却ス其跡ニ亦新造ヲ造替シテ來ノ寅ノ歳ヲマツカクノコトク輪轉ス是則兩社同末社一同ノ儀ナリサレノハ後年曆ニ當レハ初春ヨリ國司ノ目代巡役ノ官人ヲ大行ノ事ニ差シ定メ御符ヲキリ國中ノ要路ニ關ヲスヘテ神用ノ分配

ス一國ノ人民諸道ノ工匠ヲ集メテ經營ス氏人并國中ノ貴賤人屋ノ當作ヲナサ■ス斷材ヲ他國ヘ出サス數十本ノ御ノ柱上下ノ大木一本則一二千人ノ力ニテ採用ス加之元服婚嫁ノノ禮其以是ヲトム違犯ノ者ハ必神罰ヲカウフル垂迹已來越^(十二オ)年ノ例ナシ年内必造畢ヲトテ覆勘トイフ啓白ヲ申事也ノ繪有之ノ嵯峨天皇ハ當社明神ノ狩獵ノ事聊叡旨ニカハリタリケルニノ弘仁三年春ノ比御靈夢アリ彼社カト覺シキ処ニ臨幸ナルノ社司ノ指圖ニ任セテ御覽スレハ魚肉ヲ多クイカキノ外ニカケタリ上ニノ諏訪大明神トカキタル金字ノ札ヲ亦カケ並タリ本誓悲願御ノ疑ナクシテ御信仰深カリケルトカヤ凡仁天明天皇御宇承和九ノ年始テ五品ノ爵ヲ授ケラレテ後文德清和兩朝嘉祥貞ノ觀ノ聖曆ニハ別勅ヲ當社ニ下サレテ二品三品ノ崇班ニ叙シ朱^(十二ウ)雀白川御宇天慶永保ノ明時ニハ亦論言ヲ天下ニクタノサレテ一階ヲ諸神ニ授ラレシ當社正一位ニ叙セラル此條々國ノ史ノ所見分明也■仍正一位法性南宮大明神ト号ス代ノ々聖主叡信左右ニ及サルヲヤ文治已來亦東關ノ進上ノ地トシテ武宗敬他ニ異ナレハ末代ニナリテモ靈驗彌揭焉也ノ繪有也ノ傳教大師弘仁六年ノ秋本願ニモヨフサレテ東国ニ向ヒ功德ヲ修ノシ給ヒシニ二千部ノ法華經ヲ寫シテ上野^{淨土院}下野大慈院兩院ニノ塔ヲ建テ各八千卷ヲ納長日ノ長講ヲ始ラル亦當國ノ大德^(十三オ)服膺シ師資ノ儀ヲナシ法華ヲ弘ラレシ時信濃國大山寺ノ正ノ智禪師上野國ノ千部經ノ智識ニ預リテ二百部ヲ助寫シテ送ラントノスル刻一槽ニ七馬有テ物クハス動カス寂黙シテ眠カ如也カクテ信ノ宿ヲフル処ニ諏方大明神託宣シテ我コノ千部經ノ智識ニ預ラシメタノメ此怪ヲ示スト^云則明神千部經ノ智識ニ預給テ後七ノ馬ノ本ノ如クニシテ羸疲セズトミ

エタリ此事傳教大師傳并祖師行業ノ記二師尊大師隱抄ノセラレタルヲ尊神大師值遇法華經結縁ニコトノナリシ御事タリノ繪有之一(十三ウ)淳和天皇ノ御宇天長十年ノ比慈覺大師大蘇山ノ古風ヲ傳ニ楞嚴院ノ幽洞ニシテ如法如説ノ儀ノ則ヲトヘテ三年ノ星曆ヲ送一垂乗カノ寫經ヲイタシ玉イノシニ山路往復ノ淨侶水紙ヲ迎送シ樵夫禽獸異ノ類禪宗ニ徘徊ノ外音信ナキ處ニ諏訪明神霧中ノニ影向有テ此法ヲ守給キ則良正阿闍利カ勸請三十ノ番神ニ連子奉テ今世ニモ傳レリサレハ當社ニハ本地普ノ賢大士ヲ安置シ如法寫經ノクワン修最中系不カ断勤行ニスノトナリ一(十四オ)繪有之ノ大原ノ本願良忍上人ハ叡山ノ學侶顯密碩徳也尚隱ノ遁修禪ノ願有テ一千日間無動寺ニ參籠シ二十三歳ニシテノ終ニ三千ノ交衆ヲ辞シ一字ノ草菴ヲ結テ大原ノ別處ニ籠ノ居シテ二十四ケ年カ間常座三昧ニ入り晝水ノ觀念ヲコラスサレハ他心通ナントモ有ケルヤラン不思議多カリケリ崇徳院ノ御宇上人四十六歳ノ時行化ノ中ニ彌陀ノ示誨ヲ蒙テ始テシユ洛ニ出ツ天治元年甲辰六月九日ヨリ融通念佛ノ勸進ノヲ致ス上一人ヨリ下萬民ニ至ルマテ普ク此名帳ニ入ケリアル時一(十四ウ)青衣ノ僧庵室ノ前ニ化現シテ自ラ名帳ヲ書忽然トシテ形ヲカクス披見ノ處ニ鞍馬寺ノ毘沙門天皇ノ影向ト見ノタリノ繪有之ノ天永元年四月四日上人彼寺ヘ詣テ終夜念佛ス寅ノ一點ノ天皇亦現シテ上人ニ謁シテノ玉ハク先日名帳ニ入テ後汝ヲ護ノル事影形ニ随方如シ此名帳ヲ本帳ニ加ヘテ上人ノ前ニ差シノ置セ玉ヘリ四神夢ノ覺ルカ如シテ眠前ニ一卷ノ書アリ披見スレハ梵釋四王ヲ初テ日月星宿諸天善神龍王八部并本朝一(十五オ)大小諸神ニ至マテ書連タリ文字歴然也其中四十番ニ當テノ廣田西宮諏方南宮部類眷屬各百反ト

載ラレタリ正毘沙門天王ノ授ト良忠上人所得ノ事也ケリ彼上人生ノ行儀ノ終焉奇特委ハ大原ノ傳記ニ見タリ當社ハ佛法值遇靈ノ神芳類無キヲヤノ繪有之延文元年丙申十一月廿八日ノ同縁起第三繪隆盛ノ詞青蓮院一品尊道御筆ノ白河院之御宇大祝神ノ爲信號神太夫數日ニ長男神太爲一(十五ウ)仲ヲ當神職ニ立社務ヲ執行シケルニ八幡太郎義家ノ誘ノ引ニヨリテ上洛ノ企有リ當職ノ仁郡内ヲ出サルモ垂跡ノ已来ノ流例ナリ然ルヘカラサル由父爲信シキリニ教訓ヲ加ト云ヘトモ承引セス既ニ約諾ノ上ハ今サラ改変ニ及ハノストテ上洛シケルニ一ノ鳥居ノ前ヨリ始テ引馬共病臥テ郡ノ境大田切ニ至マテ七匹斃レケレハ一族從人ナヲ諷諫ストイヘトモ父ノ命ニ随スシテ宮中ヲ出ス誰人ノ教ニカ留マルヘキ若神慮ニ背カハ我身命終ルヘシトテ登ケリ生者必滅ノ業報シカラシムト云ヘトモ和光利物ノ方便ナヲハカリカタキ物一(十六オ)ヲヤノ繪有之ノサテ美濃國筵田庄芝原ト云處ニ至ル新羅三郎義光刑ノ部ト号ス招請シテ酒宴アリケリ雙六ヲウチケルニ不慮ニ賽ノ論出来テ忽ニ鬪殺ニ及ヒ兩方多ク爰亡シ疵ヲカフムル者數ヲノ知ス賓主ノ諍ナレハ爲仲ハ理ヲ得スシテ遂ニ自害シ侍ケリ臨ノ時ノ災難偏ニ神罰ノ致ス処也弘仁神祇格ヲ見ル掃社敬ノレ神銷レ禍致レ福今聞ク神宮司等一任ニ終身侮黷ニ不レ敬崇ノ咎屢臻宜ニ自今已後簡擇ス彼氏之中潔清廉貞堪ニ(十六ウ)神主ニ者補任限以テ六年一相替云當職者生得譜代ナレハ誠ニ任ノ限ノサタニ及ハス然ラハ弥旬日ノ神事ヲ專ニシテ朝夕ノ進退ヲ慎ヘキニ適神躰ノ号ニホコリテ重禁ヲモ犯シ父ノ命ヲモ背キケルノハ不思議ノ事也若亦未代後昆ノ禁ニヤ有ケン神慮ヲホツノカナシノ繪有之ノ京都ニハ八幡太郎折節豫州ノ禪門ノ前

ニテ佛事聽聞有ケル処へ此事聞ヘケレハ驚テ坐ヲ立ツ顔色忽ニカハリ大ニ噴忿ヲ發スル躰也眉毛マツモミナ逆立ス豫州禪門見驚テ使者ヲ(十七才)立テ事ノ子細ヲ尋ラルル処ニ義光カ爲ニ爲仲ヲ討セサセス生涯ノ遺恨也其迹救ハスハ後進ノ勇士豈我ヲタノマンヤ早く農州ニ下向シテ義光カ所存ヲ相尋ヘシト申サレケレハ當座臨時喧嘩兼イ日ノ宿意ニ有スアエテ其恨ヲ残スヘカラス然レトモ所當ノ罪科ノ速ニ糾行スヘシ兄弟ノ確執ハ他人ノ嘲哂也暫イキトヨリヤムヘキヨシ再往諷諫ノ間義家力及ハス數輩ノ下手人ヲ誅シ彼ノ地ヲ神領ニ付ケラル爲仲カ子息ノ神五郎爲盛子孫多ト云ヘトモ神職ヲツカス神慮尤恐ヘシ其後爲仲カ弟爲繼^爲當職ニ立ツ三日ヘテ頓死亦其弟爲次三男ヲ立ツ七ヶ日ニテ死ス(十七ウ)當社三日祝七日祝ト号スルハ則此事也父祖タリトイヘトモ讓補自專セサル謂也仍四男爲貞ヲ立ツ當職相ノ傳神慮納受餘胤十余代ト云ニ相續ス當家ノ輩長ノ子ノ外四男ヲ賞玩翫スト云ハ則此例也神職ノヤムコトナキノ凡慮ノ及フ処ニ有サルヘシノ繪有之ノ下宮祝金刺盛澄弓馬ノ藝能古今比類ナシ神ニ通シケルニヤ異朝ノ養由カ迹ヲ學テ柳葉百歩ノ勢百發ノ百中ノワサ昔ノ傳ヲ見ルカ如シ三々九八の手挾コイタ(十八才)レカト云作り物ハ垂迹ノ神変也如此奇特モ始射^{下上}メタリ希ノ代不思儀ノ達人也木曾冠者義仲ヲ聳ニ取テ女子ヒノトリ出生シテ親子ノ契約アサカラスサレハ壽永二年夏ノ比ノ北國ヘモ相具シテ毎度ノ合戦ニ高名シテ越中ノ阿努ト云處マテノ隨逐シタリケルカ手塚ノ大郎光盛ハ弟ヲ留置テ當社御射山ノ神事ノタメニ歸國シタリケリ義仲誅伐後右幕下^{頼朝}イキノトヨリ深ク彼ノ盛澄ヲ召出シテ梶原平三景時ニ預ケ置テ死刑ニ定メ關東ノ侍共彼所作

ヲ見ント願事渴ニ臨テ水ヲ求ルカ如シノ景時イカニモシテ申助ケント思テカ、ル弓矢ノ上手ヲ召シツカハシ候(十八ウ)ハテハ失ハレ候ン事トヲシク覺候ト申ケレハサレハコソソレヲ敵ニナシテノヲカシ事有マシケレトテ御氣色アシカリケレハ左候ハ、トテモ失セ候ハノンスル物ヲ召出シテ藝能ヲ御ランセラレテ切候ハヤト侍共一同ニ申候ナリノト申ケレハトテ召出サル諸國ノ侍上下諸人群集見物ス紅ノ水干ニ弓ノ袖ノ裏ニ日月ヲ出シテ折烏帽子ヲ著シテ參リタリ先八的ノヲ仕ツレト仰ラレテメテノ埒ヲコユルクセ馬ヲ下サル梶原カ命ヲ得テ舍ノ人ヒソカニ此クセヲ授テ渡玉フ盛澄心得乘タリ一度モトヲサ、ノリケレトモ少モ此クセ見セスシテハタ、ト射テトヨリタリ不思儀ノ事トヲホシメシテ今一度仕ツルヘシト仰下サル的ヲ用意セスト(十九才)申タリケレハ其的ノワレヲ仕レト仰有リ貴命ニ随テ重テ是ヲ射ノルニ一ツモハツレス幕府ヲ始テ諸人感歎セスト云事無シ亦串ヲ仕レト仰ラル御氣色ノ趣トテモ助ルヘカラス弓箭ニ疵ヲツケテモノ生涯ノ恨也ト盛澄思ヒ切テ堅ク辞退シ待ケレハ今ハ外レタノリトモ何カハ苦カルヘキ争カ直ノ仰ヲハ背クヘキ唯仕レト景時アナノカチニ諫ケレハ心中ニ祈念ノ旨有テ奇瑞現前ス仍テカリマタヲノネシマハシテ亦打出串ヲフツノト射切テトホス貴賤上下ノ、メキノアヘリシバシハドヨミヤマス串ヲ召出シテ御覽スレハ上五寸斗リ切レテ殘ラズ寸法同シ其時人力ノ及フ処ニ非ス偏ニ神職ノ故也ト(十九ウ)右幕下信仰起リケルニヤ切テケレタカリツル物ヲト三度迄仰ラノレテツイニ免許有ケルノ繪有之ノ其後當國ヨリ義仲被官ノ族六十餘人同時ニ召シ上セラレタノリケルヲモ盛澄力重科ナヲ厚■免アリ況ヤ是等ハ皆我等ノカ

徒黨も同ク先非ヲナタメラレハ何ソ後昆ノ勇ヲナサ、ランカトノヤサシク申タリ上道理ナリトテ悉ク赦免アリケレハ同道シテ下向ノシ待ケリ景時カ行迹是程ノ仁徳哉トテ時ノ人一同悦アヘリ是ノ偏ニ當社ノ神驗カタシケナシト申ケルサレハ諏方下宮上座ノ堂ト」(二十オ)申處ニ景時カ墓ヲタテ今ニ及フマテ彼迹ヲトフラフトナン禽獸ニ至ルマテ恩徳ヲムクフ志アリ何況人倫ヲヤ順逆ノ結縁現當ノ化導本ノ誓誠ニ相應セルニヤノ繪有之ノ承久二年冬湖水ノ御渡違例セリ景時諸人怪ト思處ニ同ノ三年五月天下ノ大乱起リ都鄙軍旅ヲ馳ト、ノフ關東ニハノ左京權太夫平ノ義時朝臣諸國ヲ相催ス事アリ信濃國ノ其專一也神祇ノ一族各相談シテ云當社大祝此ヲ神躰ノトシテ崇敬異他ノ重職也仍當職ノ間ハ郡内ヲ出ル事」(二十ウ)ナシ況ヤ他國ヲヤ潔齋嚴重ニシテカツテ人馬ノ血肉ニ觸ノレス將來此職相續スヘキ類ハアラカシメ能其身ヲ慎来レリノ保元平治ノ逆亂壽永養和ノ征伐ニモ庶子親類ヲ遣キノ所謂祢津神平貞直千野六郎光弘藤澤次郎清親等ノ是也今度ハ君臣ノ争ヒ上下ノ鬪ナリ天門測カタシ宜ク直ノ鑒ヲ仰ヘシトテ時ノ祝敦信大明神宝前ニシテ可否ヲト筮ノシケルニ速ニ發向スヘキ神判アリ疑ホトント立チ処ニトケテ長男ノ小太郎信重ニ一族家人ノ勇士等相副テ發向セシム神氏ノノ正嫡ミツカラ戦場ニノソム事は最初ナルヘシ時ニ宮鳥數百」(二十一オ)前陣ニ飛行ケルヲ見テ士卒皆渴仰ノ思ヲナセリカクテ尾張ノ葉栗原ニ到ヌレハ其勢三千餘騎也美濃國大井戸ト云處ニノ著ヌ亦此間ニ日ヲフル五月雨ナヲ晴マナクシテ此境ノ大河漲出ニノケリ波瀾兩岸ニ溢テ浅深スヘテ弁カタシ向ノ岸ニハ西軍數千ノヤシリヲ張リ鏃ヲ調テ待カケタリ軍士暫佇立スル処ニ例ノ瑞鳥ノ千萬翼兵ノ馬前ヲ敷

遍飛マハリテ敵神ノ背後ヲ圍マンノトスル勢ヲナシテクタリ瀨ニ飛渡リケレハ大勢ノ鳥飛ニ隨テ同ノ時ニ河エ打入タリ古老ノ村民イマタ知サル浅瀬也大軍一騎ノモヲクレス著岸ス敵軍後ヲタレシト一戦ニ及ス千戈ヲ捨テ乘」(二十一ウ)馬ヲ離テ退散ス是東山道ノ先陳也其ヨリ入洛ノ日ニ到マノテ度々ノ戦功拔群也シカハ後日ニ義時朝臣書札ヲ敦信ノ祝ニ送テ勲功ヲ褒美シ神驗ヲ感歎ス委細ノ趣書ニ載ルノニ及ス彼状今ニ相傳セリトソ聞ユル然間抽賞傍倫ニコエ名譽ノ當時ニ盛也其後神家ノ輩多ク西國北國ニ居住シ後胤ノナヲ相續セリ是豈彼時恩賞ノ地ナルヘシ凡我神三韓征ノ伐ノ曩意イマタ忘玉ハサレハ神氏武勲ノ業永世相承テ左ノ右ニアタハサル者歟ノ繪有之」(二十二オ)後醍醐院重祚ノ初建武二年八月大乱ノ後大祝頼繼ハ父ノ祖一族ノ朝敵ニナリテ悉ホロヒテ後宝殿ニテ失フヘキカト従人ノ等計ケルニ神ノ告有テ當郡内原野御ニカクレ居タリケリ境ノヲ越サル重禁アレハ郡内ヲモ出ス進退惟谷テ身ヲカクスニ処ナカノソ思ケル當神職ハ一門政頼神尊拜任ス一代モ凡人ニテ叶サルノ事ナリマシテ庶流トシテ既ニ十代ヲヘタリ神慮ニモ背ヘキ由ノユヘ實ノ輩カタフキ申ケレトモ御方ニヲキテモ其仁ナキ間力及ノス勅裁有ケリサレハ柏村宮ニテ祝立先規ヲ執行セントシケルニノ死人現形ス亦清器ニ向ヘハ盤ノ上ヲ踊上テ破裂ス神慮ニ」(二十二ウ)背ケル先表ヲ恐テ猶豫スサレトモ當職居處神尊遷リ居タリケリ彼在ノ所ハ山岳ナリ原山ハ目前脚下ナリ頼繼ハ七歳ノ小童ニテ隨逐ノ輩ノ四五人皆壯年ナリ大敵ヲフセキカタシ又朝夕ノ煙火歴然ノ間穴ノヲホリテ火ヲ見セス深厚ニ及テ食ヲマウケテ纒ニ身命ヲ續ケリ亦ノ當敵ノ黨類事ヲ狩獵ニヨセテ山中ニ充滿シテ是ヲサカス既ニ近付ノク時

ハ自殺ノカマヘヲ致シケリサレトモ霧霞ヘタリ暗夜ノ如クシテ自隱
ノ形ノ術ヲナス亦食盡レハ米豆鹽酢ヲ荷澹シテ雜馱両三匹迷ヒ来ノリ
テ父母ノ嬰兒ヲ撫育スルニ同シ亦鳥ハ木ニヨリ求サルニトラル鹿ハノ
穴ニ入テ自然■神躰ノ供祭ヲ備フ亦山河ノ中ニ水結ヒテ御渡」(二十
三才)ノ跡現前ス奇特ノ思ヲ肝ニ銘シテ随喜ノ涙眼ニ浮フカクテ神變
ノ不思儀ハ一兩年ニ及フト云ヘトモ朝敵ノ子孫ナレハ救フヘキ人ナク
憑ムヘキ方ナシ唯天道ニ向テ徒ニ旬月ヲ送り神慮ヲ仰テヒソカニ祿
運ノヲ待ケリノ繪有之ノカ、リケル程ニ思ハサルニ君臣ヲ有テ關東
ノ將軍京都ニ責上ルノ由風聞ス雌雄イマタ決セサル処ニ國家ノ安否ハ
當社神躰ニヨルヘシノトテ當國守護人小笠原信濃守貞宗甲州守護武田
駿河守ノ同三年正月一日武家ノ方人トシテ當郡ニヨセ来ル政頼追落シ
テ」(二十一三ウ) 頼繼ヲトリ出シ本職ニ沙汰シスヘケリ翼日二日御渡
有リ舊ノ如クニ遵ノ行ス神官氏人弥渴仰ノ思ヲナシ悦ノ奉幣ヲ捧テ群
集ス亦大小ノ神事相續シテヲコタリナシ遂ニ武將ノ合戦利ヲ得テ同十
日入洛アノリケリ神明ノ奇特諸人ノ美談アヘテ書述ルニ及ハスノ繪有
之ノ縁起第四 繪 隆盛ノ詞 圓滿院二品親王御筆ノ後宇多院御宇弘
安二年^巳季夏ノ天當社神事ノ時日ノ中ニ變異有リ大龍雲ニ乗シテ西ニ
向フ參詣ノ諸人眼睛ノ及フ」(二十四オ) 処ソコハカトナシ雲間殊ニ
ヒハラノ色ヒクノト見ユ一竜カ亦數竜カ首尾ノハ見ヘス何サマニモ
神明大身ヲ現シテ本朝最眞ノ力ヲ入レマシマスノ勢也何事ノ先表ナル
ラント覚束ナシ同御代ノ始文永十一年^{甲戌}ノ十月蒙古襲来ノ時尊神御發
向ノ故ニ賊船漂倒スル事有ノシカレトモ是程ノ事ハナカリキ此度ハ何
ナル事ノ有ヘキヤラント疑ヲナス処ノニ大元ノ將軍夏貴范文庫使等ヲ

襲来テ六百萬艘ノ舟ヲノ和漢中間ノ大洋ニ連續シテ其上ニ大板ヲ敷
ツケテ人馬往復ニ道ノ浮橋ヲナサント等數シテ先陳カスノ數萬
艘来朝シテ後陳ノツクヲマツト聞ユシカルニ同六月廿五日惡風俄
ニ吹来テ彼ノ兵」(二十四ウ) 船或ハ友覆破裂シテ軍船皆沈没ス適船
具斷板チルニ取付テ浮ノヒ出ル輩ハ釘カスカイニツラヌカレテ白刃赤
肉ヲ切ニコトナラス流ルハ血潮ノ浪ヲソメ死骸海上ニ充滿ス勝載兵
具ノ浪ニウカフ事秋ノ木葉ノ水ノ上ヲマフカ如シ希有ニシテ助カル諸
將等悉イケ取ニナリテ關東ニ下サレテ遂ニ誅伐セラレヲハンヌサテ
ハ尊神化現ノ御躰ハ本社ヨリ鎮ノ西箱崎ノ社博多ノ津ニテ同時ニ見ヘ
サセ玉ヒタリケレハ石築ノ地發ノ向ノ軍卒等モ貴ミコトアヒケルト後
ニコソ聞エタリケレ亦大洋ニテモ凶ノ賊是ヲ拜見シテ恐怖渴仰シケル
カ適ノカレテ歸郷士卒事ノ由ヲノ語傳タリケルトテ元朝常州ノ昆清縣
ト云處ニ日本諏方大明」(二十五オ) 神ヲ勸請シテ今ニ至マテ嚴重ノ
祭禮ヲ致ス也其時ノ奇特ノ已敵國ニ及ヘリ諸神ニモ勝サセ玉ヒケル事
ハ疑ナキヤ凡我朝ノハ神國ナリ澆季ナリト云ヘトモ神變ノ不思儀言詞
翰墨及ヒノカタシ異國是ヨリ恐怖ノ思ヲナシ本朝是ニヨリテ■淳素ノ
古ニカノヘル吾神靈徳古今如此ノ繪有之ノ當社ノ威神力ハ末代也ト云
ヘトモ掲焉ナル事多キ中ニ元亨正ノ中ノ比ヨリ嘉曆年中ニ到ルマテ東
夷蜂起シテ奥劔騒乱スノル事有キ蝦夷千島ト云ヘルハ我國ノ東北ニ當
テ大海ノ中央」(二十五ウ) ニ在リ日本唐■子渡黨此ニ類各三百三十
三ノ島ニ郡居セリト一島ノハ渡寫ニ混ス其内ニ宇曾利鶴子列イ別萬等
宇滿ニ伊犬ノト云小島トモ有リ此種類ハ多ク奥劔津輕外ノ濱ニ往来交
易ノス夷一把ト云ハ六千人也相聚ル時八百千把ニ及ヘリ日本唐子ノ

二類ハ其地外國ニ連テ形骸夜叉ノ如ク変化無窮也人倫ノ禽獸魚肉ヲ食トシテ五コクノ農耕ヲ知ス九譯ヲ重ヌトモ語ノ話ヲ通シカタシ渡黨ハ和國ノ人ニ相類セリ但鬢髮多クシテ遍身ニモ毛ヲ生セリ言語俚野ナリト云トモ大半ハ相通ス此中ニ公超霧ヲナス術ヲ傳フト云遠隱形ノ道ヲ得タル類有リ戰場」(二十六才)ニノソム時ハ丈夫ハ甲冑弓矢ヲ帶シテ前陳ニ進ミ婦人ハ後陣ノニ随テ木ヲ削テ幣帛ノ如クニシテ天ニ向テ誦咒ノ軀有リ男女ノ共ニ山壑ヲ經過スト云トモ乘馬ヲ用ス其身ノ輕キ事飛鳥ノ走獸ニ同シ彼等カ用ル処ノ箭ハ遺骨ヲ鏃トシテ毒藥ヲヌリノ纒ニ皮膚ニ觸レハ其人斃スト云事ナシ根本ハ酋長モナカリシヲ武家其濫吹ヲ鎮護センタメニ安藤太ト云物ヲ蝦夷ノ管領トス此ハ上古ニ安倍氏惡事ノ高丸ト云ケル勇士ノ後胤也其ノ子ノ孫ニ五郎三郎季久亦太郎季長ト云ハ從父兄弟也嫡庶ノ相論ノ事有テ合戰數年ニ及フ間兩人ヲ関東ニ召テ理非」(二十六ウ)ヲ裁決ノ処彼等カ留主ノ士卒數千ノ夷賊ヲ催集シ外ノ濱内ノ末部西濱折曾ノ城郭ヲ構テ相争フ兩城嶮岨ニヨリテ洪河ヲ隔雌雄タカイニ決シカタ茲ニヨリテ武將大軍ヲ遣テ征伐ストイヘトモ凶徒彌盛ニシテ討手宇津宮ノ家人紀清兩黨ノ輩多ノ以命ヲ落シキ漸ク深雪ノ比ニ及貞任追討ノ昔ノ如ク年序ヲヤノ累ヌト衆人怖畏ヲ致処ニ或夜深更ニ當社寶殿ノ上ヨリ明神ノ大龍ノ形ヲ現シテ黒雲ニ駕シテ良ノ方ヲサシテ向ヒ玉ヒケル諏方ノ郡ノ内山河大地草木湖水皆光明ニ映徹セリ同時ニ奥劔ニ現シ給ヒケルトソ後日ニ注進セシ爰ニ季長カ從人忽城郭ヲ」(二十七才)破却シテ甲ヲヌキ弓ノ弦ヲハツシテ官軍ノ陣ニ降りヌ三軍萬歳ノヲ稱シテ則関東ニ歸ケリ凡神ノ奇特三韓征伐已來延曆桓武ノ御宇ニハ將軍ト身ヲ現シテ官

兵戰功ヲ扶助シ文永弘安ノ皇ノ朝ニハ大竜ト身ヲ顯シテ蒙古ノ強暴ヲ對治ス嘉曆近年亦ノ以カクノコトシ本朝擁護ノ神德異賊降伏ノ靈威影嚮ノ冥応ノ古。日々新ナル者也繪有之ノ後醍醐天皇隱州遷幸ノ後元弘二年八月一日神事ノ最中ノ亦晴天ノ白雲大小ノ段々皆人尊馬ノ形ニ変ス其姿白旗サ」(二十七ウ)シツ、ケタル大軍發スルト覺テ勢數十町ニ及フ化軍ノ多少面然ノ處見ヘ不同也或ハ數千騎或ハ數萬騎ト申アヒケリ當社ヨリ西ノ山ヲコエテ東ニ向テ社壇ノ上ニカ、リテ彼大靈ノ雲散乱ス御射山ノ下向ノ貴賤當國他國ヨリ群集ノ諸人はヲオカシテ奇異ノ思ノヲナス此頃ハ西國擾乱ノ時節ナレハ先例ノ如ナラハ本社ヨリ西ヘノコソ向ハセ玉フヘキニ此怪異吉凶不審也斷簡及ヒカタキ由古老神ノ官氏人申アヒタリケルニ去年ヨリノ兵軍猶ヤマスシテ翌年五月大乱ノヲコリテ都鄙一轉ス不思儀ナリシ事也仍舊記ニ續テ末代ニ傳ヘントス」(二十八才)繪有之ノ當社別宮ノ事雲州杵築和州三輪攝州廣田西宮信濃州ノ南宮等也主伴ノ不同アリト云トモ當社分座ノ儀本記ノ處見ノヘ分明也其外日吉三宮八王子兩社ハ當社上下宮也ト云事ノ語リ傳タリ本地同躰實ニ故有歟委ク述ルニイトマアラス抑本國水内郡善光寺別社ノ事日本記ノ第三十二ハ持統天皇五ノ年遣ニ勅使一ニ諷方水内神等ト見タリ亦延喜神祇式ニハ諏ノ方郡南方刀美神社ニ坐水内郡建御名方田富命彦神別神ノ社ト云ヘリ當社ノ分坐疑ナシ是則當郡善光寺郭内當社也」(二十八ウ)毎夜寅ノ時大明神御入堂有テ陣ノ扉ヲ閉テ諸人三葉シツメテノ法施祈念ス暫アリテモトノ扉キリノト鳴テ開ケテ御出ノ勢有リノ嚴重不思儀ノ事也凡我大明神弘ク徳ニ歸シマシマス事諸社ニノ超過シ玉ヘリ然ル間開成皇子般若書寫ノ昔ハ白鷺

池ノ波ヲ／掬シテ硯水ヲ湛ヘ慈覺大師如法寫經ノ時ハ鷲峰ノ風ヲシタ
 ／ヒテ守護ヲ致ス佛生佛滅ノ令節ニハ蘋蘩蒹藻ノ禮賛ヲ／止メテ梵唄
 歌讚ノ法會ヲ修シ七月八月ノ齋日ニハ孟蘭養誠ノノ門ヲ表シ殺生慈悲
 ノ本懷ヲ顯ス是ニヨリテ弥陀三尊ノ靈ノ像ヲ敬テ毎夜ノ影向ヲタレ玉
 フ神慮コトニ甚深也當■時ニ繼」(二十九才) 躰天皇御宇善記四年本
 尊阿弥陀三尊百濟國ヨリ波ニ浮テ／日本攝津國難波ノ津ニ來著シ給フ
 貴賤全知其後三十七ノ年ヲヘテ欽明天皇十三年佛法傳來ス此時初テ佛
 像ヲシルナレハ／當寺本尊ハ本朝佛法ノ最始也靈佛靈神寺社一處ニ並
 ヘ／テ現世當來ノ求願ヲ二世ニミテ給フ當州規模他國ニ卓礫／セルモ
 ノヲヤ／繪有之／文明四年壬辰夷則上旬於高野山悉地院從一昨日至今
 日書寫功／畢八日酉刻／權祝綱政」(二十九ウ)

② 『諏方大明神畫詞』

諏方大明神畫詞／縁起第五 繪／詞青蓮院一品尊道親王御筆／祢津神
 平貞直本姓ハ滋野ナリシヲ母ノ胎ヨリ神ノ告有／テ神氏ニ賜テ大祝貞
 光カ猶子トシテ字ヲ神平トソ云ケル／諏方郡内一庄ノ領主トシテ保元
 平治ノ戰場ニ向ヒケリ武／勇ノ業ノミニアラス東國無雙ノ鷹匠也唯今
 打ヲロシタル荒／鷹等モ多年使入タルカ如クニソ用ヒケルサレハ此道
 ノ名譽モ／今ニクチセストソ聞エケル或時内神事ニ聊觸穢アリケル故
 ニヤ」(一才) 多ノ鷹ノ中ニ秘藏シタル小鷹ヲソラシテ行方ヲシラス
 ナリヌ兩ノ三年ノ間夫婦トモニ旅行ノ事アツテ浅間嵩ノ麓ヲ過ケルニ
 高ノ天ニ雲ヲシノク飛鳥アリ髣髴トシテ何鳥ノ姿トモ見エス貞ノ直ヨ
 ク／見ルニ鷹ナラント思フ程ニ妻女乗輿ノ中ヨリノソミテ是ハ／一
 トトセソレニシ小鷹トヲホユル也ヲイテ見ヨトテヌクメ飼ニ用意シタ

／リケル鳥ノ引足ニ鷹裝束一具副テ輿ヨリヲシ出シタリ貞直此ノヲ取
 テ野原ヘ打出傳エ喚カケツ、（奉也） 挙ヲ上タリケレハ鷹ハ肩ノヲツクリテ
 落カ、リヌヤカテサシ留テ見レハ疑ナキ其鷹也火中ノ／蓮ヨリモ不思
 儀ニ華表ノ鶴ヨリモ珍シク覺テ本ニモ越テ」(一ウ) 秘藏シケル此妻
 室ハ婦人ノ身ナカラ丈夫ノ藝ニモ達シタリケル／中ニ鷹ニワイテハ妙
 ヲ得タリケルトカヤ其後此鷹ヲハ雲井丸トソ／喚ケルアル知音ワリナ
 ク係念シケル間力ナク遣シテケリ其後當社ノ頭役人御贄ノ狩ノタメニ
 度々處望シケレトモ固辭シテ與ヘサ／リケルヲ神慮ニヤ咎メヲホシ召
 ケン此鷹ノ主俄カニ兩眼明ヲ失／ヒケリ驚懼テ件ノ鷹ニ神馬ヲ相副テ
 社家ヘ奉ケリ盲者ノ行ノ末ノフカシクソ覺侍ル／繪有之／正應ノ比當
 國御家人小諸太郎ト云物當社頭役ノ時下部」(二才) 下女等隣國上州
 二越テ朝市ヲスキケルニ關東ノ執權貞時朝臣ノ管領シケ■（果圓門左大進當
 義代） 從人等牛ヲカイト下女ニヨイカケタ／リケル程ニ口論ヲ仕出テ打擲
 刃傷ニ及ヒケルカ權勢ニホコリテヤカテ／彼下人ヲ誅セントスル處ニ
 忽眼暗ナリテ犯人ノ首ヲ打ハツス事兩度ノナリ剩大刀ヲ土ニ打立テ三
 ツニ折タリ實ニ本地千手觀音ニテヲ／ハシマセハ刀尋段々壞ノ誓モ思
 合テ貴シ／繪有之／國ノ注進ニ就テ鎌倉ニテモ裁斷アル處ニ貞時朝臣
 靈夢ヲ／感ス大龍評定所ニ現ス左右ノ人ニ故ヲ問フ諏方明神眷屬」(二
 ウ) 小諸カ方人也トイヘリ合掌シテ其咎ヲ免スヘキヨ■シ夢中ニ祈ノ
 念ス仍テ重科ヲナタメ終リヌ是則當社ノ頭役人謀反八逆免ノ許ノ先規
 ナリ然ルヲ彼神役已後果圓カイキトヨリ猶ヤマスシテ／頻ニ訴エ申ス
 間社家恐怖ノ處ニ則御射山ノ祭庭ニシテ童ノ女ノ詫宣ニ云果圓神威ニ
 伏セス我神人ニアタ有リ明年五ノ月○（以） 前ニ其命ヲ召ヘシ神人恐ヲナス

事ナカレト奇特嚴重也／神詫疑殆ナシ然レトモ權勢ニ恐レテロヲシテ鼻ノ如クナラシム／翌年四月二十八日果圓ヲ被リテ一家皆滅亡ス神罰新ナ／ル事萬人渴仰セスト云事ナシ翰墨ニモ及ヒカタキヤヤ」(三才)繪有之／相州鎌倉ノ里ニ住ケル男年齢二十斗ナリケルカ傷寒ヲ病テ／絶入シテ半時斗ノ程ニ蘇生シテ語ケルハ虚空ヘトヒテソラヨリ漸／ヲチクタルト思程ニ焰王宮ノ廳庭ニ到テ金鏢ヲ付ラル童子出現／シテ問答セントスルニ後ヨリ淨衣立烏帽子ノ老翁来テ云／此男ハ今年諏方ノ神役人也今度ハ返賜フヘシトテ則彼ノ／鏢ヲ淨衣ノ人手ツカラトキユルシテ背ヲツカミテ遠クナケアクルト／思テ病席ノ障子ニツヨクアタリテ蘇生セシムト云看病ノ輩不思ノ議ノ思ヲナシテ則食水ヲス、ム親戚族里ノ友或ハ喜悅ヲ含ミ」(三ウ) 或ハ感涙ヲ拭フ其年神役故ナク遂ルノミニアラス年々／歳々參詣ヲコタラス彌佛ニ歸シ法ヲ信スルノ志深シテ偏ニ生来ノノ事ヲイトナム現當ノ處願定テ満足スラン神明ノ擁護實ニ／空シカラサル物也／繪有之／下野國那須郡雲巖禪寺ハ勅諭佛國禪師高峰和尚ノ開山名刹ナリ和尚當寺ハ初祖西来ノ的意ヲ弘通セラレ乾元ノ嘉元ノ比信濃國窪寺ト云フ觀空トテ一人ノ沙門アリ不立文字ノ宗風ニ信セス慢心ヲ起シテ宗論ノ為メニヤ境ヲコエ彼ノ寺ノ門」(四才) 前ニ旅宿セシメテ日コトニ參学法戰ス爰ニ一ケノ小蛇有テ此僧ニ形ノ如ク随逐シテ方丈ニ入時ハ堂下ニ脱レ兩日草鞋ノ上ニ蟠ル是ヲ守護スル躰ナリ人奇異ノ思ヲナシケルカクテ數月ヲ送ル程ニ良遂麻谷ニマミエシ機縁ヤ熟シケン忽チニ單傳心印ノ旨ヲ仰信スル意ツキテ衣鉢ヲウケ名字ヲ改メテ和尚ノ小ノ師トナリ又妙通上座トトソ謂ケル則佛前ニシテ多年所持ノ經ノ教并ニ衣服ヲヤキアケルニ

寺前ノ獨秀峰ニ數百人ノ聲シ／テ一同ニ大ニワライケリ天魔ノ所為ナルベシ」(四ウ) 繪有之／其ノ後此僧本處ニ立歸テ草庵ヲ結ヒ獨住シテ履踐ノ工夫ノ年序ヲ送リケリ彼處ノ地頭壇越ノ契シテ歸依宗敬シツ、子ノ息ノ小童喝食ニナシテ同宿セシム或年檀那諏方ノ祭禮ノ頭役ニカタリテ潔齋シケリ妻室^{喝食}產生ノ事アリ神事ノ觸ノ穢ヤアリケン産婦俄ニ狂乱ノ氣出来テ救療術失ニヨリテ／家主彼妙通ヲ請シテ云此病婦ノ躰匪直事イカテカ試ニ祈ノ念シ賜ナンヤト云上座年来修學ノ勲修ヲ思出シテ誦咒ノ加持シケレハ當社大明神ノ女人ニ詫シテ種々ノ法文ヲ演ノ給フ平生無智ノ女性諸宗ノ奧藏ヲ擧揚シテ辨。論無」(五才)窮談論時ヲウツセリ其ノ間ノ義理委ク記スルニアタハス明神ノカクノ玉ハク恨ラクハ汝行道ノ我イマタ除スシテ顯密工夫熟シノシカタキ事ヲト上座神詫ヲ奉テ涕淚悲泣シテ慚愧懺悔ノス靈神アカリ給^{スレハ}産婦本^ニ復シテ師檀共ニ社頭ニノ詣テ賽ノ禮ヲ致シケリ僧ハ七日晝夜參籠シテ大般ノ若經ヲ真讀シケルニ結願ノ夜曉更ニ至テ宝前ノ山麓ノ／岩石ノ上ニ金色ノ神龍化現セリ四鳥^(邊)ノ草木土石皆光輝ノヲ發スルカ如シ蛇躰柔和ノ相好ヲ示シテ兩三度點頭シ玉ノフニ渴仰ノ思弥心肝ニ銘ス此瑞唯獨自明ナルノミ余人所不」(五ウ) 見也猶七ケ日ヲ延テ兩部ノ讀誦ヲ果シテ無ニノ法樂ヲトケノニケリ然シテ此僧歳ノ旬月ヲモヘス末後了々ニシテ端座入ノ滅ス隨逐ノ喝食ヲ佛國禪師ニ申置テ鎌倉ヘ送りケル和ノ尚我カ小師トシテ妙通喝食トヨハレケルトカヤ今ノ在公此ノ山和尚是也元國ノ各師ニ遍參シテ本朝大刹ノ持ニイタノレリ繪有之／嘉元ノ比當國ノ御家人小坂孫三郎盛直重キトカアリノテ硫黄カ島ヘ流サレタリケルカ當社御射山ノ酒室ノ頭役人」(六才) 人也

先規ニ任セテ免除有ルヘキ由愁申シケレトモ其比執權ノ時村朝臣ト越
 ○州前ノ管領宗方確論ノ事アリテ神訴モ空ノカリケル彼妻子悲歎ノア
 マリニハタシニテ百日當社ニ参詣スノ靈夢有テ神鑑ヲマケル處ニ同
 三年四月關東兵乱有ノ時村朝臣ヲハ勇士等聞アヤマリ誅戮シ果又宗方
 凶害トゾノ聞ベシ然間纒一旬ヲ經テ又誅ニ伏シヌ末代也ト云フトモ神
 罰ノ不思議ナリトテ同八月早船ヲ立ラレテ召返サレ果又當社靈威ノ嚴
 重ナリシ事也ノ繪有之」(六ウ) 信濃國住人和田隱岐前司繁有當社頭
 役ノ時流騎馬ノアノケ馬闕○知。シテ一族ニ石見入道ト云ケル者ノ黒駿ノ
 良馬ヲ立テ飼ケルノヲ借用シケルニ古敵ノ宿意有テ借與ニ及ハス是ハ
 使者ノ詞ノヲタニモ聞入レサリケリ祭禮ノ日ニ當テ此馬俄カニ病腦シ
 テノ既ニ斃レントシケルカ左右ノ耳忽チニ失ニケリ奇異ノ思ヲナシテ
 情ノ思案スルニ揚馬ニ借リタリシ事ヲ思出テ神道ニ種々ノヲコタノリ
 ヲ啓シテ四年付テ本社ノ神馬ニ獻シケレハ病馬立トコロニノ平癒シテ
 水草ノ念モ本復シケリ兩耳漸出現シケノシトモ本ノ如ニハアラサリケ
 リ近来當社ニ小耳ト云フ名馬ハ即」(七オ) 是也ノ繪有之ノ元弘二年
 ノ秋ノ比日中僧一人疲馱ニ乗テ相模入道ノ高時ノ宿處ノ南庭ニ馳入り
 館内騒動ス四方ノクキヌキノ連續シテ馬牛ノ通路ナシ○赤。昼夜ノ警固ヒ
 マナシ唯事ニアラストノテ家人等中門ニ出其ノ故ヲ問ヒケレハ是スワ
 大明神ノ御ノ使也主人ニ對面スヘシト申ケレハ唐カキノ間ニテ問答ス
 神託ノトテ謂ヒケレハ代々當家ヲ守リテ久シカリツレトモ運命漸クカ
 タノムキテ滅亡窮期ニ至レリ神力モ及カタシ明年ノ春夏」(七ウ) ヲ
 ハスコスヘカラス不便ナリトテ涙ヲ流シテ亦走出ントス狂人カ怨ノ敵
 カ不審也トテ竹井入道トカヤニ預ケラレケリ夢中ノ人ノ如クノシテ旬

月ヲ送リテ後子細ヲ尋ネケレハ信州伊賀良庄ノノ草庵ニ獨住多年定座
 久ク侍リキ今度復ノ行程モ覺悟ノ分明ナラスシテ忙然タリ有驗ノ僧ヲ
 乞ヒ本社ニ籠シメテ例ノノ如ク祈禱アルヘシナト聞エケルニ漸大軍發
 向都鄙ノ物忝ノ相續シテ其ノ實モナカリケリ翌年ノ五月ニコソ萬人思
 合セケノレ不思議ナシテ事共也ノ繪有之」(八オ) 澁河ノ某トカヤ當
 社祭禮ノ頭役ニアタリケル比東寺供僧ニノ年來師檀ノ約ヲナセルアリ
 鷹ニヨカリヌヘキ犬ヲ飼ヒケルヲノ處望シケレハ罪業ノ因ヲ痛テ他處
 ニ遣シヌト云テカクシニケリノ彼僧忽ニ靈夢ニ感スル事アリ此犬近ク
 前ニ來テ悲位位ノ愁歎ノ躰ナリイカナル故ナラント思フニ傍ニ黃衣ノ神
 人兩ノ三輩現シテ示サク此犬善根値遇ノ機縁力アリテ當社大ノ明神逆
 縁化道既預ラントスルヲ主人ヲロカニシテ格力。愴惜ノスルニヨリテ涕泣
 ノ相ヲ顯スト云ト見テ去ヌ此僧隨喜感ノ歎シテ其夜ノ未明檀那方ニ送
 ツカハサントスルニ件ノ犬階ノ下ニ」(八ウ) 病■フシテ起步ニ及ハ
 ス數日食ヲ斷終ニ斃ニケリ來生ノ果ノイカナリケン覺東ナシ明神慈悲
 ノ本誓凡慮ノ思量スヘキノ非ル物ヲヤ此事年序イマタ遠カラス師檀
 共ニ現在セリノ如此奇特靈異萬物ニ被シメテ勝テ計ヘカラスト云トモ
 分ノ明ニ聞及フ事ヲノミ書アラハス処也ノ繪有之ノ以上縁起畢縁起本
 ハ上中下三卷也後日ニ二卷ハ書続入ノ云々後之二卷ハ詞青蓮院一品尊道
 親王筆也■」(九オ) 諏方祭卷第一 春上ノ繪因幡守隆章法師法名覺誓ノ
 詞青蓮院二品親王尊圓御筆ノ佛神ノ和益ハ人ノ仰処也二世ノ願望是ヲ
 離テ成就スルノ事ナシ文武ノ才能ハ君ノ用ル處也萬機ノ政務是ニヨラ
 サノレハ張行スル事アタハス然ルニ佛陀ノ慈悲ハ幽玄ニシテタヤスノ
 ク頭レカタキ故ニ和光ノ方便ヲマウケ名ヲ神明ニカリテ賞ノ罰ヲ明ニ

シテ信心ヲ催スナカタチヨリトス仲丘五常ノ教禮ノ樂ヲモツテ民ヲ教
ル道ニ聖人言行及ヒカタシ黃石一卷ノ」(九ウ)書于戈ヲ用テ敵ヲ去
ルハカリコト當時ノ要樞コヽニ極ルノ是ニヨリテ法報應化ノ外ニ化物
ヲ神道ニ譲リ王覇ノ中ノニ霸業ハ武命ヲシム誠ニ是神明ノ利生ハ能濁
世ノ機ニノ叶ヒ武將ノ嚴威ハカタノ、末代ニ德ヲ施ヘシ佛界生界ノ其
實ハ隔ナキカ故ニ真諦俗諦其理タカハサル物カ爰ニ信ノ州諏方大明神
ハ本地ヲ訪ヘハ普賢大士ノ應作恒順ノ衆生ノ願餘聖ニコエ懺悔滅罪ノ
益諸凡ニ被ラシム垂迹ノニ付テ異説アリ或ハ他國應生ノ靈或ハ我朝根
本神ノ舊記ノ異端凡慮ハカリカタシト云ヘトモ舊事本記ノ説ニ」(十
オ)ヨラハ素盞鳴尊ノ御孫大己貴神ノ第二ノ御子建御名方ノ神ノ是ナ
リ父兄ノ御心ニ随テ孝順ノ道ヲ顯シ給フ持統天皇ハ勅使ノヲ遣テ祭禮
ヲ始ラル弘(七カ)一聖主ハ靈夢ヲ感シテ本地ヲ充マシノキノ下ノ宮ハ大
慈大悲薩埵千手千眼ノ示現也泥梨ニハ極苦ニカハノリ娑婆ニハ無畏テ
施ス垂迹ハ亦南天ノ國母北極ノ帝妃月氏ノノ雲ヲ出テ日域ノ塵ニ交リ
玉フ是上下兩社ハ世俗ニ准テ陰陽ノノ儀ヲ表ス亦是定惠ノ法門也凡當
社明神神德萬事ニノワタルト云トモ殊ニ武勇ヲツカサトリテ武館ヲ衛
護シ玉フ是ニヨリテ神功皇后異國ヲセメ給フ時ハ數艘ノ兵船ノ雲帆
ヲアケテ」(十ウ)三韓征伐ノ冥威ヲ振ヒ玉フ田村將軍東夷ヲ罰セシ
日ハ忽ニノ海上ニ射禮ヲ施シテ長ク軍中ノ兵法ヲ残ス今ノ三三九八の
乞ノ垂手挾是ヲ以テ濫觴トス遂ニ安倍高丸ヲ誅シテ一郡奉免ノ勅宣ヲ
下サル永代ノ祭禮ノ要脚ト定メラル弘安寶曆ニハ尊ノ神ノ御躰ヲ雲竜
中ニ顯シテ蒙古ノ賊船浪ノ上ニ覆スシカレノハ則君ヲ守リ國ヲタモツ
計コト我神明ノ利益ニ過タルハ無シ況ヤノ亦神ノ幸一夜ノ奇瑞ハ千萬

重ノ氷道ヲ開キ御狩三日ノ遊獵ノニハ兩三四ノ蹄貢ヲ致ス奇瑞一ニア
ラス靈驗是同シ然ル間ノ日祭月記神事ヲコタリナク朝祈暮賽儼禮弥
新也今年」(十一オ)中ノ行事ヲ勅シテ後昆ノ規範ニ備フ剩丹青ノ功
ヲカリテ耳ノ目ノ玩トストイフ事然也ノ繪有之ノ正月一日荒玉社若宮
寶前ヲ拜シテ祝以下ノ神官氏人ノ皆衣服ヲタ、シクシテ參詣ス祝ハ神
明ノ垂迹ノ初御衣ヲ八ノ歳ノ童男ニヌキ、セ給テ大祝ト稱シ我ニ於テ
躰ナシ祝ヲ以テノ躰トスト神勅有ケリ是則御衣祝有員神氏始祖也家ノ
督相續テ今ニ其職ヲカタシケナクス此外ニ祠官スヘテ七十餘輩ノ氏人
亦數百人也西山キハニハ末社堂塔イラカラ並ヘテ見テ渡」(十一ウ)
ル一ニノ鳥居ノ間ニハ騎馬ノ行列次第ヲ守テ連續ス先五ノ官ノ祝善表次
ニ神使六人赤次ニ大祝赤後騎ノ氏人僅僕從ノ類齋々タリ主伴行粧巍々
タリ山道往還ノ貴賤村里郷ノ黨ノ士女市ヲナシテ見物スノ繪有之ノ
各々下馬ノ後宮中ニ詣ツ社頭ノ躰三所ノ靈櫃ヲ構タリノ上檀ハ尊神ノ
御在處鳥居格子ノミアリ其前ニ香花ノ供ノ養ヲ備フ普賢身相如虚空ト
モ説普賢法身遍一切トモノ述ルカ故ニ法性無躰ノ實理ヲ顯シ依眞空住
シ及眞土ヲ示」(十二オ)シ玉フナルヘシ中ノ檀ニハ寶殿經所計也法
華一乘ノ弘通連併ノ普賢四要勸發ナレハ本地ヲ表スルニ似タリ下檀ハ
松壩柏城ノ薨ヲ并ヘ拜殿廻廊軒ヲツラネタリ垂迹化義ヲ專ニシテ魚ノ
肉ノ神膳ヲ此所ニ供ス倩三檀ノ景趣ヲ拜スレハ偏ニ三身ノ相ノ兒ホウヲカ
タトレリ誠ニ甚深ナル物也初官以下ノ輩ハ伊豆早社ノヨリ次第巡禮
シテ内宮ノ壇上ニ到リテ神拜ス亦湖水ヲ隔ノタル遠山ニ下宮ノ薨見エ
今日ノ神幸思ヤラレテ是ヲ拜スサテノ御手洗河ニカヘテ漁獵ノ儀ヲ表
ス七尺清瀧氷ニ閉テ一機ノノ白布地ニシケリ雅樂數輩斧鉞ヲ以テ是ヲ

切リクタクハ蝦蟇」(十二ウ)五ツ六ツ出現ス毎年不闕ノ奇特ナリ壇上ノカヘル石ト申ス事モノ故アル事ニヤ神使小弓小矢ヲモテ是ヲ射取テ各串ニサシテノ捧モチテ生贄ノ初トス凡當社生贄ノ事淺智ノ疑殺生ノ罪去リカタキニ似タリト云ヘトモ業盡有情雖放生故宿ノ人中同證佛果ノ神勅ヲウケタマハレハ實ニ慈悲深重ノ餘ヨリ出テ暫屬ニ^{スル}結縁^ニノ方便ヲマウケ玉フ事神道ノ本懐ノ和光ノ深慮弥信心ヲモヨフス物也抑狩獵ノ事ハ本誓ノ如クノハ一年中四ヶ度各三ヶ日彼此十二ヶ日也シカルヲ頭人氏人自由ノ断簡ヲ加ヘテ日々夜々在々所々恣ニ是ヲ行フ風俗變」(十三オ)化澆季ノシカラシムルナリ豈神慮ニ叶ハンヤ弥能々是ヲ慎ノヘキ物カサテ著座次第ハ先大祝樓門五官兩神役^{有下高同}ノ使四人^{上高并}一族氏人同廊ニ行三行ニ膝ヲ重ネテナミイタリノ盃酌三獻ノ後神長御箸ト唱ル聲ヲ聞テ大祝御箸ヲ机ノ飯ノニ立ツ衆人はニ随フ則是ヲ徹ス一會畢テ松明ヲ取テ各ノ退散スノ繪有之ノ今夜更深ニ及テ御室ニ歸ル^{穴集始終ノ段ニテアリ}先萩組ノ座ニシテ神ノ長占ヲ行フ薄ノ穂一束掌ノ内ニ持奉大祝對シテ誦文有」(十三ウ)リ外人ニキカシメス重半ノ点ニ付テ當年ノ神使六人ヲ差定ノス是氏人ノ巡役也ノ繪有之ノ同十七日神殿後ニシテ歩射神事有リ御室ノ砌ヲ弓場トスノ大祝^{衣布神官衣淨氏本干著坐}シテ人數ヲ相トノフ射手二十ノ番各水干葛袴ヲ著ス占手ヲハ神長^{面影}シテ小弓柳小矢ヲノトリテ静ニ歩ミヨリ^{白黒眼ヲ射トラス蚩尤方眼}ナンドト云ヘノル事歟射禮ヲハリテ饗膳有リ氏人ニオイテハ公役ノ外今日ノ以前のヲ射スト云此謂也」(十四オ)繪有之ノ二月十五日ハ下宮同神宮寺ニシテ常樂會舞樂有リ釋尊ノ涅槃ノ令節ヲ迎ヘテ神明結縁ノ大會ヲ行フノ^{朱ニカ}四月十八日ハ上宮ニシ花會有リ兩社相對シテ如來設

化ノ始終ヲツカサトル神納捧物饗膳等左右ノ頭人ノ經營也ノ此外大小神事春祭ノ外七十餘日兩社同日同會也此一會ノ時節不同ノ間別ニ是ヲ記ス當社ハ春秋ノ兩宮有リ春ノ宮山川ノ景趣花樹艷色時ヲエテ法會ノ壯觀ヲソフ」(十四ウ)繪有之ノ二月晦日荒玉ノ社ノ神事當年ノ神使六人^{上高四人下高}童子直ノ垂ヲ著シテ出仕饗膳アリ頭人ノ經營ナリ是則正月一日ノ御占ニ任テ氏人ヲ差定テ其子孫ノ中ニ婚姻未犯ノ童男ノヲ立テ来月初午以前三十ヶ日ノ日限ヲ點シテ面々新造ノノ假屋ヲカマヘ神事ヲ初ム先神長此室ニ望テ御作神ヲノ立神使ノ食物飯酒魚鳥ノ上分ヲタムケテ日々行水散供祓ノノ儀嚴重ナリ隨遂祿人已下從類相共ニ潔齋此處女人ノノ經廻ヲトム若觸穢アル時ハ此神必タハリヲナス鳥犬ニ到マテノ其罰ヲ被ル不思議ノ事也三月以後大祝ノ左右ニ隨ヒテ明」(十五オ)年正月一日ニ至マテ神事ヲ取行フ當社末社ノ内若宮児宮マノシマス神代童躰ノユエ有ル事等ナリノ繪有之ノ祭ニ春下繪攝津守隆昌ノ詞青蓮院ニ品親王尊圓御筆ノ三月一日禊十三ヶ日神事相續ス當年ノ神使六人立テ始ムノ先始ノ午ノ日下藤^{一人神外ツ縣大明神ヲトラス}ニ發向ス勝劣異ナリト巡禮三反ノ後今ノ夜大宮ニマフテノ外ノ諏方郡ニ發向ス勝劣異ナリトイヘトモノ其儀式酉日ノ大會ニ見エタリ^{トコマツトノヤシロ}末日^社所末^{第一}神事假屋」(十五ウ)ヲカマヘテ稻穂ヲ積テ其上ニ皮ヲ敷テ大祝^{衣布}ノ坐トス神使四人^{上高}ノ五官^{衣淨}平坐ニ付テ盃酌三獻ノ後御室ニ歸リマイル稻穂ヲトルノ事天子大嘗會ノ時此禮有神代定テ故アル事ニヤ申日人屋ノ神事コトシケキニヨリテ是ヲ略スノ繪有之ノ酉日神使四人上高御立御神殿^{ガッパ}神原廊ニシテ神事饗膳アノリ禽獸ノ高モリ魚類ノ調味美ヲ盡ス今日堂上堂下郭外ノ儀ノ式計會ス所持ノ神^{鬘飾一兩ツケ}面々ニ是ヲ獻ス神長トリ調テノ

一東ニ結合セテ御枝ト号シテ是ヲサ、ク亦御寶トテ錦ノ（十六オ）袋ニ納テ鎖ニ懸ク次ニ新神使二人内縣著坐上介獨起テ大祝ノ前ニ蹲踞大祝玉鬘カッラ藤白波結テ神使ノ頸ニ懸ク神ノ長御杖ノヲカサリ神使ニワタス神使コトサラ手ヲカク從人はヲ助テ本坐ニ歸ノリ下介前ニ同シ小懸二人進退亦如此コノ間ニ神使ノ鞍馬ヲヒキクタシ盃酌出ヌレハ四人共ニ庭上ニ立ツ巫女等介錯大祝ノ同ク出テ相フ彼是床子ニ付ク大祝言ヲヨミアクアリ口傳神使口マノネヲス其後御手拂タテ群集ノ縋素悉是ニ隨フ其聲ノシハラクヤマズ内外ノ龍蹄驚動スシツマリテ後神使皆馬ニ乘リ打立此時神長酒ヲ馬上ニ捧ク柏葉ヲ閉神使各四度は是ヲ（十六ウ）ウク号船ト其後出門ト門屋漸黄昏ニ及テ内縣小縣二手ノ各松明ヲトリテ樂ヲ奏シテ神殿郭外ヲ逆廻ル御杖騎馬主後御寶或ハ御杖ニ付前後親昵有縁ノ一族氏人等步行ニテ扈從ノス後騎祿人宮仕鳥居ノ下ニマウケマツノ繪有之ノ神殿旋繞座次ニ隨テ不同ナリ小縣二反ノ後上原ニ宿シテ東山ヲヘテ下宮ニ至ル同縣一反ノ後千野ニ宿シテ郡内南ノ方境ニ到ル三道巡禮共ニ山路ヲヘテ往行三日五日ヲ送ルノ廻神ト稱シテ村民是ヲ拜ス戌亥子三ヶ日ノ神原并人（十七オ）屋ノ神事亦是ヲ略ス丑日先峯ノ多々エ其後前宮ノ神事ノ神使二手内懸御シツマリ落花風ニヒルカヘリ山路雪ヲフム職ノ掌鞍馬金銀ノ莊嚴無雙ノ見物也ノ繪有之ノ寅日御祭祭大宮國司使祭使ト在廳官人津衣等ヲ引卒シテ宮中正面ノ廊ニ著坐前行ノ官人鳥居ノ内右ノ廊ニ著ク則ノ神物ヲ奉ル當所ノ神馬金銀絹布等ナリ次前行ノ在廳四一人ノ池廊ニ望テ大刀ヲヌキテ四角ニ立テ一曲ヲカナツ亦在廳大祝ニ對シテ幣帛ヲ捧ク訖テ本坐ニ歸リ付ク此時大祝ト祭使（十七ウ）ト對座盃酌ノ後共ニ退出ス又今日小縣神使歸參六人共ニ會ノ合ス

次ニ神原神事明日ノ射手ヲサタムノ繪有之ノ卯日祝日射禮弓馬射ノ同所大祝已下神官神使射手等ノ著座饗膳ノ儀歩射ノ時ニ同シ勝負次第聊差別有人數ノ皆參ノ後手クミノ散狀一反ヨミワタス其後次第ヲ守リテ左右ノ番々立合人數不定也器用ヲエラフ終日ヲ限ル三番五番亦不ノ同ナリ一會終テ後負ノ方ハ髮ヲミタサル顔ニ墨ヲヌラル亂舞ノ興宴ノ後弓親立テ重テ雌雄ヲ決スカキヲトシノ矢ト号ス前（十八オ）ノ勝負又負トナル兩方行事持ト稱ス弓箭ノ道ツイニ和睦ノ儀ノヲ表スルナリノ繪有之ノ辰日先祢宜送ノ儀有リ禰宜ノ私宅ニシテ饗膳如常神事ノ以後刑罰ヲ行フ面縛ノ儀ヲ表シテ繩ヲ人ノ頭ニカク次ニ神使ノ六人庭上ニシテ字壺ヲ左ニ付テ著坐神官等同坐三獻ノ後打立ノテ野燒ニ趣ク大祝神官ノ外氏人ト水數ヲ卒シテ大宮ノ前ノヲヘテ北ノ鳥居ノ一妙山ノ鼻ヨリ野火ヲ放テ野燒ノ社ニ到ル御ノ子村小笠懸有リ行騰ムカバキノ上ニ征矢ヲ付射禮畢ヲ馬上ニシテ（十八ウ）三獻盃ヲ右ニ取テ左ニ落ス鹿ノ折骨ヲ下宮モテ肴トス歸路万ノ歳ヲウタフ次ニ馬ヲ馳テ時ノコエヲアク戰場得和ノ禮ヲ表スノルヲヤノ繪有之ノ巳ノ日新申先大宮ニ詣テ饗膳有リ神原ニ到テ亦神事ノアリ大祝以下神及神使氏人小々神殿ノ酒倉ニ。入テ萩ヲモチテ鹿ノ折骨ヲ燒テ肴トス神使六人歌ヲウタヒテ歸路ニ高石上ニ於テ塩水ヲソ、キテ人ヲキヨム雅樂役次ニ夜ニ入テ大祝ト内玉殿ニ詣テ寶殿ヲ開テ神寶ヲ出ス諸人競テ拜見ス八叫ノ鈴眞（十九オ）澄鏡御鞍轡ナリ氏人外影ヲ鏡ニウツサス午日磯並磯サシノノ神事彼社ノ拜殿ニシテ饗膳如常歩射二十番切的ヲ用ルノ歸路ニ草花ヲ結ヒテツレカラトシテ人コトニ頭ニカケテ家ニカヘルノ繪有之ノ祭第三夏上繪隆盛ノ詞久我内大臣家筆ノ四月朔日一三日神事饗膳如常同七日大宮

ニシテ花會ノヲ右讀行フ舞樂アリ大祝帶束神官淨衣神使赤袍人袴氏水手ノ左右頭人淨衣社僧法眼著坐次第如常饗膳已後ハ神物(十九ウ)ヲ引ク大祝ノ分劔弓征箭騰行騰カ鞍馬鞍引副○并ニ。饒馬○并ニノ等也其外神官社僧七拾余人ニ鞍馬兵具絹布等ヲ分配スノ次ニ頭人奉幣ス膝突神物白紙散供廣蓋ニ入テ寶前ニ奉ルノ亦樓門前ノ廊ニ於テ舞樂有リ都鄙ノ伶人會合ス舞ノ訖テ左右ノ舞師祿ヲ賜フ絹一領ナリ其後貴賤退散スノ繪有之ノ八日同會頭左神宮寺ニシテ法會舞樂有リ兼テ高座二脚ヲノ外陳ニ迎立テ法華講論アリ亦百種十種棟物ヲ堂前中央ノノ間ニ積ミ置ク大祝以下神官兩頭人皆同廊ニ著ス引物(二十オ)ノ員數昨日ノ如ク左右棧敷内外ノ衆人一山衆ニ充滿ス先ノ大行道有リ衆徒法眼兒童干水以上花管モツ伶人樂器ヲシタノカヘタリ亦兩頭人左ハ花管ヲ捧ケ右ハ薪ヲモチテ旋繞ス從ノ類濟ニ相隨フ樂屋乱聲ヲ奏シ舞樂秘曲ヲ盡ス終日ノ儀也其際酒宴ヲ魚菜以テ珍トス晚ニ及テ兒童二人左ノ右ノ樂屋ヲ出テ頭役下符ヲ捧テ大祝ノ前ニ到ル氣色ヲノ伺テ頭人ノ代官ニワタス左右ノ舞師祿ヲ給テ退下ス嚴重ノ氷雪ノ境ナレハ殘花ノ艶春ヲ留テ山中寺社ノ景趣尤幽奇ノ也(二十ウ)繪有之ノ十五日神事領家ノ所役トシテ當郡ノ貢ニアツル所也恒例ノノ朔望ニハコト也今日故別會等アリ流鏑馬十番郡内列卿ノノ役田樂十二人御子村八騎已上一二ノ鳥居ノ中間ヲ馬場ノトス各行粧神妙也亦相撲二十番雌雄ニツキテ祿布ヲノ賜フノ繪有之ノ二十七日矢崎祭饗膳以下トノフテ後野火ヲアク煙ヲ見テ各ノ大年ノ宮ニ詣大祝布衣假屋ニアリ其外詞官氏人皆芝居ニ著坐(二十一オ)カネテ數枚楯ヲ立ナラフ軍■陣發向ノ儀式ナリ盃酌已後犬追ノ物不數次ニ御座處ノ宮ニ詣ツ座席先ノ如シ神事饗膳畢テ大ノ草ヲトル五月會參詣ノ人數ヲアヒ

トノフル儀也ノ繪有之ノ五月二日御狩押立進發行列如常宮川ノ高橋ヲ渡テ前ノ行旗二流左義右義雅樂黃衣ニ行騰騰カヲハキテ是ヲサス次ニ五ノ官淨衣六神使衣赤以上下騰ヲサキトス引馬數拾匹此ヲ引次ノ大祝同義同行騰手連羽行籠ヲ表表ナリ後騎氏水手折鳥帽歩行ノ僮僕濟々タリ力者二人ヲ相具シテ柄長ノ柄杓并ニ引目ヲ(二十一ウ)モタシム中間雜色數多酒室ノ社前ニ至ル此処ニシテ三頭對ノ面ノ礼ヲナス其後長峯山ニ登ル其勢相列ナレリ亦狩集會ノ大相木ニシテ宇津保ニ改メテ二流ノ旗ヲ守リテ左右ニ相分テ夏ノ野ノ草ノ中ニシテ所々ニ狩人散乱ス臺弓良山ニテ鹿ヲ出シノテ面々是ヲ射ル四日ニ至ルマテ三ヶ日ノ儀式也其間或ハ宅ニ歸リノ或ハ山ニ留リテ狩獵ヲ致スサシモ堪能ノ輩數百騎ニ及ト云ヘトモノ矢ニアタル鹿兩三ニスキス諏方野ノ鹿ニアアリト云古老ノ詞有リノ業深有性ノ本誓ニヨレルニヤ尤貴フヘシノ繪有之(二十二オ)祭第四夏下繪隆盛ノ詞久我内大臣家ノ同五日朝本社ノ祭礼五月會頭ト号ス大小神官氏人著坐ノ面々饗膳ヲマウケ引キ物有リ是左頭ノ經營也先大祝ノ分ノ銀劔弓征箭行騰騰カ杏鏡長持鞍馬二匹銀鞍引副二匹例ノ祿布等也其外五官六人神使ニハ各鞍馬銀劔兩種也巫ノ女人別ニ裝束ヲ賜フ裳唐衣鈴懸帶小袖帷等也雅樂ノ十人ニハ黃衣社僧二十五人ニハ白布員數不同也鞍馬等官ノ職ニ依テ是ヲ加面々從人徹シテ出(二十二ウ)繪有之ノ同夕本社ヨリ馬場ノ廊ヘワタル行列如常彼所ノ饗膳引物ノ大宮ノ儀ニ同シ右頭人經營也同六日流鏑馬ノ頭別人同廊ノニシテ饗膳引物昨日ノ如シ兩日三座神物役人等自他ツノキタルカスノ引連レタル龍蹄モヲヒタノシクソ見エケル次十三ノ騎馬場ヲアク水干紅葉色ヲ交エ金銀ノ付物日月ノ光ヲミカノキ草樹ノ花ヲカタトル服饒美麗サカリナル見物也

當色僮僕ノノ行粧弓袋サシノ甲冑マテモ心ヲツクシテ調ヘタリ馬場ス
 ノエニ至リテ長廊ノウシロヲヘテ馬ハモトニ廻リ裝束ヲ改メテ(二
 十三才)ヤフサメヲ射ル先三頭人次テ氏人已上當色のヲ立ツ次大ノ祝
 ノ分雅樂的ヲタツ弓箭ノ藝射禮ノ曲面ニ譜代ノ練習左ノ右ニアタハス
 亦射禮ニ並ヘテ相撲二十番有リ占手左右ノ頭ノ人ノ分供御ノ輩役ニ隨
 フ其外ハ散在ノ國民等也雌雄ニ付テノ毎度緑布ヲ賜フ次ニ著坐ノ仁等
 悉水干脱テ山ノ如ク積ノ置テ當日ノ奉行人道々ノ輩ニワカチ與フ白拍
 子御子田ノ樂兒師猿樂乞食非人盲聾病痾ノ類游手浮食ノ族稻麻竹葦
 ノ如クニ來集テ相争其躰比興也是モノ與物結縁ノ隨ニナルベシ(二
 十三ウ)繪有之ノ六月朔日望ノ同日廿日臨時ノ祭ヤフサメ十番地事シ
 ゲノケレハ略之廿七日テ月ノ大小ニ依テ延候アリ御作田ノ狩押シ立テ秋尾ノ澤狩集山上ノ
 狩倉ヲ、ス廿九日ニ至マテ三ヶ日ノ儀五月ノ會ニ同シノ繪有之ノ晦日
 田植藤島社ノ前ニシテ此ノ儀有リ大祝ノ外神官ノ男女衣服ヲ刷テ此處
 ニ望ム雅樂農具ヲ帶シテ田ヲノカヘス五官ヲ行事トシ巫女ヲ早乙女ト
 ス職掌土鼓ヲ取(二十四才)拍子ヲウチ笛ヲ吹キサ、ヲヲトツテ歌
 舞スヲホヌサナカス河邊ノミソニハサマリワリタル今日ノ神事イトメ
 ツラ也卅日ヲヘテ熟秘ノト成ラ八月一日神供ニ備當社奇特ノ其一也抑
 コノ藤島ノ明神ト申スハ尊神垂迹ノ昔洩矢ノ惡賊神居ヲサマタケンノ
 トセシ時洩矢鐵ノ輪ヲ持シテアラソヒ明神ハ藤ノ枝ヲ取ノリテ是レヲ
 伏シ賜フ終ニ邪輪ヲ降シテ正法ヲ興ス明ノ神誓ヲ發シテ藤枝ヲナケ賜
 ヒシカハ則根ヲサシテ枝葉ノヲサカヘ花藥アサヤカニシテ戰場ノシル
 シヲ萬代ニ残ス藤ノ島ノ明神ト号スル此ユヘ也(二十四ウ)繪有之
 ノ當郡ノ湖上ニ炎暑ノ比風靜ナル日鯉馳ト云フ漁舟ノ有鯉魚ヲイトル

事也他國ニハタクヒマレナルヲヤ必神事ノノ法則ニアラネトモ神官氏
 人納涼ノ船遊シテ祭禮ノ饗ノ膳ニタムク其躰ツリ^ツネ數艘多少不同ヲ
 流ニクミツラネテ堪ノ能ノ射手一面ニタチワタル矢筈ヲ取テ是ヲマツ
 ニ左右ニ鵜ノ繩ヲツケ其ノ繩手ヲ引テ小舟ニ艘サキタチカコミヲヒロ
 クナシノ魚ヲコメテ沖ヨリ汀ヲサシテ漕ワタレハ其ノ中魚類恐レノテ
 彼繩ヲコエント遠海ニナリユケハ両方ノ繩ノハシヲ陸地(二十五才)
 ニ取阿克奉行ノ老少是ヲウケトリテ引寄スレハ鯉魚タノエスシテ水上
 ニヲトル其ノ時面々射手矢先ヲ整テ此ヲ射ル十ノカ八九ハ矢アタリテ
 波上ニウカフ串ニサスカ如クシテ取り阿克ノ自船中ニ飛入ル魚ナトモ
 アリ是則上下末社小坂ノ宮鎮ノ中間ノ津々浦々ノワサ興アル風情也見物ノ男
 女屋形船ヲ漁舟ノニコキナラヘテ遊宴ス水上ノ射禮ハ延曆ノ昔尊神化
 現ノノ奇特也上古風末代ニモ殘レルヲヤ逆縁化導和益ニハモレシノ若
 シ此理ヲシリナハ龍門三級ノ飛揚モヨシナカルヘキ事也ノ繪有之(二
 十五ウ)祭第五秋上 繪 和泉守郊貞法師法名七月朔旦本ノ社ノ饗膳常
 ノ如クシ同日下社ノ御移徒ナリ春ノ宮ヨリ秋ノノ宮ヘ神幸アリ先師子
 狛犬次ニ相撲ノ人形ヲ步行ノ神ノ人折島船ノ子水干帽ニノセテ前行ス次御子村サレ
 次御弓鎬ノ御劔納錦袋職掌二人淨衣是ヲサ、ク次ニ長櫃一合師ヒシメノ諸
 役先ノ如シ亦參詣ノ數輩合力シテ第一ヲカキ奉ルノ次五官淨衣高家祝
布衣下袴ヲサキトス次ニ大祝後後騎氏人步行ノノ僮僕濟ニタリ中條ノ宿神殿ノ北門ヲ
 ヘテ秋宮ニ到次ニノ渡物鉾山有其後犬追物例ノ儀アリ七夕本社饗(二
 十六才)膳穀葉ヲ以テ至要トス社ノ砌ナル硯石ノ上ニモヨク常儀異ノ
 ナリ望日盂蘭盆ニヨリテ神事ナシ歸佛ノ儀炳焉ナル物ヲヤノ繪有之ノ
 廿六日小ノ月御社山登リマシ大祝神殿ヲ出テ先前宮ノ溝上ノ兩社ヘ詣テ

後進發ノ儀式アリ神官行粧騎ノ馬ノ行列五月會ニ同シ御旗二流ノ外御札十三所神名籠アリヲ加フ神長是ヲサス先陣既ニ酒室ノ社ニ至ル神事饗ノ膳アリ亦神物鞍馬武具是ヲヒク別頭役色衆小頭ニ同シノ三獻ノ後雅樂大草薄穂ヲトル群集ノ人數ヲ等數スル義アリ」(二十六ウ)繪有之ノ酒室神事畢テ長峯ヘ打登リテ行々山野ヲ狩必神事ノ法側ニ非ト云ヘトモ鷹ナトスヘテ使フ物モアリ禽獸ヲ立テ射ノ取ル者モアリ漸晚頭ニ及テ物見カヲ岡ニ至ル見物ノ緇素ノ群集サテ大鳥居ヲ過ル時ハ一騎ツ、声ヲカケテトヲル前宮ノ男女ノ部類乘輿騎馬ノ類前後ニツ、キテ櫛ノ齒ノ如シ取ワキ諸ノ國參詣ノ輩伎藝ノ族七。深山ヨリ群集シテ一山ニ充滿ス今夜參ノ著ノ貴賤面々信ヲ起シ掌ヲ合テ祈念ス諸道ノ輩衆ニ藝ヲ施スノ亦乞食非人此處ニ集ル參詣ノ施行更ニ隙ナシ都鄙ノ高容」(二十七オ)處々ニ市ヲナス盜賊退治ノ爲ニ社家警固ヲ致ス巡人ノ甲士晝夜ノヲコタラスノ繪有之ノ廿七日早旦ニ御手倉大祝以下大小神官櫛ヲ捧テ山宮ニ詣スノ去夜ヨリ所々ノ神樂鉦鼓ノ音巫女カ詫宣相續シテカマヒスシノ亦散供打マキ積物雨ノ足ノ如シ下向ノ後四ツ御庵ノ前ニテ大ノ祝御手拂衆人展轉シテ是ニ隨フ山谷響ヲ傳ヘ馳馬頻ニ驚ノク次ニ恒例ノ饗膳畢テ後揚馬場打立服鎧鞍馬ノ美麗五月ノ會ニ超過セリ人數ハ時ニ隨テ不定也古ハ百騎計近來ハ僅ニ二三」(二十七ウ)十騎ナトニ減少ス然而神官氏人ノ外ニ諸人随意ノ行粧前ノ後連續ノ儀式比類ナシノ次ニ御狩發向ノ次第輿卷ニ見エタリノ廿八日神事法例昨日ノ如シ其外御狩歸晚ニ及テ左ノ頭人饗膳ノヲマウケ神物色々鞍馬御贄等引ク色數式目ノ如シ芝居列ノ座ノ次第祭場廣博也事々啓白ノ奉幣御神樂ヲ奉リテノ後頭人退散スノ廿九日祭禮ノ条々亦昨日ニ同シ

御狩歸ハ右頭人經營ナリノ盃酌ノ後矢拔アリ雅樂ニ仰テ狩人ノ中ニ鹿ノ射手ヲ召出シ」(二十八オ)テ尖リ矢ヲ尾花ヲ取給フ分大鹿分八中鹿分六妻鹿分四鹿分二是ヲ取テ再拜シノテ退出當座儀式尤眉目タリ亦相撲二十番アリ占手供御ノナリ右左頭人雌雄ヲ決ス兩方ノ介錯確執ノ類也社司是ノヲ制ス亦今日ノ水干脱來集ノ輩ニ分チアタフル事其數五ノ月會ニ倍增スノ繪有之ノ祭第六秋下繪郊貞法師ノ詞石山前大僧正筆ノ御社山七月御狩三ヶ月五月ノ如シ但行列ノ行粧山ノ中ノ儀式」(二十八ウ)ニハ異也先大祝并ニ左右ノ頭人揚裝束其外射裝束ニ改テ射馬ノニ乗替テ打立ツ色々ノ水干思ヒ々ノ篋矢行騰騰カ等也亦馬場ノ揚馬金銀鞍ギヲ置總轡ヲカケタル舍人等乘馬アテ引連ヌノリ口ノト号ス亦倉通ノ神幸有ト申傳タルハ真俗貴賤ヲ論ス此山ニノ入テ動揺ス大祝至時望見テ狩奉行山口ヲ開キ則面々競争ノテ左右ノ旗ヲ守テ狩場ニ出千種ノ花高クシテ人馬ヲワカタス纒ニノ弓ノハス笠ノハナト見ユ此時禽獸飛揚馳走シテ狩人狼駭ス林木ノ岩石ノ嶮岨ヲキラハス數百騎クツハミヲ並ヘテ山中モラスト云ヘトモ矢ニノ當ルモノ両三ニスキス本誓悲願ノ到リ神詫ノ文古老ノ説スコフル」(二十九オ)符合セシムルモノカ各御庵ニカヘリテ後小笠懸千度詣宮通面々心々ノ勤ヲ致サテ此御狩ノ緑ヲ尋レハ大明神昔天竺波提國ノ王ノタリシ時七月廿七日ヨリ同晦日ニ至ルマテ鹿野苑ニ出テ狩ヲセサセ賜ノヒタル時美教ト云乱臣忽ニ軍ヲ卒シテ王ヲ害シ奉ラントス其時王ノ金ノ鈴ヲ振テ蒼天ニ仰テ八度叫テノタマハク我々今逆臣ノタメニノ害セラレ」トス狩ル所ノ畜類全ク自欲ノタメニアラス佛道ヲ成ノサシメンカ為也是若意ニカナハ、梵天我ヲスクヒ賜ヘト其時梵天ノ眼ヲ以テ是ヲ見テ四大天皇ニ勅シテ金剛杖ヲ執テ群

黨ヲ誅／セシメ玉ヒニケリ今ノ三齊山具儀ヲウツサル、ヨリ申傳ヘタリ八叫鈴」(二十九ウ) 則天竺波提國ヲ指ナリ彼國ノ靈寶ヲ傳テ今ノ神宝ニ用タリ／四維ノ御柱ハ四王擁護ノシルシ九隱薙鎌衆魔催狀ノ和劍ナ／リ爰ニ知ヌ神明慈悲ノ叟獵ハ群類濟度ノ方便ナリト云フ／事ヲ／繪有之／晦日下御早且四御庵ニシテ神事饗膳例ノ如シ大祝神官／等著座先御符ヲ認兩頭ノ代官ニクタス惣テ一年中役人十余／輩皆丹誠ヲ抽テ一生ノ財産ヲナクサレハ謀叛八逆ノ重科モ／頭人寄子悉ク武家ノ免許ヲ■[■]テ生涯ヲ全スル事古今斷」(三十オ) 絶セス其子孫イマタアリ神徳ノ至誠不思儀也亦明年ノ頭役ノヲ差定テ後面々ニ打立テ山ニ出ツ植木立テ上矢ヲ射立テタムケトス／鹿草カ原ニシテ草鹿ヲ射テ各サトニカヘル／繪有之／八月一日本社ノ祭供ヲ以テ御射山カエリ申ス饗膳常ノ／コトシ今日御作田ノ熟稻ヲ奉獻ス亦雅樂ニ仰テ童部ヲ／召集テ神長大祝ノ前ニ進テ御穀ヲトリテ彼童ノ口ニク、／メテカイヲモツテホウヲタ、キテ仰セ詞有リ亦鋤鋤ヲ作りテ／彼ノ童ニアタヘ東作ノ業ヲ表ス今夜大小神官大略通夜セシム」(三十ウ) 繪有之／同十五日放生會饗膳例ノ如シ一ノ鳥居ノ間ニ出テ流鏑／馬御子村相模^{模カ}田樂等アリ當社放生ノ儀式嚴重也善／巧方便之殺生ハ凡慮ノ測ル所ニアラサルヲヤ／繪有之／九月朔日望饗膳重陽ノ神事流鏑馬是ヲ略ス／下旬^留秋尾ノ祭御狩アリ大祝以下ノ大小神官深山ニ／ノホリテ三ヶ日逗留ス其儀御射山ニ同シ御庵ノ圓形／一面ノ庭火ノミカハレリ亦饗膳餅酒馬草粟稻每」(三十一オ) 人ノ前ニ是ヲ積置故アル事ナルヘシ／繪有之／第三日朝霧ニ四方ノ鹿ヲマキヲトシテ大葦原ニテ狩ノ獵ス山路ノ紫菊霜ヲ帶テ蕭疎タリ嶺林紅葉風ニ／随テ散乱ス折ニ觸タル景ノ趣感

ヲ催サスト云事ナシ／繪有之／下山ノ日^{中實}國司ノ使在廳ヲ卒シテ本社ニ參行ス大ノ小神官著^座。ノ次第祭禮ノ儀則神寶ノ調進官人ノ進／退見物春ノ季ニ同シ」(三十一ウ) 繪有之／祭第七冬 繪 隆章法師ノ詞 六条中納言家ノ十月ニハ神無月ノ名ニヲフニヤアラン恒例朔望饗膳ノ外祭奠ナシ砌ニ滿ル霜葉ハ錦繡ノタムケ色ヲ殘シイカキ／ヲタ、ク時雨ハ巫女カ歌ノ聲ニコトナリ神サヒワタル宮ノ中カ／クテモ中々タウトクミエタリ／繪有之／(三十二オ) 中古ノ比ヨリ神事ノヒマト号シテ神官氏人ヒソカニ神野ヲ犯シテ狩ノ獵ヲイタシテ禽獸ヲ見ル嚴重ノ怪異ニヨリテ事顯レ罪名裁斷ノニ及フ近クハ則當郡乘原郷甲州加世上郷等ノ地頭職ハ彼ノ科ニ／ヨリテ没収セラレケリサレハ其比神野ヲオカスモノナカリケリ一人ヲ禁メテ／萬人ヲユラス憲政タル由時ノ人稱美ス末代ニ至リテ如此嚴■制モ／行レ難キニヤ近代ハ狩奉行ノ知ナハ甲冑ヲ帶シテ制止ヲ加フトイ／ヘトモ法ヲ守ル者スクナシツイニ神罪ヲ蒙ルトナン尤恐ヘキ事也／繪有之／十一月廿八日ナン畢リ神使御立マシ／皆神殿ヲ起」(三十二ウ) テ三匝ノ巡禮如昔山路ノ寒風ハケシクシテ素雪袂ニ／ミチ赤袍色ヲ變ス其興ナキニアラス／繪有之／十二月廿二日一ノ御祭大祝以下神官所末^{トコマツト}戸社ニマウツ／行列例ノ如シ饗膳ノ儀亦如同日御室入大穴ヲ堀テ／其内ニ柱ヲ立テ棟ヲ高ク萱ヲ葺テ軒ノタル木土ヲサ、ヘタリ／今日第一ノ御躰ヲ入奉ル大祝以下神官參籠ス同廿／四日シンフクラヲ祭ル禮アリ先神長立テ陸奥國セン／／ヨツカフシノヒトリ姫御前腹ヲヤマセ給フニセイモン博士ニトハ」(三十三オ) セ給ヘハ東山信州諏訪郡タケ井ノ御里ニイコモラセヲハシ／マス大明神ノ御室ノ中ニアルシンフクラト云鳥ヲ御藥ニツカ

／ハセ玉ハ、御腹ナヲラセ給フヘシト申候間御使ニマイリテ／候ト云フ權ノ祝出テ合フ御文ハ候カ御鷹ハ候カト問共／ニアルト答フツカハセ給ヘト云時ニ神長福太郎トヨヘハ雅樂ノ犬ニナリテ鈴ヲナラシテハシリ出ツ此時ニツカレヲヤレハ犬カキマ／ハリテ鳥ヲ見付ル勢アリ其後雅樂等外居ノ飯ヲ取テ／著坐ノ神人悉引ク是則安倍高丸追罰ノ時尊神ノ旅客ノ質ヲ現シテ官軍ノタメニ籌策ヲ回ラシ玉ヒシニヨリテ「(三十三ウ) 彼後見方娘ヲメサレテ其望ヲカナヘサセ玉ヒシ昔ノ諺今モタエスノト也同廿八日瓶子調へ神官氏人乱舞興宴アリ同廿九日／大夜明大巳祭亦御躰三所ヲ入奉ル其儀式ヲソレアルニヨリテ／是ヲ委クセス冬ハ穴ニスミケル神代ノ昔ハ誠ニカクコソアリケメ／繪有之ノ晦日寅時御手倉送り一年中ノ神事ニ手向ノ幣帛并ニ榊ノ柳ノ枝柏ノ葉等ヲ御宝殿ニヲサメ是ヲ取シツメテ机飯一膳ノヲソエテ雅樂一人荷檐シテ郡内葛井ノ池ニ入ル翌朝ニ遠／州サナキノ池ニ浮ヒ出ツ村民是ヲ拜シテ渴仰ス神變奇」(三十四オ) 特今ニ至マテ陵遲セサルヲヤ／繪有之ノ毎年臘月中日限ハサタマラス極寒ノ時節夜ノ間ニ御／渡有リ當社神變不思議ノ專一トシテ事イマタ断ノ絶セサル所也上下兩社ノ中ノ間ニ五十町湖水アリ冰閉カノサナリテ厚キ事或ハ四五尺或ハ三尺餘ナリ氷ノ上ニ雪アリ／積テ凍彌アツシ行人征馬ノ通路トシ犬笠懸ノ馬場トスノ漁人綱ヲオロストテ假ニ五六尺切ヒラク時二十人計斧鉞ノヲモテ切テ魚ヲトル然ニ神幸ノ跡ハ廣サ四五尺南北ハ五」(三十四ウ) 十町アキテトヨレリ其氷水底ニ入ス兩方ニアガリテ山ノ如シノ亦佐久新海社ハ行程二日ハカリ也彼明神ト郡内小坂ノ／鎮守ノ明神トニ神湖中ニ御參會アリ然ハ大小通路三ノ跡辻ノ如クニシテ歴然タリ誠ニ人力ノ及フ

所ニアラス亦神ノ幸畢テ濱神ノ鳴動數十里ニ及フ其聲ヲ聞テ諸人群ノ集シテ是ヲ拜ス倩住事ヲ尋ルニ彼ノ三條院御宇延久ノ年中當所ニ一生不犯ノ行者有リケリ時輩ノ諺ニタフト房トノ号シケル發願シテ云ク我受生以来アヘテ禁戒ヲ犯サス酒肉ノ五辛ヲ食セス讀經誦咒ノ勤行晝夜ヲコタル事ナシ願ハク」(三十五オ) ハ明神御渡ノ儀ヲ拜セント祈テ夜々湖水ヲ渡テ寒水ニ臥スノ事累日也或夜五更ニ及テ千萬ノ軍卒發向ノ勢有其形ノヲ見奉ラス空ニ聲アリテ手長有ヤ目キタナキモノ取テ捨ヨト聞ノコユ則人ノ近ツクヨソホヒアリテ其時アラクスツルナト仰スト聞テ忽然トシテ熟睡ス翌日ニ日出ノ程ニ眠リサメテヲキアカリテ左右ヲ見レハ／我境ニ非ス慮外ノ路次也行人ニ此在所ヲトフ遠州サナキノノ社ト答フノ征夷大將軍正二位源朝臣尊氏ノ此奥書之詞卷之奧ニ如此有之仍自余之卷略之而已」(三十五ウ) 竊ノ以明ノ神之道其ノ義邈ノ哉陰ノ陽不測ニノ儀ノ覆ノ載無レ私日ノ月俱ノ懸萬ノ古ノ光ノ輝ノ鎮ノ照於レ是信ノ州諷ノ方大ノ明ノ神者内秘ニ薩ノ／垂之證ノ位ノ外開ニ和ノ光之化ノ門ノ垂ノ迹以ノ来ノ多ノ般奇ノ特載ノ在レ右不レ可ニ重ノ宣ノ圓ノ忠苟ノ繼ニ神ノ氏ノ遺ノ塵ノ猥居ニ祠ノ官ノ一ノ職ノ仕ノ路ノ之行ノ藏生ノ涯之通ノ塞偏任ニ冥ノ晝ノ未レ墮ニ家ノ聲ノ仰思ニ恩ノ德ノ重一則相下ノ似令中レ蚊負上レ山伏省ニ謝ノ賽之微一則祭ノ何以レ蠡測レ海方ノ今表ニ最」(三十六オ) 初鎮ノ坐之根ノ元ノ演ニ無ノ邊和ノ生之眞ノ趣ニ圖ニ四ノ季大ノ小之祭ノ禮一為二十ノ卷ニ真ノ俗之後ノ素ノ欲レ教下至ノ信ノ人彌増ニ渴ノ仰之念一不ノ信ノ者始ノ起中歸ノ敬之心上者ノ也因假ニ丹ノ青之文一寫ニ今ノ古之端一今ノ上皇ノ帝辱下ニ外ノ題之宸ノ翰一征ノ夷將ノ軍敬記ニ

全・部之奥・書一親・王台・司貴・種卿・士或録二其義・趣一或書二其
 其①詞・章一文・字ノ則模二王・逸・少之精・神一畫・圖則倣二呉・
 遣・玄ノ之妙・手一琢二荊・山之璞一以為レ軸鑠二麗・水之」(三十六
 ウ)金一以鏤レ標恭・冀書・畫不レ朽而傳二萬・孫之ノ家一利・益無レメ
 偏而被二率・土之俗一特・請國・家ノ安・全禮・奠復レ舊干・戈永戢
 悉浴二皇・澤一于ノレ時延・文丙・申臈・月上・澣執・行法・眼和・
 尚・ノ位圓・忠謹・誌「右尊神縁起上下兩帙於ノ金剛峯寺悉地院以同
 院之盛圓法印ノ之本書寫之畢安居中也(朱明治三十年ヨリ四百一十七年)文(前カ)明一二年七月ノ十一日
 同十八日一反自見大概校合ノ之金剛佛子宗約生三十二歳」(三十七才)
 右尊神縁起上下兩帙於金剛峯寺悉地院ノ同院之盛円法印之本書写卒ノ
 予安居中也文明四年七月十一日同十八日一反ノ自見大概交合卒ノ舍利
 仏子宗(ウ)宗詢(生)ノ南原下防ノ権祝綱政」(三十七ウ)

※三十七丁表は裏表紙見返しに相当する。また、三十七丁裏は裏表紙
 に貼付された紙片に相当する。

長野県立大学の教育と学生の成長を 可視化する①

—学生が感じる全寮制の利点・欠点—

加藤 孝士・中山 智哉・新保 みさ・宮城 正作
小笠原明子・太田 光洋・笠原 賀子

1. 本研究に係る事業の趣意

本研究は、長野県立大学（以下、本学）の公募型裁量経費事業（理事長裁量経費：2018年4月—2024年（予定））として採択された「ライフスキルの成長を促す大学の教育力評価事業」の一環で行われた調査の一部をまとめたものである。

本学は、「長野県の知の礎となり、未来を切り拓くリーダーを輩出し、世界の持続的発展を可能にする研究成果を発信することで、人類のより良い未来を創造し、発展させる」という理念の基、「リーダー輩出」、「地域イノベーション」、「グローバル発信」を使命として誕生した（令和2年10月現在：長野県立大学HP基本理念）。そして、これらを達成するため、「少人数教育」、「1年次全寮制」、「全員参加の海外プログラムや英語教育」、「ディスカッション授業」、「クォーター制」など、特徴的な教育プログラムを実践している。

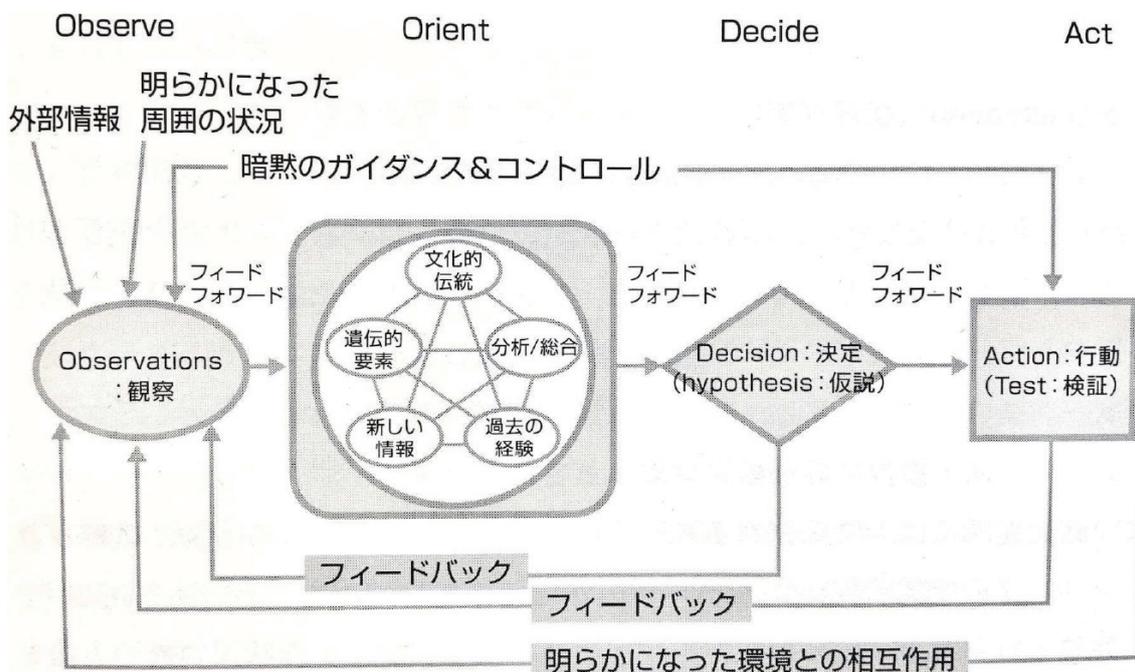
しかし、「これらの教育がどのように学生の成長に寄与するのか」に関して検証しなければ、その教育的効果を客観的に主張することは出来ない。そして、大学というアカデミックな場において、教育的効果を主観で語るのではなく、客観的データを基に語ることが求められる。そのため、本事業は、本学の教育の特徴が学生の学びにどのような影響を与えているのかを調査・研究し学びの様相を可視化することを目指す。

また、「自ら考え、自ら学び、主体的に行動する」ことも本学の使命に掲げていることから（令和2年10月現在：長野県立大学HP基本理念）、本事業では教職員の目線ではなく、「主体的な存在である学生」の視点を重視し、実際に教育を受けている学生が、「どのように本学の教育を捉えているのか」、「自身の成長をどのように実感しているのか」を示す。そこで、本事業では、本学の学生を対象とした調査を継続的に行ない（開学5年間）、「学生が捉える学びの特徴」や「学生がどのように成長（変化）を実感しているのか」を明らかにする。これらを明らかにすることで、学生にとって有益な学びを示すことや教育をさ

らに良いものに修正・改善していくこと、高校生が大学を選択する際の有益な情報を提供することに繋がると考えている。

2. はじめに

事業の趣意を達成するため、1年目は、学生が本学の教育的特徴をどのように捉えているのかをOODAループの視点で調査・検討を行った。OODAループとは、Boydによって提唱された手法であり（Boyd, 2010）、PDCAサイクルと対比して説明されることが多い。PDCAは、問題解決の手法として、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の順に処理を行い、サイクル的に改善と計画を繰り返す。この手法は、経済学や教育学など様々な分野で大きな広がりを見せており、有効性を示す研究も多い（小島・池田・桑田・中西、2018など）。しかしながら、このサイクルは、「計画」からスタートさせるため、今まで扱ったことのない問題や年初に改善提案を出す場合には、不具合が生じる可能性が指摘されている（吉川、2020）¹。一方、OODAループは、観察（Observation/Observe）、状況判断（Orientation/Orient）、決定（Decision/Decide）、行動（Action/Act）の順に各段階を実行する。その中でも、特に第一段階である「観察」を重視し、各段階での検証後、観察に戻ることも認めており、新しい情報を基に、柔軟に対応するための方略が盛り込まれている（図1：森川、2013）。



「The Essence of Winning and Losing」(John.R.Boyd) を基に作成

図1 OODAループのモデル（森川、2013）

1 Observationを加えたOPDCAサイクル等も提案されているものの、本質的な改良には至っていない（Foresight University, 2010）。

今回の事業を考えた場合、「特徴的な教育の初年度」であることや「学生の視点を中心に捉えること」を考慮した場合、より柔軟性のあるOODAループの視点が適していると考えられる。このループに当てはめると、初年度は、状況を把握するための「観察」とその結果を基に調査項目を整理し、範囲を拡大し追加調査を行う「状況判断」にあたる。そして、2年目以降は、1年目の結果を基に仮説を設定し、PDCAサイクルに基づき追跡調査を行う。

3. 課題の背景と目的

2000年代以降、大学生の対人関係能力の低下やストレスに対する耐性の低さ、ストレス対処の不適切さなどが指摘され（齋藤、2002）、時代の変化とともに、大学生のライフスキルが問題視されている。この背景として、都市化、少子化、受験の低年齢化といった社会環境の変化によって、社会性を培う機会が減少している等の理由が考えられる。そのような中、中央教育審議会（2008）も「4年生を卒業する人物が最低限、身につけておくべき能力」を「学士力」と名付け、「知識・理解（文化、社会、自然等）」、「汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等）」、「態度・志向性（自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任等）」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の4つを挙げ大学在学中に学ぶことの必要性を強調している。この能力の中にも、コミュニケーション能力やチームワークといった用語が具体的に盛り込まれており、大学教育において、対人関係が重要な能力として位置づけられていることが分かる。

その後、様々な視点から、大学生の不適応に関する研究も積み重ねられ、「小1プロブレム」、「中1ギャップ」、「高1クライシス」といった各学校種の変化に伴う様々な問題に加え、“高校までの学校段階と大学との様々なギャップに対し、多くの大学1年生が入学後に強い戸惑いや困難を感じる”、「大1コンフュージョン」に関する研究が行われるなど（原田・池谷・松井・望月、2018；原田・池谷、2019）、大学生を対象とした、教育上の問題を起源とした研究もみられるようになってきた。このような中、各大学では、学生をどのように学校に適應させ、教育し、社会に送り出すかが大きな課題となっており、独自の取り組みを行っている。

その取り組みや方針を理解するための手掛かりとなるのが各大学のディプロマ・ポリシー（以下：DP）である。「DP」とは「学位授与の判断のための基本的な考え方として、修了要件や、育成する人材に修得を期待する能力などを示したもの」で各大学によって、どのような学生を育てていくのかを明文化し、教育の特徴を反映させている。この各大学で設定するDPに目を向けると、多くの大学が、「専門知識」や「教養」等の知識に関する事柄だけでなく、「コミュニケーション能力」や「対人関係能力」といった、「学士力」で示されている能力に言及している。

しかしながら、大学生を扱った研究に目を向けると、大学への適應等に注目が集中しており（百崎・山本、2020など）、学生自身の人間的成長に着目し、その成長のプロセスを扱っ

た調査・報告はほとんどみられない。さらに、近年は、「アセスメントポリシー」を設定する等、各大学の学びを評価し、可視化していく取り組みが行われているものの、コミュニケーション能力等に関しては明確に記載されておらず、評価の仕組み（枠組み）が十分ではない。よって、各大学の特徴を踏まえたうえで、どのような学生が成長しているのかを示し、大学の教育力の強みや弱みを評価しつつ、教育を再構成していくことが求められている。

そこで本研究では、本学の掲げている目標を基に、大学生としての精神的な成長を明らかにし、本学の目標を達成するための基礎的資料の提供を目指した。

本学は、DPとして、グローバルマネジメント学科（以下GM学科）では、「リーダーシップ」や「チャレンジする意識」など、食健康学科では、「人とのかかわりを大切にすること」や「情報収集力」など、こども学科では「感受性」や「計画性」などが挙げられているなど、知識以外の人間力も養成の柱として挙げている。そして、これらの能力を育むために、「少人数教育」、「1年次全寮制」、「全員参加の海外プログラムや英語教育」、「ディスカッション授業」、「クォーター制」などの特徴的な学習方法を設定し、教育的効果を想定している（令和2年10月現在：長野県立大学HP基本理念、2020）。

しかしながら、このような教育効果を期待し、大学側が設定した教育プログラムについて、「実際に想定通りの機会が提供されているのか」や「学生がそうした教育プログラムをどのように捉えているか」は、不透明な状況である。特に、「全寮制」のように評価することが難しい側面については、未知数な部分が多く、学生がどのような認識をもち生活をしているかも明らかにされていない。そこで、本報告では、「全寮制」に着目し、学生の認識を示すことを目的とし、2つの調査を行った。

4. 「寮生活に関する意識」の探索的調査（調査1）

（1）目的

「全寮制」の生活の中で、学生が感じる教育の効果がもつポジティブな側面（利点）とネガティブな側面（欠点）を明らかにする。

（2）方法

①調査協力者

2018年度入学学生（開学初年度生）72名（食健康学科31名、こども学科41名）。

②調査時期

2018年4月末に調査を行った。

③手続き

大学の授業を利用し、授業終了後、授業担当者とは異なる教員によって、調査用紙の配布・回収を行った。

④調査内容²

デモグラフィック変数：性別、年齢、学年、学科、居住環境、等をたずねた。

寮生活の満足度：「寮生活にどのくらい満足していますか？」という設問について4件法で回答を求めた（4：満足している～1：満足していない）。

寮生活のポジティブな側面（利点）：「寮生活をしていて、良いところを自由に記入してください。」という設問について自由記述で回答を求めた。

寮生活のネガティブな側面（欠点）：「寮生活をしていて、嫌なところを自由に記入してください。」という設問について自由記述で回答を求めた。

⑤倫理的配慮

調査用紙は、無記名であり、個人が特定されない状態で行った。①結果は、研究以外の目的で使用されないこと。②調査への参加は自由意志であり、回答前や回答の途中で、やめてもいいこと。③回答をもって、調査の同意と見なすことを調査用紙に記載したうえで、調査の際には調査者から口頭で説明し実施した。

⑥分析方法

量的データの分析はHAD（Ver. 16.05：清水、2016）を用いた。テキストデータの分析は、KH Coder（Ver. 3：2017）を用いテキストマイニングを行った。テキストマイニングでは、前処理後、Jaccard係数（複数の集合に含まれる要素のうち、共通要素が占める割合を表しており、係数は0から1の間の値となる。数値は1に近いほど類似度が高いことを意味している。）を算出し、共起ネットワークを作図して、語の使用傾向を示す。

（3）結果と考察

①調査協力者

調査協力者は、食健康学科31名（男性2名、女性29名）、こども学科41名（女性41名）の計72名（回収率100%）であった。平均年齢は18.14歳（±0.38）であった。

②自由記述の分析

寮生活のポジティブな側面とネガティブな側面を学生がどのように捉えているのかを把握することを目的とし、自由記述で回答を求めた。ここではテキストマイニングを用い、記述語のまとまりを客観的に明らかにした後、それらのキーワードを含んだ原文に当たり考察することで、今後の調査への参考資料を提供することを目指した。

1) 寮生活のポジティブな側面

「寮生活をしていて良かったところを自由に記載してください。」という質問に対して得られた回答についてテキストマイニングを行った。具体的には、詳細な分析に先立ち、明らかに同じ意味で使用されている語や漢字、ひらがなの統一を行った（沢山⇒たくさんなど）。続いて、形態素分析（文章や単語を切り分ける処理）を行い、その後、茶筌（ChaSen

2 ライフスキルや職業意識等の調査も行ったが、紙幅の都合上、ここでは報告しない。

〔8〕) を利用し、複合語を検出した。その結果、語を結びつけても同様の意味を成す語しか抽出されなかったため、今回の分析では強制語を指定せず分析を進めることにした。それらの過程を含め、今回の分析には202の文章、2,250語の総抽出語から、異なり語や助詞、助動詞を除外した984語を最終的な分析対象語として用いた。

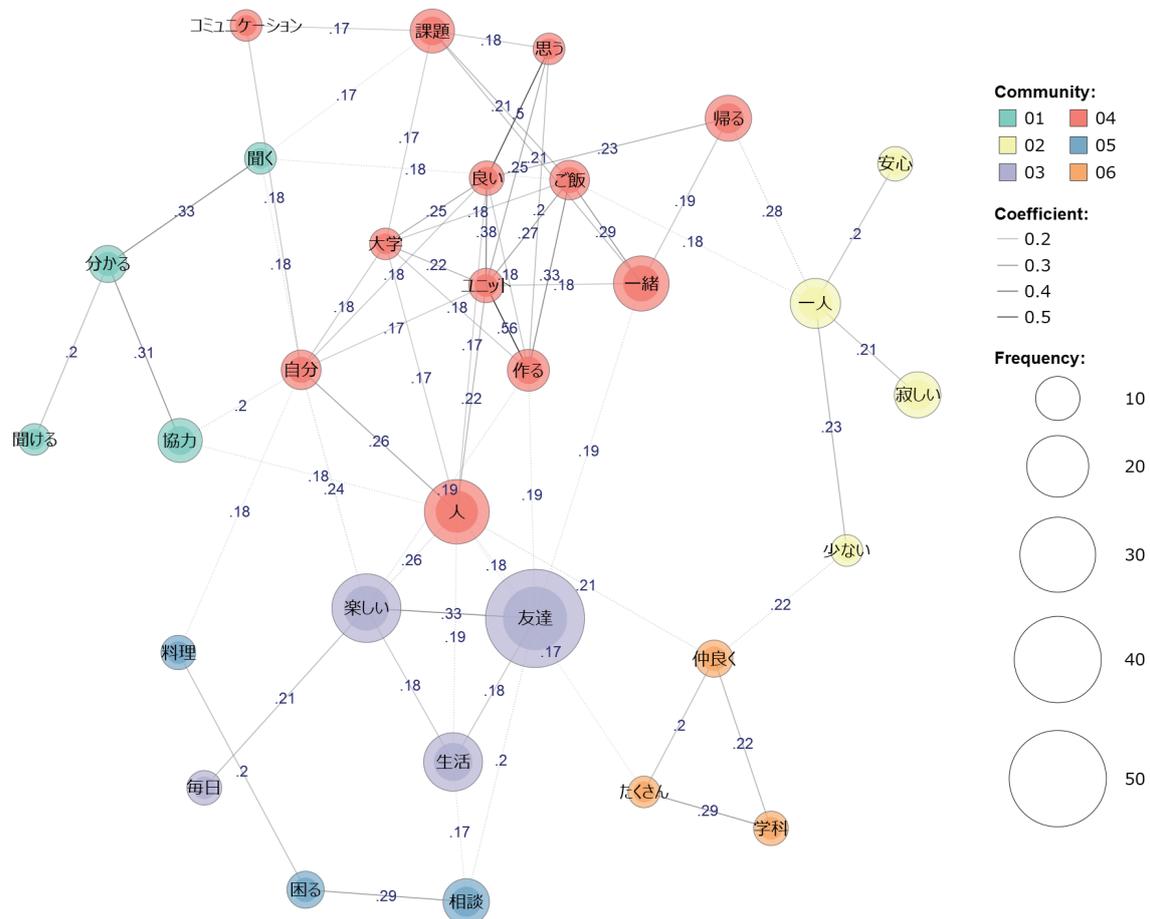


図2 寮の良いところの共起ネットワーク

得られた抽出語から共起ネットワークを作成し、語の関係を図式化した(図2:語の出現数が多いほど大きな円、関係が強いほど太い線、数値はJaccard係数)。その結果、01のまとまりは、『協力』、『分かる』、『聞く』といった語が分類され、「自分が分からないこと、できないことを友達に聞いたり、協力し合える。(こども学科)」といった文章のように、【課題や問題の解決】に関する利点³が示された³。02のまとまりは、『一人』、『寂しい』、『少ない』といった語が分類され、「一人になる時間が少なく、寂しくなることが少ない(こども学科)」といった文章のように、【孤独を感じないこと】が利点として挙げられていた。03のまとまりは、『友達』、『楽しい』、『毎日』といった語が分類され、「友達たちと毎日楽しく生活

3 分かりやすさを意識し、ここでは、単語に関しては『』を用い、抽出されたカテゴリについては【】を用い表記する。

できています。朝起きておはようって言いあったり、行ってきます、行ってらっしゃいを言いあったりできる空間でも充実しています。(こども学科)」といった文章のように、【友だちとの良好な関係性】による充実した生活がうかがえた。04のまともりは、『人』、『ユニット』、『自分』といった語が分類され、「ユニットの仲間が良い人ばかりで、一緒に遊びに行くのが楽しい。夕飯の担当が決まっています自分の負担が減る。(食健康学科)」といったように、【ユニットでの協力】によって得られる充実感がうかがえた。05のまともりは、『料理』、『困る』、『相談』といった語が分類され、「何か困ったときにすぐに相談できる人がいる。一緒に料理できる。助け合える。(食健康学科)」といったように、【困難なことに対する協力】や【料理】に関することをメリットと捉えていることが示された。06のまともりは、『仲良く』、『たくさん』、『学科』といった語が分類され、「毎日たくさん話ができるし、大人数でゲームができるから楽しい。他の学科の子とも仲良くなれる。課題や授業の情報共有がしやすい。(食健康学科)」といったような、【学科を越えたつながり】や【課題や授業の情報交換】などをプラスに感じていることが示された。

以上の結果から、【課題や問題の解決】や【困難なことに対する協力】、【課題や授業の情報交換】といった、授業や課題について友人同士が協力し合っている様子が示された。これらの関係性は、ピア・サポート（学生が学生を支援する活動）⁴に近く、全寮制という特徴的な環境下において、自然と成立したと考えられる。ピア・サポートについては、エンパワーメント等への効果も示されており（伊藤、2013）、各大学においてもコミュニティを設け、その促進に努めている（越川・磯部・池見、2012；米谷・山内、2020など）。このピア・サポートについては「(1) 苦しみに関して何かを語り、またそれを聞く(聴く)ようなコミュニケーションの場が形成されていること、(2) 語り手および聞き手(聴き手)の立場を互換できること」を要素に挙げており、生活を共にする寮生活において同じ課題に向き合う中で培われたと推測される。

また、【学科を越えたつながり】や【ユニットでの協力】といった、学科の枠を超えたつながりを利点として挙げていた。今回の調査では、管理栄養士養成課程や保育者養成課程の学生のみを調査対象者としており、必修科目が多いカリキュラムで学修している。よって、授業では他学科との関わりが難しいのが一般的であるが、寮での関わりによって、他学科とのコミュニケーションが取れていたことが示唆された。

続いて、【孤独を感じないこと】、【友だちとの良好な関係性】といった、友人との良好な関係を推察できる記述も確認された。佐藤・石井（2019）は、新入生の孤独感を検討するため、大学1年生を対象に入学直後の6月に調査を行った。その結果、大学宿舎に居住する学生は、アパート暮らしや自宅から通学する学生に比べ孤独感が高いことが示しており、本研究の結果とは異なっていた。この理由として、本学の寮は、2人部屋での生活を

4 『ピア』すなわち『仲間』あるいは『同じ境遇に立つもの』による（主として言葉のやり取りによる）対人援助という意味合いを持つ（大石・木戸・林ら、2007）。

前提としていることや、ユニットでの活動の機会を設けるなどしていることが関係している可能性がある。

加えて、【料理】に関する記述も確認されるなど、料理を作ることへのポジティブな印象が示された。今回の調査に関しては、管理栄養士を目指す学生が約半数を占めていることや学科の特性上、女性が多いことなどが作用し、「食」に関する記述が抽出された可能性がある。ただし、本学は、自宅から通学可能な学生にも寮生活を課し、コミュニケーション能力の養成はもちろん、日常生活に関する自律も目指している。よって、今後は、食を中心としながらも、掃除、洗濯といった生活に関するテーマにも範囲を広げる必要が想定される。

2) 寮生活のネガティブな側面

「寮生活をしていて嫌なところを自由に記載してください」という質問に対して得られた回答について分析を行った。分析はポジティブな側面と同様の手順で前処理を行い、最終的には、総抽出文章は185文、総抽出語は1850となり、異なり語や助詞、助動詞を除外した851語を分析対象語とした。ポジティブな側面と比べると、記述は少なかった。

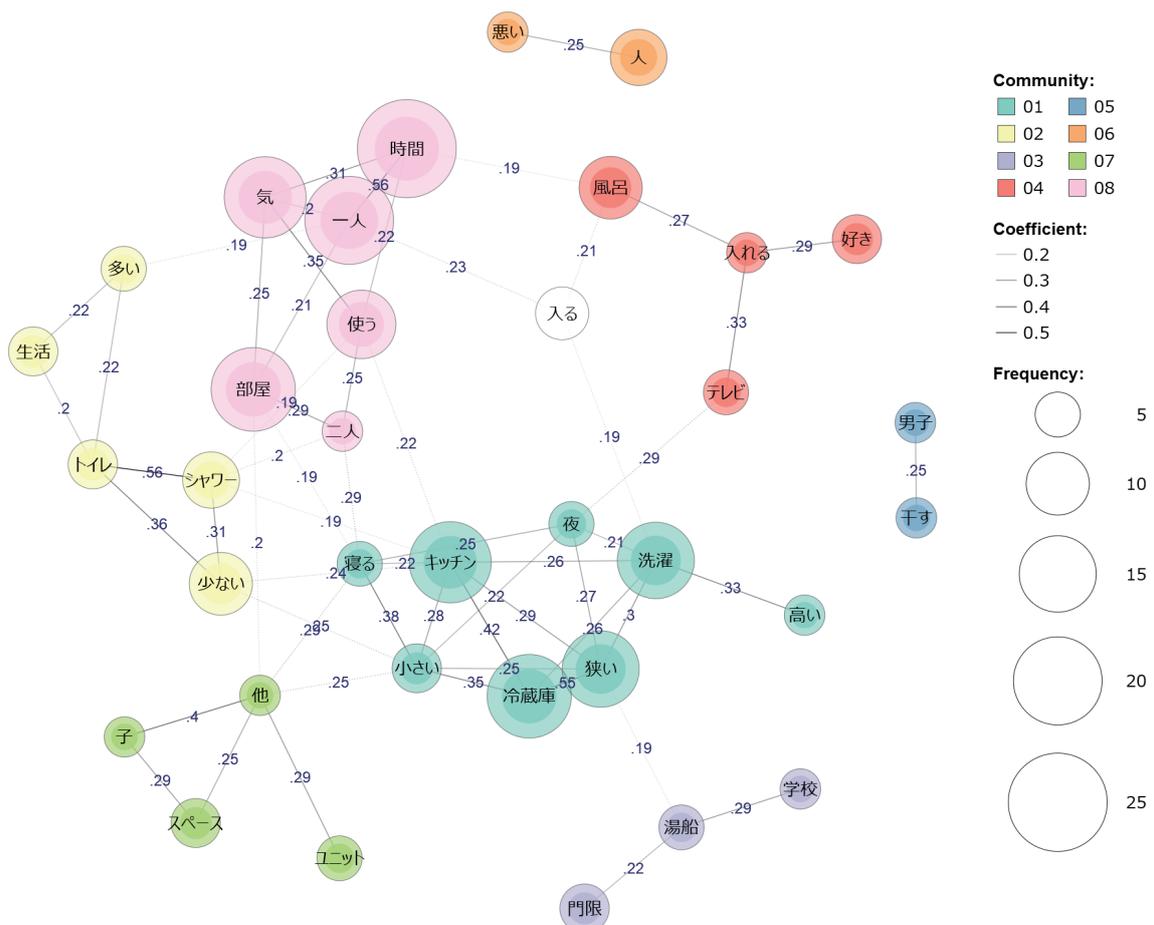


図3 寮の悪いところの共起ネットワーク

続いて、得られた抽出語から共起ネットワークを作成し、語の関係を図式化した(図3)。

その結果、01のまとまりは『キッチン』、『冷蔵庫』、『洗濯』といった語が分類され、02のまとまりでは、『トイレ』、『シャワー』、『少ない』といった語が分類され、05のまとまりでは、『男子』、『干す』といった言葉が分類された。具体的には、「冷蔵庫が小さい。シャワー、トイレが少ない。キッチンが狭い。(食健康学科)」ベランダに洗濯物を干すと男子寮から見えそうで心配。(こども学科)」といった【施設に対する不満】が挙げられていた。03のまとまりでは、『湯船』、『学校』、『門限』が分類され「学校までの坂道がしんどいところ。湯船につかれないところ。(食健康学科)」や「門限が早い(こども学科)」といったように、【制限】に関する記述が挙げられた。04のまとまりについては、『風呂』、『入れる』、『テレビ』、『好き』といった語が分類され、「好きなテレビを我慢しなければならないことがある。お風呂に入れない。家族とのテレビ電話がしづらい。(食健康学科)」といったように、自分の好きなことが出来ないことなどを通じた【我慢】に関する記述が挙げられていた。06のまとまりでは『人』、『悪い』といった語が分類され、07のまとまりでは、『スペース』、『他』、『子』といった語が分類され、「ユニット内でトラブルが起こること。同じ部屋の人と相性が悪いと気まずいこと。同じ部屋の子に疲れていても気をつかうべきところ。共用スペースに他の人の食器が何日も置きっぱなしになっていて、結局それを私が片付けるはめになるところ。(食健康学科)」といった、ユニット内やルームメイトへの気遣いなど【人間関係】を主訴とする文章が挙げられた。08のまとまりでは、『時間』、『一人』、『部屋』といった語が分類され、「二人部屋なので、一人の時間を持ちにくいこと。(こども学科)」といった文章に代表されるように、【一人の時間のなさ】を挙げている学生もみられた。

本調査では、【施設に対する不満】について、多くの記述が確認された。全寮制については、調査年度から開始しており、施設や備品の利用状況を事前に予測しにくかったと考えられる。これらの施設については、調査後、大学が聞き取り調査も行っており、徐々に改善・解消されていく可能性がある。

また、【制限】、【我慢】といった多くの人生活する上で、「順番を守ること」や「見たいテレビ番組を我慢する」等の制約が強く求められていた。このことは、生活する上で、ネガティブな側面といえる。ただし、本学HPでは、「自立して共同生活をするということは、協調性や辛抱強さ、仲間とのコミュニケーションなど、あらゆる人間力がそこで試されます」(令和2年10月確認、長野県立大学HP象山寮の紹介)とされており、これらの我慢や制約に関しては、成長のための糧として、当初から想定されていた事柄といえる。同様に、【人間関係】、【一人の時間】といった、「リーダーとしての人格を形成する場」、「将来を見据えたキャリアデザインの場」といった要素をもっており、教育の目標を達成するための環境が提供されていることが示唆された。

5. 探索的調査を基にした寮生活に関する意識（調査2）

（1）目的

調査1では、寮生活の良い側面として、「友だちとの毎日の生活」、「課題・料理の協力」などが挙げられた。また、悪い側面として、「設備」や「多くの人と活動することによるストレス」が挙げられた。それらを総合し、調査2では【友人関係】、【学習面】、【食生活】、【生活リズム】、【設備】に【全般的な満足度】を加えた寮生活の特徴に注目し、量的調査を行った。また、調査2では調査範囲を全学に拡大し学科間の違いも検討する。

（2）方法

①調査協力者

2018年度入学学生（開学初年度生）257名（GM学科185名、食健康学科31名、こども学科41名）。

②調査時期

2018年6月末に調査を行った。

③手続き

大学の授業を利用し、授業終了後、授業担当者・もしくは、異なる教員によって、調査用紙の配布・回収を行った。教室の移動時間など、回答が困難な場合、自宅で記入し、翌週の授業で回収するようにした。

④調査内容

デモグラフィック変数：性別、年齢、学年、学科、居住環境、朝食頻度等をたずねた。

寮生活の満足度：【友人関係】、【学習面】、【食生活】、【生活リズム】、【設備】に【全般的な満足度】を加え、それらに関する満足度を4件法で回答を求めた（4：満足している～1：満足していない）。加えて、満足度の要因についても明らかにするため、評定の理由についても、自由記述で回答を求めたが、本研究の紙幅の都合上、ここでは報告しない。

⑤倫理的配慮

調査用紙は、無記名であり、個人が特定されない状態で行った。①結果は、研究以外の目的で使用されないこと。②調査への参加は自由であり、回答前や回答の途中で、やめてもいいこと。③回答をもって、調査の同意と見なすことを調査用紙に記載したうえで、調査の際には調査者から口頭で説明し実施した。

⑥分析方法

量的データの分析はHAD（ver. 16.05：清水、2016）を用いた。

（3）結果・考察

①調査協力者

調査協力者は、GM学科166名（男性61名、女性105名）、食健康学科31名（男性2名、女性29名）、こども学科41名（女性41名）の計238名（回収率92%）であった。協力者の

平均年齢は18.32歳（±0.53）であった。

②寮生活に関する満足度

1) 全般的な傾向

【友人関係】、【学習面】、【食生活】、【生活リズム】、【設備】に【全般的な満足度】を加えた6つの視点についての満足度を示すため、各回答の単純集計を図4に示した。

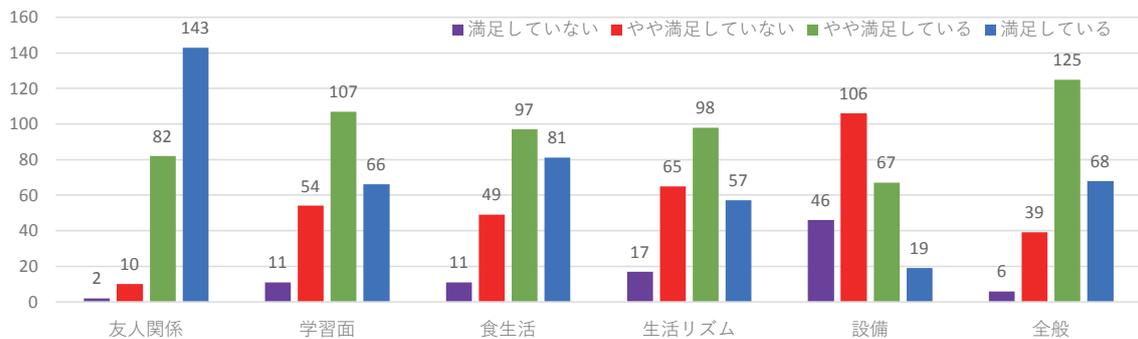


図4 寮生活の満足度（単純集計）

その結果、友人関係については95%の学生が「やや満足している」、「満足している」と回答しており、満足度が高いことが示された。加えて、学習面（72%）、食生活（74%）、生活リズム（66%）に関しても、60%以上の学生が「やや満足している」、「満足している」と回答しており、概ね寮生活に満足している回答が中心であった。その中で、設備面については、64%が「やや満足していない」、「満足していない」と回答しており、不満が高いことが示された。とはいえ、全般的には、81%以上の学生が満足しており、寮全体の満足度としては、比較的高いことが示された。

2) 学科による満足度の違い

最後に、学科ごとの違いを検討するため、カイ2乗分析を用い、回答結果の偏りを検討した。その結果、【友人関係（ $\chi(6)=5.35, p=.50$ ）】、【学習面（ $\chi(6)=8.74, p=.19$ ）】、【食生活（ $\chi(6)=2.05, p=.92$ ）】、【生活リズム（ $\chi(6)=10.04, p=.12$ ）】、【設備（ $\chi(6)=6.40, p=.38$ ）】、【全般（ $\chi(6)=11.18, p=.08$ ）】のすべてにおいて、有意な偏りは確認できず、学科による満足度の違いは示されなかった。このことは、各学科で、異なる目標・興味関心をもっている学生であってもある程度一定の認識をもっていることを示すものである。

6. まとめと今後の課題（総合考察に代えて）

本研究では、本学の教育的特徴を示すため、本学の特徴の1つである「寮生活」について学生から自由記述で回答を求め、その利点と欠点について明らかにした。その結果、利点として「友人と共に課題に取り組む姿」や「学科を越え友人同士で交流している様子」、「自立し、生活している様子」が示された。また、欠点として「一人の時間を持ちにくい中で生活している姿」や「好きなことを制限しながら生活する姿」が示された。この利点・

欠点は、本学の理念を達成するために、寮生活に求めている事柄であり、学生がそれを実感していることは、大学側が設定した学びのための環境がある程度確保されていることを客観的に示すことが出来る結果である。

ただし、今回の調査は、入学後1～3か月の早期の状況に関する調査であることを前提に解釈していくことも必要である。具体的には今回の結果では、入学当初、想定した学びの機会が与えられていることは示すことが出来たが、本研究は、その経験が、真に学生の学びに繋がっているかについては言及できていない。すなわち、ここで示した「寮での経験」と「学生の成長」との関係を検討するなどし、真の学びを評価する必要がある。そのため、今後は、今回の調査結果を基に、1年後、2年後、卒業の時の成長に言及していくよう、調査・研究を進めていく必要がある。

また、学生の学びについては、個々人によって多様なプロセスを経ると考えられることから、最終的には、インタビュー調査等を用いた質的調査を行い、個々人の語りから学びのプロセスを記録に留めていくことも必要である。

7. おわりに

今回は、事業報告の第一歩として開学半年間の調査の報告のみで留めた。しかしながら、本事業は、本研究後も、継続的に調査を行っており、学生のライフスキルの変化やその後の学びについてもデータを累積している。そのため、これらのデータに関しても今後分析し、随時報告していきたいと考えている。さらに、今後も調査を継続する計画であり、これらの結果報告を通じて、本学の教育をより良くするための情報を示していきたい。

付記・謝辞

本研究の調査に回答して下さった学生の方々に感謝申し上げます。加えて、調査に際して、学科を越え、調査協力をいただきました先生方にも大変お世話になりました。誠にありがとうございます。

なお本研究は、「長野県立大学 公募型裁量経費事業 理事長裁量経費：ライフスキルの成長を促す大学の教育力評価事業」の助成を受け行われています。大学全体の教育評価といった大きなテーマについて調査・研究する機会をいただきましたことを感謝しております。本事業を支援して下さる安藤国威理事長、ならびに様々な面でサポートして下さる事務職員の方々へも記して感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

引用文献

- Boyd, J R. (2010) The Essence of Winning and Losing, https://fasttransients.files.wordpress.com/2010/03/essence_of_winning_losing.pdf (参照2020/10/12)
- 中央教育審議会 (2008) 学士力教育の構築に向けて (答申) 本文・概要 https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfi

le/2008/12/26/1217067_001.pdf (参照2020/10/12)

Foresight University: Shewhart-Deming's Learning and Quality Cycle, The Foresight Guide Chapter 4 Models, <http://www.foresightguide.com/shewhart-and-deming/> (参照2020/10/12)

原田新・池谷航介 (2019) 「大1 コンフュージョン」の実際 (第3報): ライフスキル、意欲低下、心理的ストレス反応との関連、岡山大学教師教育開発センター紀要、9、243-250.

原田新・池谷航介・松井めぐみ・望月直人 (2018) 「大1 コンフュージョン」の実際 (第1報): 高校と大学のギャップに戸惑う新入生の実態調査、岡山大学教師教育開発センター紀要、8、97-107.

樋口耕一 (2017) 統計を深く知るフリーソフトウェア「KH Coder」の文章データの分析、統計、68、42-47.

伊藤智樹 (2013) 「ピア・サポートの社会学に向けて」伊藤智樹編著『ピア・サポートの社会学—ALS、認知症介護、依存症、自死遺児、犯罪被害者の物語を聴く』晃洋書房、1-32.

小島麻子・池田尚子・桑田有・中西由季子 (2018) PDCAサイクルを取り入れた中学生への食育の試み、日本健康教育学会誌、26、261-269.

越川陽介・磯部智代・池見陽 (2012) ア・サポート活動にClearing A Spaceを用いる試み I : 効果測定を中心に、関西大学臨床心理専門職大学院紀要、2、13-21.

米谷淳・山内乾史 (2020) ピアサポートと学習支援: 1. 北海道大学と東北大学での面接調査をもとに、大學教育研究、28、87-100.

森川智之 (2013) 決断力を高めるビジネス会計 第4章、pp.145-216、中央経済社.

百崎知代・山本眞利子 (2020) コンプリメントが大学生のソーシャルサポート期待・不安・適応感に及ぼす影響、久留米大学心理学研究、19、1-11.

大石由起子・木戸久美子・林典子・稲永努 (2007) ピアサポート・ピアカウンセリングにおける文献展望、山口県立大学社会福祉学部紀要、13、107-121.

齋藤憲司 (2002) 学生相談—最近の動向1999~2001—、学生相談研究、23、105-114.

佐藤有耕・石井健太郎 (2019) 居住状況と友人関係からみた大学生の孤独感—大学新入生に着目して—、教育心理学会第61回総会発表論文集213.

清水裕士 (2016) フリーの統計分析ソフトHAD: 機能の紹介と統計学習・教育、研究実践における利用方法の提案、メディア・情報・コミュニケーション研究、1、59-73.

吉川歩 (2020) 問題解決の「か・き・く・け・こ」ループの提案、甲南大学教育学習支援センター紀要、5、53-59.

執筆者紹介

二本松 泰 子	長野県立大学グローバルマネジメント学部	准教授
宮 森 征 司	長野県立大学グローバルマネジメント学部	助教
谷 口 眞由実	長野県立大学グローバルマネジメント学部	教授
加 藤 孝 士	長野県立大学健康発達学部	准教授
中 山 智 哉	長野県立大学健康発達学部	准教授
新 保 み さ	長野県立大学健康発達学部	助教
宮 城 正 作	長野県立大学健康発達学部	講師
小笠原 明 子	長野県立大学健康発達学部	講師
太 田 光 洋	長野県立大学健康発達学部	教授
笠 原 賀 子	長野県立大学健康発達学部	教授

グローバルマネジメント 第4号

印刷 2021年3月17日

発行 2021年3月17日

編集代表者 衣川 修平

発行所 長野県立大学
〒380-0803 長野県長野市三輪8丁目49番7号
TEL 026-217-2241 (代表)
FAX 026-235-0026
E-mail daigaku@u-nagano.ac.jp

印刷所 カシヨ株式会社
〒381-0037 長野県長野市西和田1-27-9



2021.3
VOL.4

The Global Management of Nagano

[Articles]

The Culture of Falconry in Various Clans in the Early Modern Period: Introduction of Mr. Hayashi, a Falconer of the Owari Clan, and the Pieces of Literature on Falconry Passed down in His Family	NIHONMATSU Yasuko	1
Public Participation and Random Sampling by a Residents' Group	MIYAMORI Seiji	16
The Image of the Word, "Lesser Cuckoo" in Du Fu's Poems	TANIGUCHI Mayumi	28

[Note]

Suwa City Museum, deposited to the Suwa Jinja Kamisha (Suwa Shrine Upper shrine), Gonnohori (assistants to the Shinto priest) Yajima family, document: Suwa Daimyojin Ekotoba ("Picture Scroll of the Great God of Suwa"), two books, all text reprinted.....	NIHONMATSU Yasuko	50
Visualize Education and Student Growth at the University of Nagano (a): Advantages and Disadvantages of the Dormitory System from the Perspective of Students	KATO Takashi, NAKAYAMA Tomoya, SHIMPO Misa, MIYAGI Masanari, OGASAWARA Akiko, OTA Mitsuhiro and KASAHARA Yoshiko	73

